

令和6年度

# 包括外部監査結果報告書

学校教育に関する事務の執行について

浜松市包括外部監査人

## 目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	監査の対象とした部局	1
5	監査対象期間	1
6	監査の視点	2
7	監査手続	2
8	監査実施期間	2
9	監査実施者	2
10	利害関係	2
第 2	監査対象の概要	3
1	教育委員会	3
2	教育委員会と教育委員会事務局	6
3	浜松市学校教育部	7
4	市立学校	11
5	第 3 次浜松市教育総合計画（はままつ人づくり未来プラン）	16
6	学校教育費	20
7	監査の方法と監査項目	23
第 3	監査結果	25
【 1 】	総括的事項	25
【 2 】	個別事項	34
I	小中学校	38
1	薬品管理	38
( 1 )	保管状況	38
( 2 )	薬品管理・使用簿	41
( 3 )	薬品管理全般	44
2	備品管理	46
( 1 )	未使用の備品	46
( 2 )	備品登録	49
( 3 )	寄附採納手続	50

(4) 再生楽器	50
3 預金通帳の保管場所	51
4 金庫の管理方法	52
(1) 開錠方法の更新	52
(2) ルールの明文化	52
5 休眠口座	52
6 学校徴収金	53
(1) 公費で負担すべき支出	53
(2) 保護者との意見交換	54
7 P T A会計	54
(1) 決算書と通帳残高との不整合	54
(2) 予備費の使用	54
8 振込手数料有料化への対応	55
9 教員・事務職員の職務専念義務の免除	55
10 学校施設の貸し出し	59
(1) 体育施設	59
(2) 地域連携室	64
II 浜松市立高等学校	65
1 通帳・印鑑等の管理方法	69
2 備品管理	69
(1) 備品登録	69
(2) コンピューター	71
3 薬品管理	72
4 公有財産台帳	73
(1) 公有財産台帳への入力	74
(2) 資産更新時の重複計上	74
(3) 資産計上の金額	75
(4) 取得価格の記載	76
(5) 公有財産台帳の活用	77
5 施設の老朽化	78
6 外部への資産貸与	83
(1) 事業者との協議	83
(2) 財務書類の提出	83
(3) 同一業者による長期の使用	84
7 講堂	85
8 学校徴収金	86

(1) 生徒会費	87
(2) 会計監査	89
(3) 保護者との意見交換等	89
9 P T A会費	90
(1) 進路指導費	90
(2) 定期預金	90
10 事務職員の職務専念義務の免除	91
III 学校における働き方改革	92
1 時間外在校等時間	92
2 自宅での業務の実施	115
IV 学校給食	128
1 食材費高騰への対応	128
2 学校給食への異物混入	139
3 学校給食費の未納	146
V 教育施設	149
1 学校用地に係る賃借料	149
2 建物の老朽化	150
3 教職員住宅	152
4 公有財産台帳	156
5 学校図書	157
6 グラウンドの安全確保	164
VI 放課後児童クラブ	165
1 待機児童の解消	167
2 設備の修繕	170
3 未回収の保護者負担金	174
VII 教育支援	177
1 発達支援教育推進事業	177
(1) 発達障害のある児童生徒増加への対応	177
(2) 事業指標	178
(3) 発達支援ソフト（M I M）の導入	178
2 外国人子供教育支援推進事業	179
(1) 事業指標	179
(2) ポケットークの配布	180
3 教育相談推進事業	181

(1) Web相談申込、チャット相談の件数	181
(2) 事業指標	183
4 不登校児支援推進事業	184
(1) 事業指標の目標設定	184
(2) 事業指標の追加設定	184
5 育英事業	185
(1) 高等学校等向け制度の見直し	186
(2) 奨学金の所得条件	187
(3) 事業指標	188
VIII その他事業	189
1 指導課	189
(1) 政策指標と事業指標	189
(2) 部活動等推進事業	190
(3) 部活動等推進事業交付金	191
2 教育センター	192
(1) 夢育やらまいか事業	192
(2) 理科・ものづくり教育支援事業	193
(3) 生きた英語力育成事業	195

## **第1 外部監査の概要**

### **1 外部監査の種類**

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### **2 選定した特定の事件（テーマ）**

学校教育に関する事務の執行について

### **3 特定の事件を選定した理由**

人口減少社会の到来や本格的な少子高齢化といった社会構造の変化、ICT（情報通信技術）の普及やAI（人工知能）の進化、グローバル化の進展などの急速で激しい環境変化によって、学校教育を取り巻く環境は大きく変わりつつある。また、教育現場においては、教員の業務の多様化や長時間労働、子どもの貧困、メンタルヘルス、多様性など、多岐にわたって複雑な問題が生じている。学校教育は、こうした著しい環境変化や複雑化した問題に迅速に対応しつつ、質の高い教育を追究し、実現することが求められている。

このような環境下において、浜松市では「第3次浜松市教育総合計画」を策定し、様々な施策を実施している。

学校教育は、将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、市民にとって、身近で関心の高いテーマである。また、学校教育に関連する事務を管理する学校教育部の役割も、市民にとって非常に重要なものである。

学校教育に関する事務の執行について、外部監査を実施することにより、現状を把握するとともに、問題点や課題を見つけ、改善案を提示することは、市民にとって有意義なことと考え、外部監査のテーマを選定した。

### **4 監査の対象とした部局**

- ・ 学校教育部
  - ・ 浜松市立小学校・中学校・高等学校
- なお、必要に応じて、他の部局も監査の対象としている。

### **5 監査対象期間**

原則として令和5年度であるが、必要に応じて、他の年度も監査対象としている。

## 6 監査の視点

- ・学校教育に関する事務の執行が、法令規則等に準拠して適切に実施されているか
- ・学校教育に関する事務の執行が、経済性、効率性、有効性の観点から合理的に実施されているか

## 7 監査手続

主な監査手続として、学校への往査、関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、担当部署に対するヒアリング、教員・管理栄養士へのアンケート調査、分析などを実施している。

## 8 監査実施期間

令和6年6月25日から令和7年3月19日まで

## 9 監査実施者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 内山昌美

### (2) 補助者

公認会計士 松島達也  
公認会計士 鈴木啓市  
公認会計士 原田俊輔  
公認会計士 天野丈  
公認会計士 松井一  
公認会計士 豊田国大  
弁護士 杉田智樹

## 10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1 教育委員会

#### (1) 教育委員会制度

教育委員会とは、地方自治法第180条の5の定めにより、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を行うために、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関のことである。

「教育委員会制度の意義」、「教育委員会制度の特性」、「教育委員会制度の仕組み」について、文部科学省のホームページには、以下のとおり記載されている。

##### [教育委員会制度の意義]

###### ① 政治的中立性の確保

◎個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

###### ② 継続性、安定性の確保

◎教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

###### ③ 地域住民の意向の反映

◎教育は、地域住民にとって身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

##### [教育委員会制度の特性]

###### ① 首長からの独立性

◎行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

###### ② 合議制

◎多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

###### ③ 住民による意思決定（レイマンコントロール）

◎住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

[教育委員会制度の仕組み]

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

## (2) 教育委員会の職務権限

教育委員会の職務権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地方教育行政法」という。)第21条に定められており、その内容は下記のとおり、多岐にわたっている。

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
  - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
  - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
  - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
  - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
  - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

### **(3) 教育委員会の構成**

教育委員会は、原則として、教育長と4人の委員から構成されるが、条例の定めるところにより、教育長と5人以上の委員に増員することも可能である(地方教育行政法第3条)。浜松市の教育委員会は、教育長1人と委員5人の体制となっている。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命し、任期は3年である(同第4条、第5条)。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(同第13条)。

また、委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命し、任期は4年となっている。そして、委員には、保護者である者が含まれていなければならない(同第4条、第5条)。

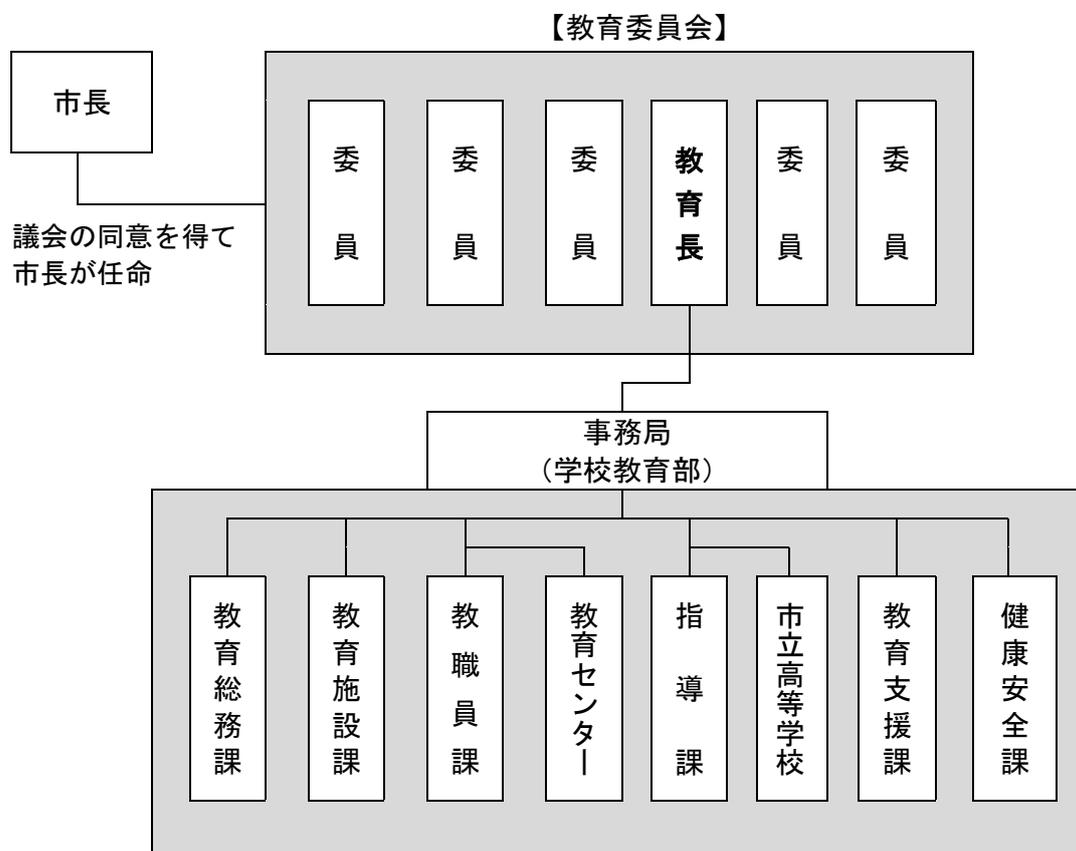
## 2 教育委員会と教育委員会事務局

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて、教育長が具体的な事務を執行する。そして、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会には事務局が置かれる(地方教育行政法第17条)。

事務局は、教育委員会に権限の属する事務を行い、教育長は、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督することになる。

浜松市教育委員会の組織体制を図示すると、以下のとおりである。

### 【浜松市教育委員会】



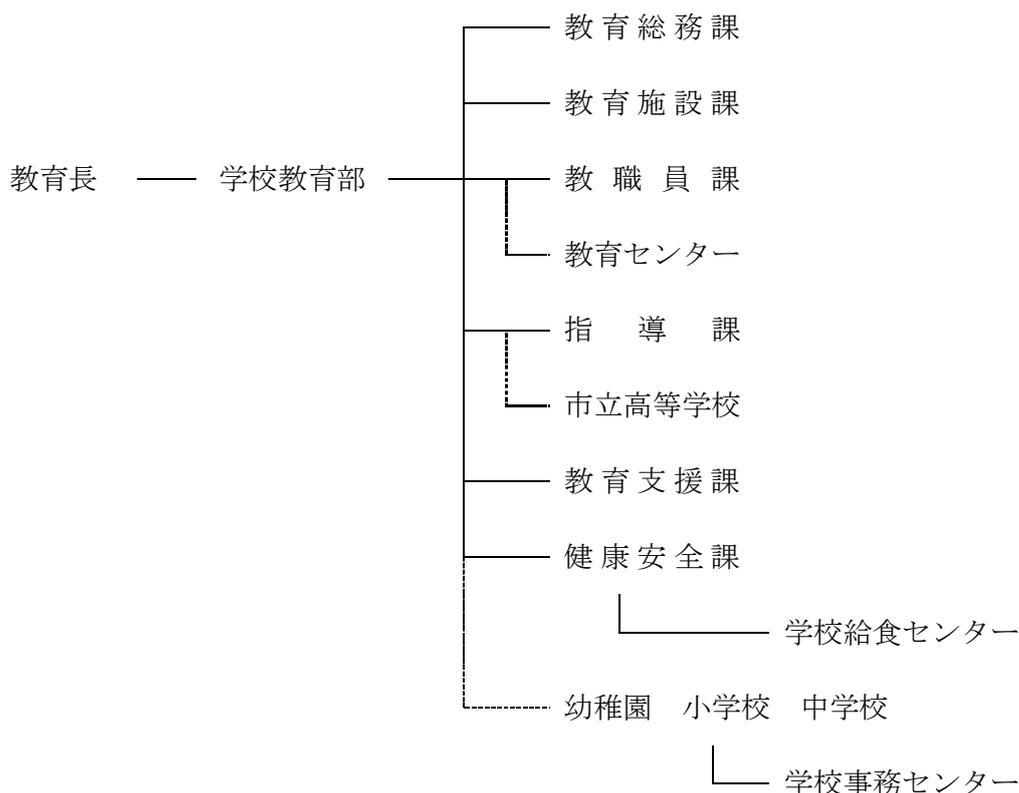
(文部科学省ホームページ「教育委員会の組織のイメージ」より監査人が作成)

### 3 浜松市学校教育部

浜松市学校教育部の組織図、事務分掌、職員数は、以下のとおりである。

#### (1) 組織図

(令和6年4月1日現在)



#### (2) 事務分掌

##### 【教育総務課】

- (1) 教育行政の重要施策の企画及びその総括に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 教育委員会議案の調製、議決等の処理に関すること。
- (4) 幼稚園及び小・中学校の規模の適正化に関すること。
- (5) 教育行政に関する相談に関すること。
- (6) 教育総合計画に関すること。
- (7) 文書及び公印の管理に関すること。
- (8) 例規の制定改廃に関すること。

- (9) 教育委員会職員（教職員課の主管に属する職員を除く。次号において同じ。）の任免、給与、服務等に関する事。
- (10) 教育委員会職員の研修、厚生及び公務災害補償等に関する事。
- (11) 教育広報に関する事。
- (12) 学校評価に関する事。
- (13) 学校と地域との連携の推進に関する事。
- (14) 人づくりネットワークセンターの運営に関する事。
- (15) 放課後子ども総合プランの推進に関する事。
- (16) 高等学校との連絡調整に関する事。
- (17) 社会教育委員に関する事。
- (18) スポーツ推進委員に関する事。
- (19) 学校運営協議会に関する事。
- (20) いじめ問題第三者委員会に関する事。
- (21) スポーツ推進審議会に関する事。
- (22) 文化財保護審議会に関する事。
- (23) 社会教育の講座及び図書に関する事。
- (24) 社会教育関係団体に関する事。
- (25) 文化財の保護及び活用に関する事。
- (26) 博物館の登録等に関する事。
- (27) 部内及び他部局との総合調整に関する事。
- (28) 他の課に属しない事。

### 【教育施設課】

- (1) 学校施設等に係る総合調整に関する事。
- (2) 学校の教材、教具等の整備に関する事。
- (3) 学校の用に供する財産の取得及び管理に関する事。
- (4) 防衛施設周辺の学校施設等の障害防止等に関する事。
- (5) 学校の予算及び経理に関する事。
- (6) 教職員住宅に関する事。
- (7) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (8) 学校施設等の整備及び長寿命化に関する事。
- (9) 教育の情報化の推進及び総合調整に関する事。
- (10) 教育ネットワークに関する事。
- (11) ICT教育の環境整備及び活用に関する事。
- (12) 校務の情報化の総括に関する事。

### **【教職員課】**

- (1) 教職員の定数及び配置並びに教員の採用に関する事。
- (2) 教職員の任命、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (3) 教職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (4) 教職員の給与、退職手当及び児童手当に関する事。
- (5) 教職員の人事評価に関する事。
- (6) 教職員の研修、厚生、健康審査会及び公務災害補償等に関する事。
- (7) 教職員団体、共済組合及び学校教育諸団体に関する事。
- (8) 教育センターとの連絡調整に関する事。

### **【教育センター】**

- (1) 教育センター業務の企画、運営及び調査に関する事。
- (2) 教育職員の研修に関する事。
- (3) 学校における教育課程、学習指導等に関する事。
- (4) 学習効果の評価に関する事。
- (5) 教科用図書採択及び教材教具の取扱いに関する事。
- (6) 施設の管理運営に関する事。

### **【指導課】**

- (1) 学校における生徒指導等に関する事。
- (2) かわな野外活動センターに関する事。

### **【市立高等学校】（校長の職務）**

- (1) 学校教育の内容に関する事。
- (2) 所属職員の人事管理に関する事。
- (3) 生徒の管理に関する事。
- (4) 学校の施設及び設備の保全管理に関する事。
- (5) その他学校の運営に関する事。

### **【教育支援課】**

- (1) 教育相談に関する事。
- (2) 発達支援学級の設置に関する事。
- (3) 外国人子ども教育支援に関する事。
- (4) 就学支援委員会に関する事。
- (5) 児童生徒の就学に関する事。

- (6) 学齢簿に関すること。
- (7) 学級編制に関すること。
- (8) 学校教育に係る統計調査に関すること。
- (9) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (10) 小・中学校の通学区域に関すること。
- (11) 育英事業に関すること。
- (12) 遠距離通学に関すること。
- (13) 通園・通学バスの運行に関すること。
- (14) 幼稚園の入園及び退園に関すること。

### 【健康安全課】

- (1) 学校保健に関すること。
- (2) 学校給食に関すること。
- (3) 学校安全に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学童等災害共済事業に関すること。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター、学校保健会及び公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部に関すること。

### (3) 職員数

令和6年4月1日現在（単位：人）

	一般の職員						再任用職員	会計年度任用職員	合計		
	部長・参与	次長・参事	課長・副参事	課長・担当課	補佐	専門監・課長				計	
										職員	主事 うち指導
学校教育部	1						1	0		1	
教育総務課		2	1	1	22	26	8	4	8	38	
教育施設課		1	2		24	27	2	4	5	36	
教職員課		1	5		27	33	13	2	5	40	
教育センター			1	1	19	21	16	7	20	48	
指導課			3		14	17	12	2	3	22	
教育支援課			1	1	18	20	8	7	20	47	
健康安全課			1	4	17	22	6	3	7	32	

	校長	副校長・教頭	事務長	教諭・実習助手	その他（事務職員等）	計		再任用職員	会計年度任用職員（講師を除く）	合計
						職員	うち指導主事			
市立高等学校	1	2	1	62	3	69	0	5	3	77

## 4 市立学校

### (1) 小学校

(令和6年5月1日現在)

No.	小学校名	所在地	児童数
1	西小学校	中央区鴨江町 70-1	371
2	東小学校	中央区中央二丁目 2-1	350
3	県居小学校	中央区東伊場二丁目 5-1	248
4	相生小学校	中央区向宿三丁目 8-1	531
5	竜禅寺小学校	中央区龍禅寺町 844	355
6	追分小学校	中央区布橋一丁目 9-1	182
7	佐藤小学校	中央区佐藤二丁目 32-1	332
8	広沢小学校	中央区広沢二丁目 51-1	762
9	曳馬小学校	中央区曳馬一丁目 1-35	615
10	萩丘小学校	中央区幸五丁目 12-1	607
11	富塚小学校	中央区富塚町 1803	492
12	白脇小学校	中央区寺脇町 431	992
13	蒲小学校	中央区神立町 5	974
14	浅間小学校	中央区西浅田二丁目 12-1	507
15	上島小学校	中央区上島一丁目 21-1	866
16	鴨江小学校	中央区西伊場町 4-1	271
17	新津小学校	中央区新橋町 777	654
18	河輪小学校	中央区東町 333	197
19	船越小学校	中央区船越町 29-1	325
20	城北小学校	中央区住吉一丁目 23-1	431
21	和田小学校	中央区薬師町 273-2	605
22	与進小学校	中央区天王町 1351	815
23	豊西小学校	中央区豊西町 1551	394
24	笠井小学校	中央区笠井町 1050	466
25	中ノ町小学校	中央区中野町 427-1	312

No.	小学校名	所在地	児童数
26	芳川小学校	中央区芳川町 206-1	599
27	飯田小学校	中央区飯田町 978	572
28	花川小学校	中央区花川町 781	64
29	三方原小学校	中央区三方原町 682	689
30	豊岡小学校	中央区豊岡町 22	769
31	都田小学校	浜名区都田町 5609-2	101
32	神久呂小学校	中央区神ヶ谷町 3490	588
33	入野小学校	中央区入野町 8757	457
34	積志小学校	中央区積志町 1497-1	823
35	伊佐見小学校	中央区伊左地町 5644	475
36	和地小学校	中央区湖東町 2005	541
37	都田南小学校	浜名区都田町 8756	343
38	篠原小学校	中央区篠原町 10300	689
39	葵が丘小学校	中央区高丘東三丁目 51-1	435
40	村櫛小学校	中央区村櫛町 2551	101
41	泉小学校	中央区泉一丁目 16-1	669
42	大瀬小学校	中央区大瀬町 2218	269
43	砂丘小学校	中央区白羽町 2512	47
44	中郡小学校	中央区中郡町 915	656
45	与進北小学校	中央区市野町 2715	450
46	佐鳴台小学校	中央区佐鳴台三丁目 31-1	483
47	瑞穂小学校	中央区高丘北三丁目 15-8	701
48	富塚西小学校	中央区富塚町 3541	442
49	芳川北小学校	中央区頭陀寺町 1046-1	567
50	有玉小学校	中央区有玉南町 614	615
51	初生小学校	中央区初生町 1001-2	771
52	西都台小学校	中央区西鴨江町 1106	324
53	和田東小学校	中央区安間町 437-2	323
54	葵西小学校	中央区葵西二丁目 25-1	453
55	可美小学校	中央区若林町 1748	767
56	有玉小学校萩原分校	中央区有玉西町 816	1
57	大平台小学校	中央区大平台三丁目 6-1	444
58	舞阪小学校	中央区舞阪町舞阪 76	414
59	雄踏小学校	中央区雄踏町宇布見 7997-1	821
60	浜名小学校	浜名区小松 1450	693
61	北浜小学校	浜名区横須賀 800	564
62	北浜東小学校	浜名区善地 1546	225

No.	小学校名	所在地	児童数
63	中瀬小学校	浜名区中瀬 3648-1	750
64	赤佐小学校	浜名区於呂 2790	651
65	龜玉小学校	浜名区宮口 262	313
66	新原小学校	浜名区新原 2331	330
67	北浜北小学校	浜名区西美藪 1588	701
68	内野小学校	浜名区内野 1702	1121
69	北浜南小学校	浜名区寺島 3010	333
70	伎倍小学校	浜名区貴布祢 2646	379
71	二俣小学校	天竜区二俣町二俣 867-1	270
72	光明小学校	天竜区山東 2550	320
73	上阿多古小学校	天竜区西藤平 1318	11
74	下阿多古小学校	天竜区両島 762	47
75	熊小学校	天竜区熊 2153	11
76	横山小学校	天竜区横山町 547	13
77	犬居小学校	天竜区春野町堀之内 993-1	32
78	気田小学校	天竜区春野町気田 603-1	50
79	佐久間小学校	天竜区佐久間町半場 50-1	13
80	浦川小学校	天竜区佐久間町浦川 2819	8
81	水窪小学校	天竜区水窪町奥領家 2697-1	22
82	気賀小学校	浜名区細江町気賀 11529-1	515
83	西気賀小学校	浜名区細江町気賀 9994-1	25
84	伊目小学校	浜名区細江町気賀 3241	64
85	中川小学校	浜名区細江町中川 2553	339
86	井伊谷小学校	浜名区引佐町井伊谷 680	425
87	金指小学校	浜名区引佐町金指 1369	74
88	奥山小学校	浜名区引佐町奥山 1101-1	56
89	三ヶ日東小学校	浜名区三ヶ日町都筑 2266-2	189
90	三ヶ日西小学校	浜名区三ヶ日町三ヶ日 301-1	285
91	平山小学校	浜名区三ヶ日町平山 200	34
92	尾奈小学校	浜名区三ヶ日町下尾奈 1431	35
93	双葉小学校	中央区海老塚二丁目 5-1	187
94	引佐北部小学校 (引佐北部小中学校)	浜名区引佐町四方浄 134-6	47
95	南の星小学校	中央区西島町 1148-1	249
96	庄内小学校 (庄内学園)	中央区庄内町 100	318
97	中部小学校 (浜松中部学園)	中央区松城町 108-1	532
		計	39,348

## (2) 中学校

(令和6年5月1日現在)

No.	中学校名	所在地	生徒数
1	東部中学校	中央区飯田町 1038	544
2	西部中学校	中央区鴨江二丁目 17-1	391
3	南部中学校	中央区龍禅寺町 706	647
4	北部中学校	中央区文丘町 28-1	420
5	中部中学校 (浜松中部学園)	中央区松城町 108-1	285
6	八幡中学校	中央区野口町 1533	396
7	曳馬中学校	中央区曳馬四丁目 2-15	659
8	新津中学校	中央区新橋町 748	354
9	江西中学校	中央区神田町 123	293
10	蛭塚中学校	中央区蛭塚二丁目 15-1	351
11	天竜中学校	中央区龍光町 43	636
12	与進中学校	中央区市野町 1405-1	695
13	笠井中学校	中央区笠井町 1055	416
14	南陽中学校	中央区芳川町 80	457
15	北星中学校	中央区初生町 1305	671
16	都田中学校	浜名区都田町 5824-18	229
17	神久呂中学校	中央区大久保町 6633	297
18	入野中学校	中央区入野町 17059	678
19	積志中学校	中央区有玉北町 1200	648
20	湖東中学校	中央区佐浜町 4540	609
21	篠原中学校	中央区篠原町 20200-1	350
22	丸塚中学校	中央区丸塚町 1050	546
23	高台中学校	中央区住吉五丁目 19-1	490
24	庄内中学校 (庄内学園)	中央区庄内町 100	253
25	江南中学校	中央区江之島町 1266-3	133
26	開成中学校	中央区高丘北一丁目 15-20	552
27	中郡中学校	中央区中郡町 897	435
28	三方原中学校	中央区豊岡町 196	665
29	東陽中学校	中央区西町 700	307
30	佐鳴台中学校	中央区佐鳴台三丁目 32-1	230
31	富塚中学校	中央区富塚町 460-1	512

No.	中学校名	所在地	生徒数
32	可美中学校	中央区増楽町 700	359
33	積志中学校萩原分校	中央区有玉西町 816	19
34	舞阪中学校	中央区舞阪町舞阪 4601	262
35	雄踏中学校	中央区雄踏町宇布見 9595	424
36	浜名中学校	浜名区小松 1762-1	965
37	北浜中学校	浜名区西美蘭 279-2	710
38	浜北北部中学校	浜名区於呂 2961	635
39	龜玉中学校	浜名区宮口 4847	331
40	北浜東部中学校	浜名区上善地 317	420
41	清竜中学校	天竜区二俣町鹿島 525	203
42	光が丘中学校	天竜区山東 2701	179
43	春野中学校	天竜区春野町気田 380-2	52
44	佐久間中学校	天竜区佐久間町中部 683-1	19
45	水窪中学校	天竜区水窪町地頭方 366	17
46	細江中学校	浜名区細江町気賀 7300-1	489
47	引佐南部中学校	浜名区引佐町横尾 426	266
48	引佐北部中学校 (引佐北部小中学校)	浜名区引佐町四方浄 134-6	33
49	三ヶ日中学校	浜名区三ヶ日町宇志 1320-5	308
		計	19,840

### (3) 高等学校

(令和6年5月1日現在)

No.	学校名	所在地	生徒数
1	浜松市立高等学校	中央区広沢一丁目 21-1	1,103

## 5 第3次浜松市教育総合計画（はままつ人づくり未来プラン）

第3次浜松市教育総合計画の内容は以下のとおりである（一部抜粋）。

### （1）計画の概要

#### 1 策定の趣旨

平成27年度から令和6年度までの10年間を基本構想とする「第3次浜松市教育総合計画」の策定から前期5年が経過し、AI（人工知能）の急速な進化など技術革新が目覚ましく進展・普及する中で、超スマート社会（Society5.0）という新しい時代の到来を見据えた「学習指導要領」の改訂や、国の「第3期教育振興基本計画」の策定など、教育を取り巻く社会情勢等も大きく変化しました。

本計画は、こうした状況を踏まえ、予測困難な時代を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成するため、後期5年の教育に関する施策を総合的・体系的に推進していくことを目指し、第3次浜松市教育総合計画 後期計画として策定するものです。

#### 2 計画の位置付け

##### （1）法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画」として位置付けます。

##### （2）本市の他計画との関連性

本計画は、「浜松市総合計画（平成27年3月）」を上位計画とし、「浜松市教育推進大綱（平成27年11月）※P50参照」や「第2期浜松市総合戦略（令和2年3月）」など、本市の子供の教育に関連する基本的な計画等と連携・整合を図っています。

#### 3 計画期間

本計画では、基本構想10年のうち、令和2年度から令和6年度までの後期5年の計画を定めます。

第3次浜松市教育総合計画										
基本構想10年										
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
前期5年					後期5年					

## (2) 浜松市の目指す教育

### 1 教育理念

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり

本市では、未来を創っていく子供たちを、子供たちを取り巻く大人が力を合わせて育てていくことを教育理念としています。

### 2 目指す子供の姿

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

子供たちは、夢と希望を持つことにより、たとえ困難や苦勞を伴う課題であっても、逃げずに立ち向かったり、他者と協力したりしながら主体的に取り組むようになります。

また、成功や失敗体験を通してさまざまな資質・能力を身に付け、「さらに自分を向上させたい」、「他者や社会のために役立ちたい」といった新たな夢と希望を持つようになります。

こうして子供たちの心は次第に耕され、正しい判断力や価値観に基づいた自分らしさが磨かれていきます。

本市では、自分らしさを大切にしていけることが人としての根幹を育てていくことにつながると考えているため、特に「自分らしさを大切にする子供」を重視しています。

## (3) 7つの政策と取組

### 1 基本的な方向性

第3次浜松市教育総合計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間を基本構想としており、計画期間を5年ごとの前期・後期に分けています。

こうしたことから、後期計画においても、前期計画の教育理念や目指す子供の姿、政策を引き継ぎ、前期計画策定後の社会情勢の変化やこれまでの取組に対する評価・検証等を踏まえ、施策や取組の見直しを図っています。

### (1) 3つの方針と7つの政策

後期計画では3つの方針を定め、この方針に沿って7つの政策の実現に向け、23の施策を推進します。

**方針1 子供の「生きる力」を育む教育の充実**

**方針2 魅力ある教育を支える環境の整備**

**方針3 子供の育ちを支える家庭や地域との連携・協働**

### (2) 23の施策

前期計画において示した27の施策を23の施策に整理・精選して取り組みます。

また、さまざまな取組を実施した結果、子供や教職員、保護者、地域の意識や実態に表れる変化を成果指標として、新たに施策ごとに設定しました。

学校や関係課に対する「取組状況調査」と小中学校児童生徒や教職員、保護者、地域等に対する「実態把握調査」を毎年度実施し、取組や成果の進捗管理や評価・検証を行います。

### (3) 45の取組と150の取組内容

施策ごとに実施する事業や取組について、前期計画から継続して実施するもののほか、新たに開始する取組を「新規」、さらに充実を図る取組を「拡充」、これまで取り組んできたものの、前期計画には示されていなかった取組を「追加」として示しています。

取組自体が成果となるものについては、達成目標を設定し、計画的に取り組みます。

### (4) 学校における取組

各学校では、本計画の方針や政策の方向性及びそれぞれの学校の実態や地域事情等を踏まえて、目指す子供の姿や各学校が設定する学校教育目標を実現するために教育課程を編成し、各取組を実施していくとともに、それを評価して改善を図っていきます。

特に以下の取組については、参考となる取組内容や事例等を紹介しています。

- ・取組 1-1-1 キャリア教育の推進・・・・・・・・・・ P26
- ・取組 3-1-1 これからの社会に必要な学力の育成・・・・・・・・ P28
- ・取組 3-3-1 情報活用能力の育成・・・・・・・・・・ P30
- ・取組 7-2-1 コミュニティ・スクールの推進・・・・・・・・ P43

## 2 計画体系



## 6 学校教育費

### (1) 学校教育費の推移

一般会計（教育費）

項	目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算)
教育総務費	教育総務費	6,528,108,863	6,094,371,921	5,538,313,561	3,894,766,728	4,752,105,000
	教育施設費	2,389,146,444	3,264,863,256	2,541,878,352	2,844,197,360	2,420,954,000
	教職員管理費	401,873,579	542,867,205	544,275,451	565,274,436	446,718,000
	教育センター費	150,756,922	147,839,251	141,013,871	146,547,479	719,745,000
	教育指導費	1,432,512,334	1,477,886,673	1,528,443,192	962,881,138	464,556,000
	教育支援費	—	—	—	941,572,713	1,016,137,000
	私立学校教育振興費	13,876,000	14,049,000	14,396,000	14,439,000	15,039,000
	計	<b>10,916,274,142</b>	<b>11,541,877,306</b>	<b>10,308,320,427</b>	<b>9,369,678,854</b>	<b>9,835,254,000</b>
小学校費	小学校教職員管理費	21,114,521,246	20,829,156,156	21,047,357,094	21,107,721,629	22,423,238,000
	小学校教育支援費	246,786,023	263,378,069	270,001,669	278,430,520	291,467,000
	小学校管理費	2,253,048,917	1,900,402,003	2,048,746,239	2,003,344,698	2,279,525,000
	小学校健康安全費	903,792,661	970,891,854	999,466,379	1,023,622,851	1,054,679,000
	小学校建設費	4,820,632,218	2,439,466,416	2,581,945,451	3,321,181,968	3,618,775,000
	計	<b>29,338,781,065</b>	<b>26,403,294,498</b>	<b>26,947,516,832</b>	<b>27,734,301,666</b>	<b>29,667,684,000</b>
中学校費	中学校教職員管理費	12,170,045,253	12,162,005,888	12,254,503,279	12,151,527,416	12,870,377,000
	中学校教育支援費	225,347,760	263,952,644	270,720,500	274,002,011	293,966,000
	中学校管理費	995,853,000	1,193,672,525	1,142,316,542	1,030,667,604	1,088,641,000
	中学校健康安全費	461,329,416	475,376,558	508,209,467	550,489,853	573,337,000
	中学校建設費	1,781,557,187	874,696,830	1,893,184,110	2,435,699,498	2,083,801,000
	計	<b>15,634,132,616</b>	<b>14,969,704,445</b>	<b>16,068,933,898</b>	<b>16,442,386,382</b>	<b>16,910,122,000</b>
高等学校費	市立高校管理費	838,230,720	854,466,442	867,832,482	845,491,654	886,441,000
	市立高校建設費	105,441,600	17,184,200	86,743,800	27,688,100	145,635,000
	計	<b>943,672,320</b>	<b>871,650,642</b>	<b>954,576,282</b>	<b>873,179,754</b>	<b>1,032,076,000</b>
幼稚園費	幼稚園支援費	—	—	—	—	1,615,359,000
	幼稚園運営費	—	—	—	—	2,746,150,000
	幼稚園費	5,077,935,379	4,720,692,307	4,487,875,908	4,148,272,142	—
	計	<b>5,077,935,379</b>	<b>4,720,692,307</b>	<b>4,487,875,908</b>	<b>4,148,272,142</b>	<b>4,361,509,000</b>
学校給食センター費	健康安全費	1,277,472,017	1,365,609,367	1,136,982,306	1,299,104,824	1,141,286,000
保健体育費	健康安全費	375,489,220	331,091,513	3,774,096,449	3,788,433,162	3,862,602,000
学童等災害共済費	学童等災害共済事業費	2,810,320	2,792,960	2,762,320	2,718,600	2,702,000
	教育費（合計）	<b>63,566,567,079</b>	<b>60,206,713,038</b>	<b>63,681,064,422</b>	<b>63,658,075,384</b>	<b>66,813,235,000</b>

### 育英事業特別会計（育英事業費）

項	目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算)
育英事業費	一般管理費	186,858	230,727	186,536	189,924	312,000
	育英費	59,605,000	57,810,000	57,560,000	63,135,000	79,560,000
	育英事業基金費	3,260,000	13,780,000	3,020,000	2,680,000	128,000
	計	<b>63,051,858</b>	<b>71,820,727</b>	<b>60,766,536</b>	<b>66,004,924</b>	<b>80,000,000</b>

### 学童等災害共済事業特別会計（学童等災害共済費）

項	目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算)
学童等災害 共済費	一般管理費	442,408	498,622	376,945	386,406	675,000
	共済給付費	2,701,000	2,591,000	3,122,000	2,692,000	5,324,000
	学童等災害共済 事業基金費	879	797	5,872		1,000
	計	<b>3,144,287</b>	<b>3,090,419</b>	<b>3,504,817</b>	<b>3,078,406</b>	<b>6,000,000</b>

## （2）事業費内訳

学校教育部における令和5年度（2023年度）予算の事業別内訳は、次のとおりである。

担当課	事業名	事業費（千円）
教育総務課	放課後児童会健全育成事業	1,551,254
	教育施設等管理事業	51,935
	コミュニティ・スクール推進事業	25,818
	その他	15,262
	計	1,644,269
教育施設課	小学校建設事業	2,338,385
	小学校施設整備事業	1,712,432
	学校情報技術環境整備事業	1,548,621
	中学校建設事業	1,490,334
	小学校運営事業	1,410,401
	中学校施設整備事業	1,259,830
	中学校運営事業	836,811
	小中学校学習者情報環境整備事業	749,740
	小学校授業用教材教具導入事業	445,468
	小学校管理事業	300,654

担当課	事業名	事業費（千円）
	中学校授業用教材教具導入事業	170,979
	中学校管理事業	145,698
	教職員住宅管理事業	100,598
	その他	35,327
	計	12,545,278
教職員課	小学校教職員管理事業	459,680
	中学校教職員管理事業	214,111
	教職員管理運営経費	13,972
	教職員管理デジタル運営経費	6,652
	計	694,415
教育センター	生きた英語力育成事業	231,062
	夢育やらまいか事業	87,730
	教育研究・指導事業	61,139
	教職員研修事業	10,952
	その他	20,286
	計	411,169
指導課	かわな野外活動センター管理運営事業	131,329
	部活動等推進事業	31,360
	生徒指導事業	5,407
	計	168,096
市立高等学校	市立高校管理運営経費	74,809
	市立高校管理デジタル運営経費	48,871
	市立高校施設整備事業	20,699
	市立高校教育事業	17,444
	計	161,823
教育支援課	中学校就学援助事業	259,079
	小学校就学援助事業	250,758
	通園・通学バス運行事業	239,443
	不登校児支援推進事業	75,179
	育英事業運営経費	67,000
	外国人子供教育支援推進事業	42,640
	小学校発達支援教育就学奨励事業	42,506
	教育相談推進事業	30,513
	発達支援教育推進事業	26,947

担当課	事業名	事業費（千円）
	中学校発達支援教育就学奨励事業	25,726
	教育支援運営経費	17,473
	その他（遠距離通学費援助事業）	3,107
	計	1,080,371
健康安全課	学校給食費管理事業	3,713,109
	学校給食センター事業	1,386,086
	小学校給食事業	908,169
	中学校給食事業	489,545
	日本スポーツ振興センター災害共済事業	59,691
	児童健康診断事業	30,948
	学校保健衛生事業	28,452
	生徒健康診断事業	18,129
	健康安全運営経費	13,801
	健康安全デジタル運営経費	13,289
	その他	15,777
	計	6,676,996
教育費合計		23,382,417

## 7 監査の方法と監査項目

学校教育に関する事務の執行については、学校で行われている事務と学校教育部で行われている事務に大別し、学校については現地への往査、学校教育部については課内でのヒアリングを中心に監査を行っている。

学校の監査については、小学校5校、中学校4校、高校1校、合わせて10校の往査を実施している。小中学校の往査対象は、合併前の地域性を考慮し、特定の地域に偏らないよう、旧中区1校、旧東区1校、旧西区1校、旧南区2校、旧北区1校、旧浜北区2校、旧天竜区1校を選定している。

市立高等学校は、市の組織上、学校教育部の1つの課としての地位にあるが、外部監査にあたっては、学校へ往査し、現場で事務処理の確認、ヒアリング等の手続を行っている。

また、学校教育部については、すべての課を対象として監査を実施している。

監査の対象とした主な項目と所管課、監査報告書の記載事項を関連づけて示すと、以下のとおりである。

	所管課等	監査項目（監査報告書）
学校	小中学校	I 小中学校
	市立高等学校	II 浜松市立高等学校
学校教育部	教育総務課	VI 放課後児童クラブ
	教育施設課	V 教育施設
	教職員課	III 学校における働き方改革
	教育センター	VIII その他事業
	指導課	VIII その他事業
	教育支援課	VII 教育支援
	健康安全課	IV 学校給食

(注) 監査項目「V教育施設」は小中学校の施設であり、市立高等学校の施設の監査は「II浜松市立高等学校」に含まれている。

### 第3 監査結果

#### 【1】総括的事項

監査結果の詳細は、【2】個別事項に記載のとおりであるが、ここでは、監査の結果、個別に取り上げられた主な内容を整理し、その概要を総括的事項として記載している。

#### 1 学校

##### (1) 法令規則やマニュアル等への準拠

学校現場の監査において、職員の職務専念義務の免除手続、公費と私費の区分、備品登録、公有財産台帳の記載、行政財産の貸与手続などで、法令規則やマニュアル等に準拠していない事務が多く見受けられた。学校現場においても、コンプライアンスの観点から、法令規則等の理解を深め、それらの遵守を徹底することが必要である。

記載箇所	ページ
<b>I 小中学校</b>	
2 備品管理	
(1) 未使用の備品	46
(2) 備品登録	49
(3) 寄附採納手続	50
6 学校徴収金	
(1) 公費で負担すべき支出	53
9 教員・事務職員の職務専念義務の免除	55
<b>II 浜松市立高等学校</b>	
4 公有財産台帳	
(1) 公有財産台帳への入力	74
(3) 資産計上の金額	75
(4) 取得価格の記載	76
6 外部への資産貸与	
(1) 事業者との協議	83
(2) 財務書類の提出	83
10 事務職員の職務専念義務の免除	91

## (2) 保護者への説明責任

浜松市立高等学校（以下、市立高校という。）では、保護者負担金である学校徴収金（学年費・積立金・生徒会費）について、すべて会計監査が実施されていない。また、生徒会費については、保護者への決算報告も行われていない状況にある。私費会計として、保護者から多額の徴収をしている以上、保護者への説明責任を果たす必要がある。

記載箇所	ページ
<b>II 浜松市立高等学校</b>	
8 学校徴収金	
(1) 生徒会費	87
(2) 会計監査	89

## (3) 薬品管理

小中学校の監査においては、ペットボトルに薬品を保管したり、使用予定がないにもかかわらず爆発物の原料となり得る薬品等を保有したりするなど、薬品管理マニュアルに記載通りの運用ができていない事例が多く見受けられた。

教育センターは、実際に現場で適切な運用が行われているかどうかを調査し、管理が不十分な項目については、現場での管理が適切に行われるよう管理監督に努める必要がある。

記載箇所	ページ
<b>I 小中学校</b>	
1 薬品管理	
(1) 保管状況	38
(2) 薬品管理・使用簿	41
(3) 薬品管理全般	44
<b>II 浜松市立高等学校</b>	
3 薬品管理	72

## (4) 預金通帳等の管理

監査対象とした小中学校の中に、預金通帳の保管場所に問題がある学校、金庫の開錠ナンバーの更新をしていない学校、管理のルールを明文化していない学校があった。セキュリティの観点から、保管場所の変更やルールの見直しと明文化が必要である。

また、市立高校は、通帳と印鑑の管理責任者が同一となっており、内部統制上、リスクがある状態である。さらに、金庫の鍵の保管や鍵の開閉等について、明文化されたルールはない。現行の運用方法に問題がないか、見直す必要がある。

記載箇所	ページ
<b>I 小中学校</b>	
3 預金通帳の保管場所	51
4 金庫の管理方法	
（1）開錠方法の更新	52
（2）ルールの明文化	52
<b>II 浜松市立高等学校</b>	
1 通帳・印鑑等の管理方法	69

## 2 学校における働き方改革

### （1）時間外在校等時間

浜松市では、教職員の時間外在校等時間の削減に取り組んではいるものの、目標値との乖離は依然として大きい。目標を達成するためには、時間外在校等時間の要因について、定量的かつ定性的な分析を行い、主たる要因となっている業務内容を特定したうえで、効果的な取り組みを継続的に実施していく必要がある。

#### ① 目標と実績との乖離

令和5年度の時間外在校等時間の実績は、浜松市の目標との乖離が大きく、目標達成年度である令和6年度までに、市の目標を達成することは困難である。

長時間の時間外在校等時間の要因を特定したうえで、その要因を解消するための具体的かつ長期的な目標を設定し、市全体として継続的かつ効果的に目標達成のために取り組むことが必要である。

#### ② 定量的な要因分析

教職員課では、教職員全体の時間外在校等時間の要因について、定量的な分析を必ずしも実施しているわけではない。

時間外在校等時間の要因を定量的に特定することで、客観的なデータの裏付けをもとに、目標達成のための取り組みを行うことが可能になる。時間外在校等時間の要因を、定量的にモニタリングする仕組みを整備する必要がある。

### ③ 特定の教諭等への業務の偏在

特定の教諭等へ時間外在校等時間が偏在しており、その偏在の是正が行われていない。また、時間外在校等時間の要因について、教職員課では、定量的なデータの把握に加え、定性的な分析も行われておらず、詳細な情報が不足している。

特定の教諭等への業務の偏在を是正するため、時間外在校等時間の要因となっている業務内容の実態分析を行うことが必要である。

#### (2) 自宅での業務の実施

浜松市では、教職員の時間外在校等時間が減少傾向にある一方で、教職員の中には、自宅で業務を実施している者が多い。

自宅での業務時間は、時間外在校等時間に含まれているわけではなく、データとして顕在化しているわけでもない。言わば「見えない残業」であり、時間外在校等時間の削減の一部が、自宅での業務に置き換えられている可能性もある。この「見えない残業」まで含めて、時間外在校等時間の削減が行われないと、本当の意味での働き方改革が達成できたことにはならない。市は、働き方改革を進めるにあたり、自宅での業務の実態についても把握しておく必要がある。

#### ① 自宅での業務実態の把握

監査人が実施した教職員へのアンケートの結果、過去1年間で、240人中211人が自宅での業務を実施したことがあると回答しており、週に1度以上、自宅で業務を実施した者が半数以上を占めている。中には、超過勤務時間規制回避のため、あるいは上司の指導により、自宅で業務を実施している者もいる。

教職員の自宅での業務の実施状況を把握するためのルールと仕組みを整備し、運用することが必要である。

#### ② 情報漏洩リスク

自宅での業務実施は、個人情報記載された紙面の紛失、個人所有PCに係る情報セキュリティ対策の不備、貸与PCの紛失や不適切な使用などを要因として、個人情報などの機密情報が外部に漏洩するおそれがある。

学校の外に持ち出してはならない情報の明確化、個人PCによる業務実施の危険性の周知、貸与PC持ち出しの承認手続などの対策を講じる必要がある。

### ③ 自宅での業務の実施に関するルール

教職員には、家庭等の事情など、やむを得ない事情により自宅で業務を実施している者が多い。しかし、教職員課では、教職員が勤務時間終了後に自宅で業務を実施することは想定していない。このように、教職員の勤務実態と教職員課による認識との間には乖離がある。

教職員の勤務実態からすると、自宅での業務実施を原則禁止とする一方で、事前申請を要件とするなど、一定のルールを課したうえで、自宅での業務を許容することも検討すべきである。また、自宅で円滑かつ安全に業務を行えるよう、情報通信システム等の整備を進めることが望ましい。

記載箇所	ページ
Ⅲ 学校における働き方改革	
1 時間外在校等時間	92
2 自宅での業務の実施	115

## 3 学校給食

### (1) 食材費高騰への対応

食材費の高騰により、学校給食におけるエネルギー摂取量は、許容範囲内ではあるものの、学校給食摂取基準の基準値を下回る水準となっており、下限値に向かい低下している。また、ビタミンC、カルシウム、鉄の栄養素が基準値未満となっている学校もある。

市は、学校給食のエネルギー量とその他栄養素の摂取基準値を満たす献立を提供できるよう努める必要がある。今後の物価上昇も考慮し、健康安全課は、保護者負担額の引き上げや公費負担の増額について、継続的に検討する必要がある。また、栄養教諭等から現場の情報を随時入手し、調理現場のサポート体制を強化することも重要である。

### (2) 学校給食への異物混入

浜松市の学校給食では、令和6年7月に2件の異物混入事案が発生している。

異物混入を未然に防ぐため、日常点検と定期点検をより強化する仕組みを構築するなど、予防保全的な対応が必要である。また、専門業者の点検が入る機会が少ない直営調理校については、学校教育部等または外部から技術者を派遣するなど、定期点検を支援する仕組みについても検討が必要である。

### (3) 学校給食費の未納

令和5年度の不納欠損の中には、最終納付から17年経過して不納欠損処理をしたものがある。発生から約20年にわたり管理対象としていたことになる。

未納金の回収には、必ずしも長期的な管理が効果的とはいえない側面もあるため、約20年にわたる管理の効果を検証し、長期間の管理が本当に必要かどうかを評価すべきである。また、管理コスト削減の観点から、不納欠損処理のルールについて見直すことも必要である。

記載箇所	ページ
<b>IV 学校給食</b>	
1 食材費高騰への対応	128
2 学校給食への異物混入	139
3 学校給食費の未納	146

## 4 教育施設

### (1) 学校施設の老朽化

令和7年3月時点で、小学校の90%、中学校の88%が建築後40年以上を経過する浜松市において、施設の老朽化対策は喫緊の課題である。

浜松市では、長寿命化計画により、学校施設の目標使用年数を60年から80年に延ばすことで、大幅なコスト削減が見込まれている。しかし、その20年の間にも施設の老朽化は確実に進行していくはずである。

行政にとって、長寿命化やコストダウンも重要な課題であるが、学校施設において最も優先すべきは、児童生徒の安全性の確保である。

教育施設課には、児童生徒の安全性の確保を最優先事項としたうえで、老朽化対策を着実に進めていただきたい。

記載箇所	ページ
<b>V 教育施設</b>	
2 建物の老朽化	150

## (2) 施設の予防保全的修繕

市立高校においては、学校施設の老朽化に対応するため、令和3年度に劣化調査を実施しているが、調査実施後、約2年が経過する中で、調査結果を反映した修繕計画は策定されていない。計画がない状態で実施されている修繕は、事後的に対症療法的な対応にとどまっております、予防保全的な対応はできていない。

施設の老朽化により、生徒の学校生活が停止することがないように、長期的な修繕計画を策定し、現状の対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換を図る必要がある。

記載箇所	ページ
Ⅱ 浜松市立高等学校 5 施設の老朽化	78

## (3) 学校用地に係る賃借料

現状の学校用地の借地は、借地面積が大きく、賃料が高いうえ、借用期間も長期化している状況が見受けられる。借用期間の長期化が進むと、所有者の高齢化、相続の発生等により、土地の権利関係が複雑化することも想定される。学校運営の安定性・継続性を担保できる資産を確保する観点からは、本来、校地・校舎は借用でないことが望ましい。

教育施設課は、引き続き用地取得の努力を継続するとともに、賃料についても、普通財産貸付料算定基準金額との乖離を縮めるよう、交渉を続ける必要がある。

記載箇所	ページ
Ⅴ 教育施設 1 学校用地に係る賃借料	149

## 5 放課後児童クラブ

### (1) 待機児童の解消

待機児童の解消に向けた新たな取り組みとして、民設民営の放課後児童クラブの開設が促進され、定員が100人増加し、成果を上げている。

今後も引き続き、積極的に民間事業者へのPRや働きかけを行い、民設民営による施設を活用することにより、待機児童の解消に向けた取り組みをさらに推進していただきたい。

## (2) 設備の修繕

設備の修繕について、現状では、エアコン等の不具合が発生した後に修繕を行うという、事後的で対症療法的な対応が行われている。緊急対応に追われることがないよう、対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換し、計画的な修繕に取り組む必要がある。

## (3) 未回収の保護者負担金

放課後児童クラブの保護者負担金の未回収額については、未納が長期化すると、将来的に滞留債権が累積する可能性も考えられる。

未回収額を減らすため、口座振替の徹底や回収活動の強化など、具体的な対策を検討することが望ましい。また、現在の未納者への来年度以降の対応方法や、将来的なリスクへの対応策についても、事前に検討しておくことが望ましい。

記載箇所	ページ
VI 放課後児童クラブ	
1 待機児童の解消	167
2 設備の修繕	170
3 未回収の保護者負担金	174

## 6 教育支援

### (1) 発達支援教育推進事業

発達障害のある児童生徒数は年々増加しており、今後も発達障害と診断される児童生徒数が増加することが見込まれている。そこで、教育現場として十分に対応できる環境を整える必要がある。

発達障害のある児童生徒に対して、指導者の不足がなく十分な受け皿を設けられるよう、市として計画的に指導者の育成に取り組む必要がある。

### (2) 教育相談推進事業

教育支援課では、対面や電話では相談ができない子供達の相談窓口として、チャット相談を開始している。しかし、令和6年度4月から10月までの実績は、小学生の相談1件のみで、中学生については実績がゼロである。

現在のチャット相談については、相談可能な時間が限定されているため、今後、相談時間の拡大が可能かどうかを検討する必要がある。それが難しい場合には、別の代替的な手段についても検討することが必要である。

### (3) 育英事業

#### ① 高等学校等向け制度の見直し

高等学校等の奨学金の申請者数は0人から2人の間で推移しており、採用予定人数10名程度に満たない状況である。申込資格には「下宿等自宅外から通学することがやむを得ないと認める者」という条件があるが、浜松市の高校生の大多数は自宅から通学しており、条件に該当する生徒自体が少ないと考えられる。

自宅から通学する生徒も奨学金貸与の対象に含めることを検討すべきである。

#### ② 奨学金の所得条件

奨学金制度の認定条件において、所得基準は父母の合計所得のみで決定されており、各家庭の世帯構成や特別な事情が十分に反映されていない。

公平な支援を行うためには、所得金額だけではなく、母子・父子家庭、就学者のいる世帯、障がい者のいる世帯、長期療養者がいる家庭、その他特別な事情を抱える家庭など、世帯構成や個々の事情を考慮する仕組みが必要と考える。

### (4) 事業指標

外国人子供教育支援推進事業、不登校児支援推進事業については、どちらの事業もSDGsのゴールは「すべての子供に適切な教育を提供する」ことである。これらの事業の最終的な目標は、支援の手が行き届いていない子供をなくすことである。支援を受けていない子供の人数をゼロとすることを、事業の新たな目標として設定することについても検討すべきである。

記載箇所	ページ
<b>VII 教育支援</b>	
1 発達支援教育推進事業	177
2 外国人子供教育支援推進事業	179
3 教育相談推進事業	181
4 不登校児支援推進事業	184
5 育英事業	185

## 【2】個別事項

監査の結果については、次の2つに区分して記載している。

【指摘】 合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項  
 【意見】 検討が望ましい事項

監査の結果、【指摘】は49項目、【意見】は44項目であった。

内容	指摘	意見	ページ
<b>【2】個別事項</b>			
<b>I 小中学校</b>			
<b>1 薬品管理</b>			
(1) 保管状況			
① ペットボトルによる保管	1		38
② 爆発物の原料となり得る薬品等	1		38
③ 毒物・劇物の保管	1		40
④ 薬品名の表記	1		40
(2) 薬品管理・使用簿			
① 薬品の現有量との照合		1	41
② 薬品管理・使用簿の点検	1	1	42
③ ペン書きによる記載と修正箇所の押印	1		42
④ 薬品管理・使用簿の記載漏れ	1		42
⑤ 追加購入時の記載方法		1	43
⑥ 薬品管理・使用簿の原本保存	1		43
(3) 薬品管理全般	1		44
<b>2 備品管理</b>			
(1) 未使用の備品	1	1	46
(2) 備品登録	1		49
(3) 寄附採納手続	1		50
(4) 再生楽器		1	50
<b>3 預金通帳の保管場所</b>	1		51
<b>4 金庫の管理方法</b>			
(1) 開錠方法の更新	1		52
(2) ルールの明文化		1	52
<b>5 休眠口座</b>		1	52

内容	指摘	意見	ページ
<b>6 学校徴収金</b>			
(1) 公費で負担すべき支出	1		53
(2) 保護者との意見交換		1	54
<b>7 PTA会計</b>			
(1) 決算書と通帳残高との不整合		1	54
(2) 予備費の使用		1	54
<b>8 振込手数料有料化への対応</b>		1	55
<b>9 教員・事務職員の職務専念義務の免除</b>	1		55
<b>10 学校施設の貸し出し</b>			
(1) 体育施設	1		59
(2) 地域連携室		1	64
<b>Ⅱ 浜松市立高等学校</b>			
<b>1 通帳・印鑑等の管理方法</b>	1		69
<b>2 備品管理</b>			
(1) 備品登録		1	69
(2) コンピューター	1		71
<b>3 薬品管理</b>	1		72
<b>4 公有財産台帳</b>			
(1) 公有財産台帳への入力	1		74
(2) 資産更新時の重複計上	1		74
(3) 資産計上の金額	1		75
(4) 取得価格の記載	1		76
(5) 公有財産台帳の活用		1	77
<b>5 施設の老朽化</b>	2		78
<b>6 外部への資産貸与</b>			
(1) 事業者との協議	1		83
(2) 財務書類の提出	1		83
(3) 同一業者による長期の使用		1	84
<b>7 講堂</b>		1	85
<b>8 学校徴収金</b>			
(1) 生徒会費			
① 決算書と決算報告	1		87
② 生徒会費に含まれる部活動費	1		87
(2) 会計監査	1		89

内容	指摘	意見	ページ
(3) 保護者との意見交換等		1	89
<b>9 PTA会費</b>			
(1) 進路指導費		1	90
(2) 定期預金		1	90
<b>10 事務職員の職務専念義務の免除</b>	1		91
<b>Ⅲ 学校における働き方改革</b>			
<b>1 時間外在校等時間</b>	3		92
<b>2 自宅での業務の実施</b>	2	1	115
<b>Ⅳ 学校給食</b>			
<b>1 食材費高騰への対応</b>		1	128
<b>2 学校給食への異物混入</b>	3		139
<b>3 学校給食費の未納</b>	1		146
<b>Ⅴ 教育施設</b>			
<b>1 学校用地に係る賃借料</b>		1	149
<b>2 建物の老朽化</b>		2	150
<b>3 教職員住宅</b>		1	152
<b>4 公有財産台帳</b>		1	156
<b>5 学校図書</b>		1	157
<b>6 グラウンドの安全確保</b>	1		164
<b>Ⅵ 放課後児童クラブ</b>			
<b>1 待機児童の解消</b>		1	167
<b>2 設備の修繕</b>	1		170
<b>3 未回収の保護者負担金</b>		1	174
<b>Ⅶ 教育支援</b>			
<b>1 発達支援教育推進事業</b>			
(1) 発達障害のある児童生徒増加への対応		1	177
(2) 事業指標	1		178
(3) 発達支援ソフト(MIM)の導入		1	178
<b>2 外国人子供教育支援推進事業</b>			
(1) 事業指標		2	179
(2) ポケトークの配布	1		180
<b>3 教育相談推進事業</b>			
(1) Web相談申込、チャット相談の件数	2		181
(2) 事業指標		1	183

内容	指摘	意見	ページ
<b>4 不登校児支援推進事業</b>			
(1) 事業指標の目標設定	1		184
(2) 事業指標の追加設定		2	184
<b>5 育英事業</b>			
(1) 高等学校等向け制度の見直し	1		186
(2) 奨学金の所得条件		1	187
(3) 事業指標		1	188
<b>VIII その他事業</b>			
<b>1 指導課</b>			
(1) 政策指標と事業指標		1	189
(2) 部活動等推進事業		1	190
(3) 部活動等推進事業交付金		1	191
<b>2 教育センター</b>			
(1) 夢育やらまいか事業		1	192
(2) 理科・ものづくり教育支援事業		1	193
(3) 生きた英語力育成事業		1	195

## 【監査結果】

### I 小中学校

#### 1 薬品管理

##### (1) 保管状況

#### ① ペットボトルによる保管

##### 【指摘】

「薬品管理マニュアル 浜松市教育委員会（令和5年1月改訂）」には「3薬品の保管（1）一般的注意」として、次の記載（原文ママ）がある。

- |   |
|---|
| ○ ペットボトルなどの飲食用の容器として使用されるものを、理科薬品の容器に使用することは、ご使用や誤飲の恐れがあるため厳禁とする。 |
|---|

視察した小中学校の理科準備室において、ペットボトルの上部を切り落としたものを容器として、二酸化マンガンを保管している学校があった。また、ベネジクト液、BTB溶液をペットボトルで保管している学校もあった。

専用容器で保管しないことによる飛散・誤吸入のおそれや、酸化作用の強い二酸化マンガンをペットボトル容器で保管することの危険性は否定できない。

薬品管理マニュアルでは、ペットボトルの使用を厳禁と定めている。事故防止のため、保管容器を改める必要がある。

#### ② 爆発物の原料となり得る薬品等

薬品管理マニュアルでは、不要な薬品、警察庁から通知されている爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品については、「年間指導計画を確認し、使う予定がない場合には適切に廃棄する」と定めている。

なお、警察庁から通知されている爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品として、薬品管理マニュアルでは、小学校は塩酸・過酸化水素水、中学校は硝酸・硫酸・塩酸・過酸化水素水が記載されている。

## 【現状】

警察庁から通知されている爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品、危険薬品（消防法による危険物指定薬品）の保管状況等について監査を実施したところ、次のような事例が見受けられた。

### （事例1）

小学校では使用しないと想定されているメタノール（メチルアルコール）が一斗缶のまま、理科準備室薬品庫内に保管されていた。

「理科薬品管理・使用簿シート」によれば、取得は2011年4月1日、初期量は12,700グラムであり、使用実績はない。

### （事例2）

小学校では使用しないと想定されている硫酸が理科準備室に保管されていた。運動会の騎馬戦（城落とし）で効果音のために使用していたものであり、2015年度の使用実績は確認できたが、それ以降の使用はなく、今後の使用予定もない。

その他、令和6年度の使用計画はなく、今後も使用の可能性は低いと考えているが、硫酸を保有している中学校、過酸化水素水を保有している小学校もあった。

一方で、理科担当教員が教頭に相談しながら、使用が見込まれない薬品の廃棄処分を進め、在庫必要量の適正化に取り組んでいる小学校もあった。監査人が視察した時点では、使用が見込まれない薬品に廃棄予定の付箋が貼られ、管理されていた。

## 【指摘】

使用予定がないにもかかわらず、爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品、危険薬品を保有している学校があった。

薬品管理マニュアルに記載のとおり、爆発物の原料となり得る薬品等については、できる限り保有量を必要最小限にとどめ、使用する予定のないものは、計画的に廃棄することが必要である。

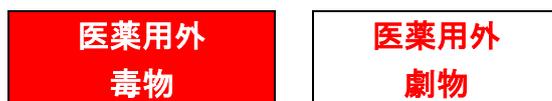
### ③ 毒物・劇物の保管

#### 【指摘】

薬品管理マニュアルでは、「毒物及び劇物など危険薬品の保管」について、次のように定めている。

- 毒物及び劇物の保管庫及び容器には、以下の例のような表示物を表示しなければならない。

(例)



「医薬用外毒物」…「医薬用外」の文字と、赤字に白文字で「毒物」の文字

「医薬用外劇物」…「医薬用外」の文字と、白字に赤文字で「劇物」の文字

視察した小中学校の理科準備室において、毒物・劇物の容器に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示がない学校があった。

薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。

### ④ 薬品名の表記

#### 【指摘】

薬品管理マニュアルでは、薬品の保管の一般的注意として、次の内容を定めている。

- 薬品の分かりやすい場所に、薬品名、No.を表記する。No.については「薬品管理・使用簿」のNo.と一致させる。

理科準備室を視察した小中学校9校のうち5校は、薬品に薬品No.の表示がなかった。また、薬品容器に貼ってあるラベルが経年劣化ではがれており、薬品名が読み取れなくなっているものも見受けられた。

薬品管理マニュアルにしたがい、薬品名と「薬品管理・使用簿」と一致したNo.を適切に表記する必要がある。

## (2) 薬品管理・使用簿

薬品管理マニュアルには、薬品管理・使用簿の記載方法や点検について、次のように定めている。

### 6 薬品管理・使用簿

「薬品管理・使用簿」は、以下のように記載するとともに、定期点検を行い、残量確認を確実に行う。

- 使用者は、「薬品管理・使用簿」に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者、残量を、使用のたびに記載する。
- 薬品の量は、容器を含む重量（g）で記載する。
- 記載はペン書きとする（鉛筆不可）。修正する場合は、当該箇所を押印する。
- 理科主任は、1か月に1回は「薬品管理・使用簿」の点検を行い、薬品が適正に使用されているか確認を行う。
- 理科主任は、年に3回は、薬品の現有量と「薬品管理・使用簿」を照合する。

### ① 薬品の現有量との照合

#### 【意見】

薬品管理マニュアルでは、「理科主任は、年に3回は、薬品の現有量と「薬品管理・使用簿」を照合する。」と定めている。監査人が、年3回の照合の実施状況について確認したところ、次の事例が見受けられた。

令和6年7月に定期点検を実施し、「理科薬品管理・使用簿」の表紙には、校長、教頭、担当教員の署名がある。しかし、個々の薬品の使用簿である「理科薬品管理・使用簿シート」には、昨年度は定期点検の日付、担当者、残量の記載があったが、当年度は記載されていない。

年に3回の定期点検を実施していたとしても、証跡が残っていなければ、保存書類から定期点検の実施の有無を判別することができない。

昨年度と同様に「理科薬品管理・使用簿シート」に定期点検の日付、担当者、残量の記載をすることが望ましい。

## ② 薬品管理・使用簿の点検

### 【指摘】

薬品管理マニュアルでは、「理科主任は、1か月に1回は「薬品管理・使用簿」の点検を行い、薬品が適正に使用されているか確認を行う。」と定めている。

理科主任へ実施状況について確認したところ、1か月に1回点検を行うことを認識していない学校もあった。薬品管理マニュアルの記載内容の理解とマニュアルに則った処理が必要である。

### 【意見】

多くの学校では、理科主任から、1か月に1回は薬品管理・使用簿の点検を実施しているとの回答が得られたが、薬品管理・使用簿にその証跡が残っていないため、書類上、実施の有無を判別できない例も見受けられた。

管理上、月次点検を実施した証跡を残しておくことが望ましい。

## ③ ペン書きによる記載と修正箇所の押印

### 【指摘】

薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「記載はペン書きとする（鉛筆不可）。修正する場合は、当該箇所に押印する。」と定めている。

薬品管理・使用簿の記載状況を確認したところ、鉛筆での記載事例や、二重線または修正テープによる訂正が行われてはいるものの、修正箇所への押印がない事例が多くの学校で見受けられた。

薬品管理・使用簿の記載方法については、薬品管理マニュアルにしたがい、ペン書きでの記載、修正箇所の押印を徹底する必要がある。

## ④ 薬品管理・使用簿の記載漏れ

### 【指摘】

薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「使用者は、「薬品管理・使用簿」に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者、残量を、使用のたびに記載する。」と定めている。

薬品管理・使用簿の記載状況について確認したところ、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者の記載のないものが多く見受けられた。

薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。

## ⑤ 追加購入時の記載方法

### 【現状】

小中学校で使用している薬品管理・使用簿の様式は、おおむね次のとおりである。

薬品名					
				取得年月日	
使用年月日	使用者	使用目的	使用量 (g)	残量	

薬品を追加購入した際の記載方法について、使用目的欄に「購入」と記載している点では共通しているが、購入量については、以下のように異なる記載が見受けられた。

- ① 使用量欄に「正の値」で記載、残量を増やす
- ② 使用量欄に「負の値」で記載、残量を増やす
- ③ 使用量欄を「空白」にしたままで、残量を増やす

### 【意見】

各学校で使用している薬品管理・使用簿の様式には、購入量を記載する欄がないため、現状では、担当者によって記載方法が異なる状況となっている。

どの記載方法でも、残量欄が正しく記載されていれば、問題はないわけであるが、複数の取扱いが見られるため、薬品管理・使用簿の様式に購入欄を追加する、統一した記載方法を提示するなどの対応を検討することが望ましい。

## ⑥ 薬品管理・使用簿の原本保存

### 【指摘】

薬品管理・使用簿の原本が保存されていない学校があった。

令和5年度の薬品管理・使用簿は、前年度（令和5年2月）に表計算ソフトで作成したものに、手書きで記録を続ける形で使用されており、令和5年度末（令和6年3月末）の時点では、それが薬品管理・使用簿の原本となっている。

しかし、令和6年度は、令和5年度の原本に引き続き記載する形で記録を行っているため、結果として、令和5年度の薬品管理・使用簿の原本が保存されていない状況である。

このような方法で薬品管理・使用簿を作成している場合は、いったん3月31日を締め日として区切ることにより、年度末時点の記録を薬品管理・使用簿の原本として保存しておく必要がある。

### **(3) 薬品管理全般**

#### **【現状】**

以上、これまで理科薬品の保管状況と薬品管理・使用簿の記載状況を中心に薬品管理の監査結果について見てきたが、現場視察を実施した小中学校9校のうち8校は、薬品管理マニュアルに記載通りの運用ができていなかった。

薬品の管理については、監査委員による監査の結果に基づく意見（令和5年2月15日）においても次の記載があり、適正な管理を求めているところである。

#### **【意見】**

学校で保有する毒物・劇物などの薬品は、取扱いによっては児童生徒の生命、身体に大きな危害を及ぼすおそれがあるものや爆発物の原料となり得るものもあることから、関係法令等により適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等が求められている。

教育委員会が作成した現行の薬品管理マニュアルは、平成20年度以降その内容が更新されておらず、一部において関係法令や国の通知、学習指導要領等に即した内容となっていない。このため、学校によって、劇物の表示が適切にされていない、使用しなくなった薬品を廃棄せずに保有し続けている、などの状況が見受けられた。また、薬品管理簿についても、市で統一した様式を定めていないことから薬品の現有量を把握していないなど、紛失、盗難があっても確認できない状況となっている。

指導課は、薬品の購入・使用記録も加えた薬品管理簿の様式を作成するとともに、現行の法令や学習指導要領等に即した内容となるよう、廃棄方法等も含め、薬品管理マニュアルを見直し、学校への周知、指導を適切に行うことで、学校における薬品の適正な管理に努められたい。

この監査委員の意見に対し、指導課では、薬品管理マニュアルの改訂や各学校への通知など、次の取り組みを実施している。

**【対応・取組状況】**

- ・市内小中学校の理科室、理科準備室にある薬品名が不明な薬品を収集運搬し分析した後、適正に最終処分を行った。
- ・令和5年1月6日、毒物及び劇物取締法にある危険薬品について、法令に沿った表示を徹底するよう、市立小中学校へ周知した。
- ・令和5年1月31日、薬品管理マニュアルについて、毒物及び劇物取締法、消防法、警察庁通知及び現行の学習指導要領等に則った内容となるよう改訂し、市立小中学校へ周知するとともに、各学校において新しい薬品管理マニュアルに則った薬品の管理がされるよう、点検、改善を行うよう通知した。
- ・令和5年2月22日、薬品管理簿について、市内統一の様式を市内小中学校に発出した。令和5年5月31日までに各校で作成し、薬品の購入及び使用の記録を確実に記入するとともに、薬品管理簿の記載内容を年3回、管理職が点検するよう通知した。

**【指摘】**

監査人が現場視察を行った時期は、監査事務局の意見公表から約1年半が経過した頃であり、その間、指導課ではさまざまな取り組みを実施してきたものの、学校で適正な薬品管理が行われているとは言えない状況であった。

現在の所管課である教育センターは、実際に小中学校での管理状況を視察する、あるいは、チェックリストを作成して小中学校による記入結果を確認する方法により、現場で適切な運用が行われているかどうかを調査する必要がある。そして、管理が不十分な項目については、内容周知のための研修を行うなど、現場での管理が適切に行われるよう管理監督に努めるべきである。

## 2 備品管理

### 【概要】

備品の管理について、「浜松市物品管理規則」には次の記載がある（一部抜粋）。

#### 【浜松市物品管理規則】

（物品の分類）

第3条 物品の分類は、次の各号に定めるところによる。

- （1）備品 1年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価額又は評価価額が2万円以上のものをいう。ただし、市長が必要と認めるものは備品とし、又は備品としないことができる。

（物品総括管理者の台帳）

第11条 物品総括管理者は、次に掲げる台帳を備え、その管理する物品について必要な事項を記録しなければならない。

（1）備品台帳

- 2 備品台帳は1品又は1組ごとに、動物台帳は1品ごとに作成しなければならない。ただし、1品又は1組ごとの整理が困難なものについては、種類、品質、規格、購入時期その他必要な区分ごとに作成することができる。

（取得価額等の記録）

第16条 台帳等に記録する物品の価額は、当該物品の取得価額（取得価額がないもの又は取得価額が明らかでないものにあつては、推定価額）とする。ただし、物品総括管理者が別に定める物品については、価額の記録を要しない。

### （1）未使用の備品

#### 【現状】

往査の対象とした小中学校9校につき、備品台帳を入手し、取得後相当期間を経過している備品（主として2000年以前に取得したもの3,508件）の中から、任意に110件を抽出して、以下の質問を行った。

（質問事項）

- Q1. 現物は存在しているか  
Q2. 実際に使用しているか  
Q3. Q2で使用していると回答した場合、使用頻度はどの程度か  
Q4. Q2で使用していないと回答した場合、今後の使用予定・見込はあるか  
Q5. Q2で使用していないと回答し、かつ、Q4で今後の使用予定がないと回答した場合、該当備品を使用しないが保管している理由

調査の結果は次のとおりである。

(調査結果)

学校名	抽出 件数	実在性(Q1)		使用頻度(Q2、Q3)			
		現存	既廃棄	常時使用	月1回	年1回	未使用
A小学校	16	15	1	4	2	7	2
B小学校	7	7	0	5	2	0	0
C小学校	9	9	0	4	0	2	3
D小学校	7	7	0	2	0	2	3
E小学校	11	11	0	4	1	0	6
F中学校	13	13	0	3	2	0	8
G中学校	17	17	0	2	8	0	7
H中学校	3	3	0	2	1	0	0
I中学校	27	27	0	10	2	12	3
(合計)	110	109	1	36	18	23	32

調査結果「実在性」に記載のとおり、不明となっている備品はなかったが、「使用頻度」については、現存しているが使用なし（未使用）が32件、年1回程度の使用が23件と合計55件あり、全体の半数に及んでいる。

また、未使用の備品32件のうち4件は、今後の使用予定・見込みがあるが、28件は、今後の使用予定・見込みがないという回答（Q4）であった。未使用の理由（Q5）は、次のとおりである。

- ・廃棄申請中
- ・廃棄処理中
- ・廃棄予定（産業廃棄物回収時：ビデオテープレコーダー、MDデッキ、ファンヒーター、買換え時：冷蔵庫）
- ・万が一必要な場合に備え保有（ビデオテープレコーダー）
- ・他の機器と一体化・接続しているため（ステレオ用カセットデッキ、ビデオカメラ）
- ・校外から来訪されるお客様向け（ビデオテープレコーダー）
- ・現在、本校に勤務している職員は使用していないが、担当する職員によっては使用するため（ビデオテープ、小型発電機）
- ・持久走大会等実施した際に使用可能性があるため（ストップウォッチ）
- ・けが人が出たときのみ使用（担架）。

往査の対象とした小中学校9校全体の備品登録件数は11,827件であり、そのうち3,508件(29.6%)は2000年度以前に取得している備品である。

監査人が任意に抽出した備品(110件)の半数が「使用しない」(32件)または「年に1回」の使用(23件)に留まっていることからすると、他にも使用していないか、使用頻度の低い備品が多数存在することが推察される。

「事務の手引き(令和6年4月改訂 浜松市教育委員会 教育施設課)」には、不用備品について以下の記載がある(一部抜粋)。

#### 第1項 物品の管理

##### 4 事務の流れ

##### (3) 物品点検

##### ⑤ 事務の手順

エ 不用物品がある場合は、速やかに保管転換又は廃棄処理をしてください。

#### 第5項 不用備品及び修繕不能備品

##### 1 不用備品及び修繕不能備品とは

老朽化や破損、業務上仕様を満たさなくなった等により、不用となった備品のことをいいます。

使用の見込みのない備品等又は修繕しても使用に耐える見込みのない備品等があるときは、不用の決定をしなくてはなりません。＜物品管理規則第32条＞

##### 2 留意事項

(2) 不用物品をそのまま放置することがないようにしてください。

### 【指摘】

未使用の備品の中には、年1回の棚卸時に現品と台帳の一致を確認する作業のためだけに存在しているような備品もあると考えられる。

各学校では、棚卸などの機会を利用し、未使用の備品の把握と使用状況の確認を行い、今後の使用見込みがないものは、管理コスト削減の観点から、廃棄処理の必要性について検討する必要がある。

また、「事務の手引き」には、「不用物品がある場合は、速やかに保管転換又は廃棄処理をしてください。」「不用物品をそのまま放置することがないようにしてください。」と記載がある。不用物品については、監査対象とした9校以外の小中学校においても、事務の手引きに則った処理が行われるよう、教育施設課からの指示を徹底すべきである。

## 【意見】

備品の長期保有の要因には、これまで備品を大切に使用してきた結果であるという側面もあり、それは評価すべきことではあるが、一方で買換えや廃棄の目安となるものがないことも一因としてあるように思われる。

備品台帳を閲覧したところ、耐用年数の記載があるものもあるが、記載がないものが多い。経済的耐用年数の見込まれる備品については、耐用年数を記載することにより、これを買換えや廃棄時期の目安として活用することも検討に値すると考える。

## (2) 備品登録

### 【現状】

往査の対象とした小中学校の備品のうち、PTAからの寄附採納手続は実施されているが、備品システムに登録されていないものがあつた。

	品名	単価 (円/m)	数量 (m)	金額 (円)
1	カラー綱引きロープ	1,632	50	81,600
2	カラー綱引きロープ	1,632	50	81,600

事務の手引きでは、寄附による備品システムへの登録について、次の記載がある（事務の手引きより一部抜粋）。

#### 第2項 物品による寄附

##### 2 留意事項

- (1) 寄附評価額が単品（1個または1組）で2万円以上の備品となる場合は、備品システムで登録し印刷した書類で提出してください。

### 【指摘】

カラー綱引きロープの単価は1,632円であるが、数量は50mとなっている。綱引きロープは1本として使用することから、ロープ1本の評価額は81,600円である。このロープは、寄附評価額が単品（1個または1組）で2万円以上の備品となるため、備品登録が必要である。

### **(3) 寄附採納手続**

#### **【指摘】**

視察した音楽室に多数の琴が置かれていた学校があったため、備品台帳と照合したところ、これらの琴は備品台帳には載っていない。

担当者によれば、地元にある琴教室の先生が引退し、令和5年12月に琴16面の寄附があったが、寄附受入手続をしていないとのことであった。

事務の手引きでは、「学校に対する寄附は、金額の多寡に関わらず採納手続きが必要」と定めている。寄附採納手続を実施する必要がある。

### **(4) 再生楽器**

#### **【現状】**

近年、音楽部活動に取り組む小学校が少なくなり、活動団体数も令和2年度は61団体であったが、令和5年度は15団体にまで減少している。この影響により、子供たちが音楽に親しむ機会が少なくなっており、使用されていない管楽器が増えている。

こうした小学校で使われなくなった管楽器を再生、活用することにより、小学生世代の子供たちを対象とした音楽活動・育成活動等を促進する目的で、「芸術文化に親しむ人材育成のための管楽器再生・活用事業」（市民部 創造都市・文化振興課）が始められている。

この事業では、使われなくなった管楽器を点検し、コルネット、アルトホルンなどの修繕をすすめており、今後は、個人や音楽団体への貸し出し、体験教室の実施などを行っていくとのことであった。

#### **【意見】**

令和5年度の実績によると、浜松市内の小学校のうち、管楽器再生・活用事業に協力できると回答した学校は23校あり、それらの学校が所有する管楽器のうち、移管しても差し支えないとされたものは約560台であった。

この約560台のうち36台は、活用が見込めるとして、小学校から創造都市・文化振興課へ移管されたが、残りの524台は、引き続き小学校で保管されている状況とのことである。

小学校では使用していないが、移管もしていない楽器が524台と多くなっている。これらの524台についても、今後の活用方法を検討することが望ましい。

### 3 預金通帳の保管場所

#### 【現状】

往査の対象とした小中学校において、預金通帳の保管状況を確認したところ、勤務時間内は職員室の窓際に置き、勤務時間外は職員室にある鍵付きのスチール製キャビネットの中に保管しているという学校があった。保管場所の状況は次のとおりである。

(窓際)



(キャビネット)



#### 【指摘】

預金通帳の保管場所は、通帳以外の日用品等も置いてあり、職員室の窓際もキャビネット付近もどちらも雑然とした状況である。

キャビネットには鍵が付いており、施錠できる状態とはなっているが、預金通帳以外のもも多く置かれており、通帳利用者以外の者がアクセスしやすい環境となっている。

セキュリティの観点からは、こうした場所に現金や預金通帳を保管するのは問題があると考えられる。安全面を重視し、保管場所を金庫等へ変更する必要がある。

## 4 金庫の管理方法

### (1) 開錠方法の更新

#### 【指摘】

金庫の鍵の開錠方法について確認したところ、テンキー式のナンバーなどを長年更新していない学校（最終更新日が不明の学校も含む）があった。

更新がないと、担当者の異動や交代等により、開錠方法を知っている者が次第に増えていく状況となってしまう。セキュリティの観点から、定期的に更新する必要がある。

### (2) ルールの明文化

#### 【意見】

「園・学校運営における私費会計事務取扱基準（令和4年3月改定）浜松市教育委員会」では、金庫の管理について、「園・学校において、鍵の保管・開閉等にかかるルールを定めることが望ましい。」としている。

往査の対象とした小中学校9校において、金庫の鍵の保管・開閉等のルールについて確認したところ、明文化されたルールのある学校は1校もなかった。慣習としてのルールが、担当者の交代時などに口頭で引き継がれてきているとのことである。

金庫の鍵の保管・開閉等について明文化されたルールがないと、管理者や担当者の交代時や不在時などに、担当者の理解不足等から誤った運用が行われる可能性があり、リスクの高い状態が継続するおそれもある。

(1)で述べた開錠方法の定期的な更新も含め、責任者の明確化、責任者が不在の場合の運用方法などについて、ルールを明文化しておくことが望ましい。

## 5 休眠口座

#### 【意見】

往査の対象とした小中学校において、休眠口座がないか確認したところ、学童災害、就学奨励費の口座は、過去には使用していたが、最近は使用していないと回答のあった学校があった。

今後の使用見込みを検討し、不要であれば、整理することが望ましい。

## 6 学校徴収金

### 【概要】

学校運営に要する経費は、概ね以下の2つに大別される（「園・学校運営における私費会計事務取扱基準」より抜粋）。

（学校運営に要する経費）

公費…市の歳出予算に計上され、租税等を財源とする経費

私費…受益者負担の考え方にに基づき、保護者等の負担により対応する公費以外の経費

保護者負担となる学校徴収金（私費）について、「浜松市学校徴収金マニュアル」は、「学校の教育活動上必要な経費のうち、学校・学年・学級又は教科等の徴収金で、直接、児童生徒等に還元される経費のうち、保護者等の利便性を考慮して学校が一括して徴収する以下の費目」としている。

- ① 学年費
- ② 積立金
- ③ その他（校長が必要と認めたもの）

### （1）公費で負担すべき支出

#### 【指摘】

往査の対象とした学校の中に、学年費からインクトナー代を支出していた学校があった。

日付	内容	金額(税込)	備考
R6. 2. 28	インクトナー代	21,450 円	1～3 学年すべてで支出

令達予算（公費）の年度支出執行の締め切りに間に合わなかったため、学年費（私費）から支出したとのことである。

インクトナー代は、児童生徒に直接還元される経費ではなく、教育活動のために学校が必要とする消耗品費であるため、保護者の負担ではなく、公費で負担する必要がある。

## **(2) 保護者との意見交換**

### **【意見】**

学校徴収金の内容、金額等について、書面での説明、保護者会での説明を行っている学校もあるが、多くの学校は、さくら連絡網（メール）による通知のみであり、保護者への詳細な説明や意見交換等が行われていない。

メールによる通知のみでは、保護者の考えを聞き、それを反映する機会がなく、現状は、学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行となっていると考えられる。

学校運営協議会やPTA評議会の場合を利用するなどの方法により、学校徴収金についても、保護者の考えを聞く機会を設けることが望ましい。

## **7 PTA会計**

PTA会計は、PTAの活動に必要な経費の収支を適正に処理するためのものであり、会員の意思により、経費の使途が決定される私費会計である。

### **(1) 決算書と通帳残高との不整合**

#### **【意見】**

PTA資源回収会計の決算書において、3月25日の入金が決算に反映されてなく、決算書残高と通帳残高とが一致していない学校があった。

これは、3月26日にPTAが学校に来ることになっており、監査をその日に行ってもらうため、3月24日現在で決算書を確定させたことによるものである。

3月24日付の決算書により、PTAによる監査、PTA総会での承認は行われているため、3月25日の入金は、翌年度の収入として取り扱われることとなる。

期をまたぐ処理となるため、本来は、入金後に決算を確定させるべきである。

### **(2) 予備費の使用**

#### **【意見】**

PTA会計の予算に予備費を計上している学校があった。

予備費を保護者から徴収することは、具体的な使用目的や購入品が決まっていなくてもかかわらず、保護者に支払いを求めることになるため、本来あるべき姿ではないと考える。

予備費を計上し、それを保護者から徴収するという取り扱いは、可能な限り、避けることが望ましい。

## 8 振込手数料有料化への対応

### 【現状】

学年費の徴収または返金は、通常、金融機関を通じた振込によって行われている。これまで各金融機関の振込手数料は、公金扱いとして無料であったが、令和6年10月から「学校長の責任で収支決算する会計からの振込」について有料化されることとなった。これにより、各学校ではネットバンクへの移行を進めるなど、手数料有料化に向けた対策を検討し、実施しているところである。

各学校の対応についてヒアリングしたところ、結果は以下のとおりであった。

- ・ネットバンキングへの移行については、移行した学校のほか、従来の金融機関を継続せざるを得ない学校もあり、学校によって状況は異なっていた。
- ・保護者へ学年費を返金する方法については、従来通り、各金融機関を通じた振込のほか、手数料がかからない現金手渡しや次期徴収額の減額で対応するなど、学校によって内容は異なっていた。

### 【意見】

各学校でヒアリングした限りでは、事務員等が他校の対応状況を知る機会に限られており、対策に苦慮している様子が見受けられた。

対応方法については、教職員組合が窓口となり、周知が行われているが、教育総務課においても、各学校における返金自体を減らす工夫や、現金手渡しをする際の管理体制など、関連する情報を提供することが望ましいと考える。

## 9 教員・事務職員の職務専念義務の免除

### 【概要】

地方公務員法第35条には、職務に専念する義務の規定があり、職員が職務に専念する義務を免除されるには、条例等の定めが必要になる。これを受け、浜松市では、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例や、浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程などが定められている。主な内容は次のとおりである。

## 【地方公務員法】

(職務に専念する義務)

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## 【浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例】

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 35 条の規定に基き職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合においてはあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 地方公務員法第 55 条に規定する交渉に参加する場合
- (4) 前 3 号に規定する場合を除くほか任命権者が定める場合

## 【浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程】

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年浜松市条例第 35 号。以下「条例」という。)第 2 条第 4 号の規定に基づき、浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員(浜松市教育委員会職員職名規程(平成 18 年浜松市教育委員会訓令甲第 1 号)第 3 条第 1 号に規定する職員をいう。)の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める。

(免除される場合)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規定により職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- (2) 地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定による不利益処分に関する審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
- (3) 地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づく職員からの苦情相

談に関する規則(平成 19 年浜松市人事委員会規則第 15 号)第 2 条の規定による苦情相談を行う場合

- (4) 地方公務員法第 55 条第 11 項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
- (5) 行政運営の必要のため国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務又は事業に従事する場合
- (6) 行政運営の必要のため職務と関連を有する公共的団体その他これに準じる団体の役員又は職員としての地位を兼ね、その事務又は事業に従事する場合
- (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学の通信教育の課程を履修している者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合
- (8) 昇任に係る選考を受ける場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合

(免除される期間)

第 3 条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその都度必要と認める期間とする。ただし、同条第 7 号の場合にあつては、10 日間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間とする。

#### 【浜松市職員服務規程】

(職務専念義務の免除)

第 18 条 職員は、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年浜松市条例第 35 号)の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとする場合は、職務に専念する義務の免除申請書を提出しなければならない。

#### 【浜松市教育委員会職員の服務の取扱いに関する規程】

浜松市教育委員会職員の服務については、別に定めがあるもののほか、市長事務部局職員の例による。

【小・中学校長、高等学校長宛 通知（令和6年4月30日 浜松市教育委員会  
学校教育課 教職員課）】

### **校長専決となる教職員の職務に専念する義務の免除の承認について**

標題のことにつきまして、下記のとおりお知らせしますので所属職員に周知していただくようお願いします。

記

#### **職務に専念する義務の免除の承認について**

##### **対象者**

浜松市立小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員

##### **校長の専決事項と定めるもの**

別紙のとおり

(以下省略)

なお、別紙には「PTAに関する業務」が明記されており、対象者は「学校に勤務する教職員」となっている。

#### **【浜松市教育委員会専決規程】**

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 決裁

教育長及び専決者(以下これらを「決裁者」という。)がその権限に属する事務について意思を決定することをいう。

(2) 専決

この規程に定める範囲に属する事務について、教育長に代わって決裁することをいう。

#### **【指摘】**

監査人のヒアリングにおいて、教職員の職務専念義務の免除について、教育委員会の承認を得ていないと回答した学校があり、中には、手続が必要となることを理解していないと思われる担当者もいた。

教職員の職務専念義務の免除については、法令規則等に準拠した処理が必要である。免除の手続について、担当者の理解が不足していることも考えられるため、教職員課から事務職員等への周知を徹底する必要がある。

## 10 学校施設の貸し出し

### (1) 体育施設

#### 【制度の概要】

浜松市では、地域スポーツの活性化と市民の体力向上を目的とし、社会体育活動の場とするために学校行事等に支障のない範囲で小中学校体育施設を利用することが出来る。

体育施設の利用等については、「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」で次のように定められている（一部抜粋）。

#### 【浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準】

(利用に供する施設)

第3条 利用に供する施設は、小中学校の運動場、体育館、柔剣道場、テニスコート及び卓球室（以下「スポーツ施設」という。）とする。

(管理責任)

第4条 市民がスポーツ施設を利用する場合、当該施設利用に係る管理責任は浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負うものとし、当該学校の校長には帰属しない。

(利用許可の申請)

第5条 スポーツ施設を利用しようとする者は、利用する日の属する月の前月1日から10日までにスポーツ施設等利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可に係る審査基準)

第6条 利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 利用の申請が学校教育活動や市主催事業等と競合する場合

(2) 利用者が市内に居住、または勤務していない場合

(3) 未成年者のみの利用の場合

(4) 団体の構成員が10名未満の場合（ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りでない）

(5) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合

(6) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により、施設を利用することができない場合

(7) 第9条の規定に基づき利用を制限する場合

(利用の許可)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、スポーツ施設等利用許可書（第2号様式）を交付する。

この基準では、市民がスポーツ施設を利用する場合の管理責任は教育委員会にあり、利用の許可も教育委員会が行うことが定められているが、事務の執行については、次の取り扱いにより、スポーツ振興課が行っている（規則より一部抜粋）。

**【浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則】**

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させるため、必要な事項を定める。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち別表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる職員(以下これらを「補助執行職員」という。)に補助執行させるものとする。

(専決)

第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行職員は、浜松市教育委員会専決規程(昭和41年浜松市教育委員会訓令甲第4号)及び浜松市区役所専決規程(平成19年浜松市訓令甲第6号)の規定を準用して、所管に係る事項を専決することができる。

別表（第2条関係）

(31) 小中学校スポーツ施設の利用に関する事務の総括に関すること。	市民部長、スポーツ振興担当部長、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員
(32) 区内の小中学校スポーツ施設の利用に関すること。	区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員（旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員）並びに行政センターの職員

小中学校体育施設を新たに利用するためには、原則として地域のスポーツ団体等で組織される小中学校施設利用運営委員会の許可が必要となる。施設の利用を希望する団体は、自ら小中学校施設利用委員会と連絡をとって、許可を得るための調整を行うことになる。

教育委員会と小中学校施設利用運営委員会との関係について、「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」には、次のとおり定められている。

（委託）

第15条 教育委員会は、浜松市立小中学校スポーツ施設利用運営委員会及び浜松市立小中学校施設利用運営委員会が組織されている場合は、そこにスポーツ施設の管理運営を委託する。

【現状】

浜松市のホームページには「市長へのご意見箱」という、市政に対する意見や提言を聴く場が設けられており、土日の小学校体育館の利用について、以下の内容が公開されている。

## 土日の小学校体育館の利用について

受付日：2023年2月7日

回答日：2023年2月28日

### 【内容】

子供が少年団に所属しています。

現在、主に3つの小学校の体育館を使わせていただき活動していますが、この体育館も利用団体がほぼ固定されており、施設利用委員会に参加しても、いつも使用する団体が優先的に使用権があります。

私達の団体は、平日夜間と土曜日の午前が練習日のため、優先的に使用させていただき、大変ありがたく思っております。

しかし、練習試合や大会を行いたくても、土曜日の午後や日曜日に、他の団体が雨の日の練習用に押さえてしまっており、交渉にもなかなか応じてもらえない状況で困っています。

夜間は利用料として照明代がかかりますが、午前や午後は利用料がかからないため、確実に使用しない場合でもとりあえず押さえて、晴天時などは使用しない屋外スポーツの団体も多くあるそうです。

本当に使用したい団体が使いやすくするためにも、確実に使用することが決まっていない段階で、体育館を予備で押さえることを禁止する改善指示を出していただけないでしょうか。

または、土日の午前午後の時間帯に利用料を徴収するなど、無駄に押さえることを防ぐ策を講じることはできないでしょうか。

早急な対応お願いいたします。

### 【回答】

日頃、学校開放事業をご利用いただきありがとうございます。

現在、学校の体育館やグラウンドについては、市内の小中学校140校を学校活動に影響のない範囲で開放しご利用いただいております。

運営ルールは、学校単位で施設利用運営委員会を設置し、学校ごとのルールのもと運用しており、市で統一されている状況ではありません。

こうした状況の中、昨年度から、一部のモデル校で、施設予約システムの導入や電子錠によるキーレス化、支払いのキャッシュレス化などのスマート化実証を行い、本年度から来年度にかけて、すべての対象校へのシステム導入作業を進めています。システムの導入により、手続きのスマート化だけでなく、学校ごとに利用予約の状況が可視化されることから、利用拡大にもつながるものと期待しています。

また、システム導入を機に、地域の実情を考慮しながら、全ての学校で運用できる方法に統一してまいります。この中で、ご意見にありました予約対策などの改善につなげてまいります。

(市民部 スポーツ振興課)

これを読むと、小学校の体育館の利用について、利用団体の固定化、特定の団体による優先的使用、交渉に応じてもらえないなどの問題が生じていることがわかる。

また、体育施設を新たに利用したい団体は、施設利用運営委員会の許可を必要とする。この方法では、委員会のメンバーが固定化してしまうと、新規の団体の利用を妨げ、既存の団体に有利な扱いをすることも可能である。

監査人が小中学校でヒアリングを行った際にも、同様のことを懸念する声が複数の学校で聞かれた。ただし、前述の「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」で、施設利用の管理責任は教育委員会にあり、校長には帰属しないと明記していることもあり、「学校側は関与していないので実態はわからない」とのことであった。

「市長へのご意見箱」の市の回答には「運営ルールは、学校単位で施設利用運営委員会を設置し、学校ごとのルールのもと運用しており」と記載がある。

そこで監査人は、運用方法の実態を確かめるため、所管課であるスポーツ振興課に対し、往査の対象とした小中学校9校につき、それぞれのルールの提出を求めることとした。また、特定の団体による関与が長期化していないかを確かめるため、施設利用運営委員会に登録している団体と関与年数についても資料の提出を求めた。

しかし、スポーツ振興課から書面化された学校ごとのルールの提出はなく、施設利用運営委員会に登録している団体の「関与年数は不明」と回答があった。

## 【指摘】

小中学校の体育施設の貸し出しについて、学校ごとのルールに基づき、施設運営利用委員会によって実際にどのように運用されているかの実態を、市が把握しているとは言えない状況である。

「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」によれば、施設運営利用委員会に管理運営を委託しているのは教育委員会である。施設利用運営委員会の運用状況について、教育委員会は委託者としての管理責任を負っており、教育委員会の事務の補助執行を行っているスポーツ振興課にも管理責任があるはずである。

関係各課は、各学校における実態の把握に努め、委託者としての管理責任を果たす必要がある。

## **(2) 地域連携室**

### **【意見】**

学校内の施設を地域連携室として貸し出し、P T Aや学校支援者が使用している学校がある。使用に際しては使用簿を記入してもらっているが、使用許可の手続きや使用料の徴収はなく、鍵はP T A会長が管理しているため、教職員の管理対象外となっている。

外部からの入退室が可能であることから、不測の事態が生じた際の責任の所在などについて、検討しておくことが望ましい。

## Ⅱ 浜松市立高等学校

### 【概要】

浜松市立高等学校は、明治34年に静岡県浜松高等女学校として創立され、平成17年から男女共学校となった浜松市唯一の市立の高等学校である。

浜松市立高等学校の校訓、スクール・ミッション、目指す学校像等は以下のとおりである（「学校要覧（令和6年度）」より）。

<h1>校 訓</h1> <h2>誠 ・ 愛 ・ 節</h2>
------------------------------------

**誠** つねに真実をもとめ、至誠をもって事にあたる  
**愛** 人に接するに敬愛の念をもってし、良く親和する  
**節** 自己の本分と責任を自覚し、進退において、節度を保つ

### 1 スクール・ミッション

政令指定都市浜松唯一の市立高校として、文武両道の教育方針のもと「学業」と「人間性」の両面においてバランスのとれた教育を実践する「規律ある進学校」を目指し、グローバルな視野をもつリーダーとして広く社会の発展に貢献できる人間を育成する。
--

### 2 目指す学校像

#### (1) スクール・ポリシー

グラデュエーション・ポリシー
① 文武両道の教育方針のもと、知・徳・体のバランスのとれた人間を育成する。 ② 基礎的学力を十分に備え、自ら考え、判断し、行動できる人間を育成する。 ③ グローバルな視野をもつリーダーとして、広く社会の発展に貢献できる人間を育成する。
カリキュラム・ポリシー
① ICT教材の活用やAL型授業を通して、他者と協働して学び、思考し、判断し、表現する力と確かな学力を身に付ける。 ② 総合的な探究の時間「浜市総合講座」を通して、地域社会との関わりから自ら課題を設定し、その解決能力を高め、自己の未来を切り拓く力を身に付ける。 ③ 生徒主体の生徒会活動や学校行事を通して、他者と協議しながら、自ら参画し、判断し、実現する、主体的に取り組む力を身に付ける。

### アドミッション・ポリシー

- ① 高い学習意欲を持って己を高め、自ら課題を見つけて、仲間と共に解決しようとする生徒
- ② 規律ある生活態度を身に付け、文武両道を目指して鍛錬に努めるとともに、学校生活のあらゆる場面に、自ら参加しようとする意欲を持つ生徒
- ③ 地域から世界への視点を持ち、国際社会においてリーダーとしての活躍を目指す生徒

#### (2) スクール・ポリシー具現化の柱

- ア 校訓「誠・愛・節」のもと、規律、責任、品位ある生活態度を定着させる。
- イ 知識・技能のほか、学ぶ意欲や自らで課題を見つけ課題を解決できる確かな学力及び情報活用能力を育成する。
- ウ 家庭や地域社会等と連携して「社会に開かれた教育課程」を実現し、社会に貢献できるリーダーとしての資質・能力を育成する。
- エ キャリア教育を推進し、高い志のもと進路を確実に実現する力を育成する。
- オ 安心・安全な教育環境を整備する。
- カ ICT化及び業務改善を推進し、研修の充実により教職員の資質能力・学校組織力の向上を図る。

#### <沿革の概要>

明治 34 年 3 月 30 日	静岡県浜松高等女学校と称し、元城幼稚園跡に創立される。
明治 34 年 4 月 22 日	授業開始。定員 160 名
明治 34 年 7 月 15 日	静岡県浜松町立浜松高等女学校と改称する。
明治 35 年 4 月 1 日	定員 200 名とする。
明治 37 年 7 月 21 日	浜松町松城馬冷の新築校舎に移転する。
明治 40 年 4 月 1 日	定員 400 名とする。
明治 44 年 7 月 1 日	浜松市立浜松高等女学校と改称する。
大正 3 年 4 月 1 日	補習科（定員 50 名）を置く。（生徒総員 450 名）
大正 7 年 4 月 1 日	定員 650 名とする。
大正 12 年 4 月 1 日	定員 850 名とする。
大正 12 年 4 月	浜松市松城 127 の新築校舎に移転する。
昭和 3 年 4 月 1 日	修業年限 5 年制とする。（定員 1,000 名）
昭和 7 年 3 月 18 日	修業年限 5 年制に 4 年制を併置する。
昭和 17 年 2 月	修業年限 5 ヶ年、生徒定員 1,250 名となる。
昭和 18 年 4 月 1 日	修業年限 4 年制となる。専攻科を併置（55 名）
昭和 20 年 6 月 18 日	戦災により記念館を除く全校舎を焼失する。

昭和 20 年 9 月 1 日	記念館を本部として記念館及び追分、城北国民学校の一部を仮校舎として授業を行う。
昭和 22 年 1 月 14 日	浜松市広沢町 200（元浜工専跡）に移転の予定をもって、格納庫を修理し、4、5 年生の教室とする。
昭和 22 年 9 月 17 日	兵舎移築の校舎が完成し移転を完了する。
昭和 23 年 4 月 1 日	学制改革により浜松市立高等学校と称し、中学校を併設し高女 3 年を新制中学 3 年、高女 4・5 年を高等学校 1・2 年、昭和 22 年度卒業予定生徒中、希望者を高校 3 年とする。浜松市立女子商業学校を併合する。家庭科（のちの普通科）、被服科、商業科を設ける。（但し、商業科は新規募集をせず。）
昭和 24 年 4 月	学区制が設けられる。（男子生徒 28 名が入学）
昭和 25 年 4 月	学区制変更、食物科を設ける。（男子生徒 28 名が他の高校へ転学）
昭和 25 年 4 月	家庭科教室、理科教室を新築する。
昭和 26 年 11 月 1 日	創立 50 周年記念式典を挙げる。
昭和 27 年 3 月	家庭第 2 特別教室を新築する。
昭和 29 年 3 月 16 日	50 周年記念講堂を落成する。（昭和 28 年 3 月着工）
昭和 29 年 4 月 1 日	被服、食物科の生徒募集を中止する。
昭和 32 年 3 月 8 日	本館落成式典を挙げる。（昭和 31 年 3 月着工・鉄筋コンクリート造、3 階建延 2,549 m <sup>2</sup> —昭和 49 年 8 月増築 62 m <sup>2</sup> ）
昭和 33 年 7 月	家庭寮兼同窓会館を落成する。（鉄筋コンクリート造 2 階建 延 164 m <sup>2</sup> ）
昭和 35 年 6 月	第 2 棟校舎を落成する。（鉄筋コンクリート造 3 階建 延 2,460 m <sup>2</sup> ）
昭和 35 年 11 月 1 日	創立 60 周年記念式典を挙げる。
昭和 41 年 3 月 31 日	静岡大学工学部電子工学研究所用地及び建造物の払下げを受ける。
昭和 42 年 5 月 15 日	体育館を竣工（延 1,621 m <sup>2</sup> ）
昭和 43 年 4 月 8 日	払下げ建造物（旧電子工学研究所）を修理して第 6 棟校舎として使用を開始する。
昭和 44 年 5 月 22 日	後援会を設立する。
昭和 45 年 3 月	第 3 棟校舎を落成する。（鉄筋コンクリート造 4 階建 延 3,168 m <sup>2</sup> ）
昭和 46 年 3 月 15 日	第 2 棟、第 3 棟間中庭を竣工
昭和 46 年 9 月 5 日	プール竣工（25m×50m）
昭和 46 年 11 月 1 日	創立 70 周年記念式典を挙げる。
昭和 47 年 4 月 1 日	衛生看護科を設置する。
昭和 49 年 3 月 30 日	第 4 棟校舎を落成する。（鉄筋コンクリート造 3 階建、昇降所 延 2,381 m <sup>2</sup> ）
昭和 51 年 4 月 1 日	第 6 棟校舎を市に移管する。

昭和 53 年 3 月 13 日	第 6 棟校舎敷地 (2,408 m <sup>2</sup> ) を西部公民館に移管する。
昭和 54 年 3 月 25 日	運動場設備工事を竣工
昭和 55 年 2 月 26 日	学校北側半分下水道切替工事完了
昭和 55 年 3 月 25 日	北側自転車置場完成 (140 m <sup>2</sup> )
昭和 56 年 3 月 10 日	学校南側半分下水道切替工事完了
昭和 56 年 10 月 2 日	創立 80 周年記念式典を挙げる。
昭和 57 年 7 月 17 日	校訓「誠・愛・節」碑、創立 80 周年記念「薫風」像、除幕式
昭和 58 年 8 月 31 日	運動クラブ部室等(17 室) プール附属施設の階上に増築、落成する。
昭和 61 年 9 月 11 日	校舎耐震工事完了
昭和 62 年 12 月 20 日	新校舎基本計画成る。
平成 2 年 7 月 13 日	校舎新築工事開始
平成 3 年 7 月 22 日	体育施設 (体育館、プール、部室) (延 7,023 m <sup>2</sup> ) 竣工
平成 4 年 12 月 21 日	教室棟 (延 9,147 m <sup>2</sup> ) 竣工
平成 5 年 2 月 15 日	校務棟・文化芸術棟 (講堂) (延 8,391 m <sup>2</sup> ) 竣工
平成 5 年 3 月 31 日	衛生看護科廃止
平成 6 年 3 月 17 日	武道館 (延 1,113 m <sup>2</sup> ) グラウンド (14,846 m <sup>2</sup> ) 竣工
平成 6 年 3 月 17 日	校舎改築工事完了
平成 6 年 5 月 30 日	校舎落成記念式典を挙げる。(平成 2 年 7 月着工、鉄骨・鉄筋コンクリート造 5 階建 延 25,724 m <sup>2</sup> )
平成 13 年 3 月 10 日	研修施設「誠玲館」工事完了
平成 13 年 11 月 2 日	創立 100 周年記念式典を挙げる。
平成 17 年 4 月 1 日	男女共学校となる。(男子 139 名、女子 274 名が入学)
平成 19 年 4 月 1 日	インターナショナルクラスを開設する。
平成 21 年 3 月 14 日	東区半田山に野球場完成 (レフト 95m、ライト 90m、センター 110m)
平成 22 年 4 月 1 日	民間人校長を登用
令和 3 年 4 月 1 日	定員 360 名、1 学年 9 クラスとする。
令和 3 年 10 月 22 日	創立 120 周年記念式典を挙げる。

## 1 通帳・印鑑等の管理方法

### 【現状】

現状の管理方法では、通帳と印鑑の管理責任者が同一となっている。通帳と印鑑を同一の人間が管理するのは、内部統制上、リスクがある状態である。

また、金庫の鍵の保管、鍵の開閉等について、明文化されたルールはなく、慣習的な運用となっている。明文化されたルールがないと、管理者や担当者が交代したときや不在のときなどに、誤った運用が行われ、不正につながるリスクもある。

### 【指摘】

これまで特に問題が起きているわけではないではないが、浜松市立高等学校（以下、市立高校という。）が多額の資金を有し、入出金の処理をしている現状を考慮すると、預金に関連する不正リスクに対しては、厳重な管理が必要と考える。

現行の運用方法に問題がないか、今一度見直しを行い、管理責任者の明確化、管理責任者が不在の場合の運用方法などについて、ルールを明文化しておく必要がある。

## 2 備品管理

### （1）備品登録

#### 【概要】

備品の管理について、浜松市物品管理規則には次の記載がある。

#### 【浜松市物品管理規則】

（会計管理者等の帳簿）

#### 第13条

会計管理者、区会計管理者、物品出納員又は区物品出納員（以下これらを「会計管理者等」という。）は、物品の出納及び保管のために必要な帳簿（以下「物品出納簿」という。）を備え、その必要な事項を記録しなければならない。

（取得価額等の記録）

#### 第16条

台帳等に記録する物品の価額は、当該物品の取得価額（取得価額がないもの又は取得価額が明らかでないものにあつては、推定価額）とする。

ただし、物品総括管理者が別に定める物品については、価額の記録を要しない。

## 【現状】

監査人が入手した備品台帳に登録されている資産は、合計2,613件、取得価額の総額は259,435,145円である。これらの中には、取得時に登録が行われておらず、後日に登録したものが多く見受けられた。内容は次のとおりである。

取得日	登録件数	登録金額（円）	
1988/5/13	1	24,000	※1
1989/10/12	1	24,000	※1
1990/3/2	1	22,800	※1
1991/5/28	1	24,000	※1
1991/10/28	1	24,000	※1
1992/10/15	1	22,000	※1
1993/9/1	1	24,000	※1
1993/12/2	1	24,000	※1
1994/10/4	1	24,000	※1
1995/3/1	1	24,800	※1
1995/10/5	1	22,800	※1
1996/7/12	1	28,000	※1
2017/4/1	1,419	145,559,698	※2
2018/4/1	29	3,752,215	※2
2018/10/23	3	214,240	※2
2019/4/1	58	4,930,610	※2
合計	1,521	154,745,163	

※1 登録のなかった備品を実際の取得日にて後日登録している。

※2 台帳上、資産の取得日は、すべて後日に登録した日となっているが、備考欄には、実際の購入日または寄附受入日が記載されている。

また、上記の備品の中には、実際の取得価額が不明で、推定価額で登録されていると考えられるものも含まれていた。その内容は次のとおりである。

備品番号	品名	金額（円）	取得日	摘要	
167418	グランドピアノ	1,020,000	2017/4/1	グランドピアノ（ヤマハFC）	*1
169263	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第1代）	*2
169264	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第2代）	*2
169265	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第3代）	*2
169266	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第4代）	*2
169267	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第5代）	*2
169268	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第6代）	*2
169269	日本画	20,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第7代）	*2
169270	日本画	43,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第8代）	*2
169271	日本画	43,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第9代）	*2
169272	日本画	65,000	2017/4/1	歴代校長肖像画（第10代）	*2

\*1 創立 55 周年記念とあるが、購入日、購入額とも不明。

\*2 購入日、購入価格とも不明。

## 【意見】

備品台帳に登録されている 2,613 件のうち 1,521 件、6 割弱の備品は、後日に登録されたものであった。その中には、後日、推定価額で登録されたと考えられるものもある。規則上、推定価額による登録が認められているとはいえ、取得当時においては、当然、取得価額を把握していたはずであり、登録漏れ等がなければ、取得価額で登録されていたものである。

2019 年 4 月 1 日以降の登録漏れはなく、過去の事象ではあるが、今後も登録漏れが生じないように、取得後速やかに備品台帳への登録を行う必要がある。

## （2）コンピューター

### 【現状】

備品台帳の中に 2010 年 3 月 1 日取得のパソコンが 15 台あった。

現物の所在および使用状況を確認したところ、このうち 4 台については、部活動で使用されていたが、残りの 11 台については、第 1 情報処理室に保管されており、2 台は故障、9 台は使用されていなかった。この 11 台は、今後の使用見込みもないということである。

## 【指摘】

使用見込みのないパソコンについては、データの消去など、所要の手続きを行い、早急に処分することで、管理の手間を軽減するとともに、データ流出のリスクをなくしておくことが必要である。

これらのパソコンは、必要端末の精査を行い、予算を確保したうえで廃棄処分の手続きを進めていく予定であるとのことであった。

現状の保有はやむを得ないが、使用見込みの判定と廃棄を可能な限り早期に行うためにも、備品の棚卸時には、数量の確認のみならず、使用状況の確認についても併せて行うことが必要である。

## 3 薬品管理

### 【現状】

市立高校には、独自の薬品管理マニュアルがあるわけではなく、担当者は県のマニュアルにしたがって管理しているとのことである。

県のマニュアルには、薬品の保管、薬品の廃棄について、次の記載がある（「学校における薬品管理マニュアル改訂版（静岡県教育委員会平成 22 年 7 月）」より一部抜粋）。

#### 2 薬品の保管

##### (1) 保管上の一般的注意事項

ク 保有する薬品類の量は、常に必要最小量にとどめる。

#### 4 薬品の廃棄

実験で使用した廃液や使用する予定のない不要薬品は計画的に廃棄する。

監査人が、薬品リストから①塩酸、②硝酸、③硫酸、④過酸化水素水の劇物 4 点を抽出し、年間使用量と残量を比較したところ、結果は次のとおりであった。

物質名	①年間使用量	②残量	②÷①
塩酸(HCl)	0 g	12,154.69 g	-倍
硝酸(HNO <sub>3</sub> )	80.49 g	10,399.20 g	129.20 倍
硫酸(H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )	95.39 g	21,867.37 g	229.24 倍
過酸化水素(H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	85.68 g	1,276.70 g	14.90 倍

(注) ①年間使用量の使用期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

②残量：令和 6 年 11 月 13 日現在の残量

担当者からの説明は次のとおりである。

- ・塩酸は利用頻度が少なく、前年度に作った希釈液を使ったため、令和5年度は0となった。
- ・令和5年度までは、コロナ禍で通常、生徒が行う実験を教員が実験を行う演習実験としていたことから、使用する薬品が少なかった。

### 【指摘】

塩酸、硝酸、硫酸、過酸化水素水の劇物4点は、1年間の使用実績に比べ、保有している量が非常に大きく、必要最少量の保有とはいえない状態である。また、未使用となっているものが多いが、計画的な廃棄処理が行われてきたわけでもない。

このような未使用の薬品についても、マニュアルに記載のとおり、保有する薬品類の量は、常に必要最少量にとどめ、使用する予定のない不要薬品は計画的に廃棄することが必要である。

## 4 公有財産台帳

### 【概要】

学校施設や設備の台帳については、浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則に以下の記載がある（一部抜粋）。

#### 【浜松市公有財産管理規則】

(財産の異動)

第6条 主管の長及び区役所の区振興課長は、その所管する財産について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちにその内容を財産台帳に記録し、財務部長に報告しなければならない。

(1) 財産の取得又は処分

(5) 増改築、修繕、災害その他の事由による形質の変更又は価格の変動

(7) 前各号に掲げるもののほか、財産台帳記録事項の異動

#### 【浜松市立高等学校管理規則】

(施設及び設備の台帳)

第34条 校長は、施設及び設備の台帳を作成し、変動のつど補正しなければならない。

2 前項の台帳の様式及び記載要領については、別に定める。

浜松市立高等学校管理規則第 34 条第 2 項にある施設の「台帳の様式及び記載要領」は「公立学校施設台帳作成提要」に定められており、設備の台帳は、公有財産台帳に置き換えて管理されている。

## (1) 公有財産台帳への入力

### 【指摘】

浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則では、財産の取得があれば、直ちに公有財産管理台帳に入力することを定めているが、市立高校では、年度末に一括入力しており、その都度の入力は行われていない。

監査日（令和 6 年 12 月 9 日）時点で、担当者に確認したところ、今年度も未入力であった。

浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則に違反している状態のため、規則に則った処理が必要である。

## (2) 資産更新時の重複計上

### 【現状】

平成 4 年度に取得した建物について、公有財産台帳上は、建物附属設備等を区分しておらず、一括して計上している。建物一覧表の記載例を一部示すと、次のとおりである。

#### (例) 建物一覧表

物件番号	用途 構造	非木造面積 (㎡)	取得日	取得価格 (円)
2483	校舎 鉄骨鉄筋コンクリート造	9,067.38	H4.12.10	1,640,000,000
2484	校舎 鉄骨鉄筋コンクリート造	4,789.82	H5.2.15	1,338,820,000
2485	校舎・講堂 鉄骨鉄筋コンクリート造	3,814.63	H5.2.15	2,205,220,000

この公有財産台帳の情報を使用して減価償却費を算定すると、耐用年数の異なる資産を一括して償却することとなり、市の貸借対照表価額が正しいものとはならない。また、その後、同一の建物について、修繕、取替などが行われた場合、台帳上は、別の物件番号を付けて登録される。設備更新の記載例を示すと、次のとおりである。

## 各種財産一覧表（工作物）

物件番号	用途 構造	非木造面積 (㎡)	取得日	取得価格（円）
12586	教室棟熱源設備更新工事	—	H29. 12. 20	35, 640, 000
15705	講堂舞台照明設備更新工事	—	R3. 2. 18	104, 500, 000

この事例では、公有財産台帳に記載された建物について、修繕などにより設備の取替が行われた場合、新たな資産の計上は行われているが、旧資産の除却処理は行われていない。そのため、当該資産は、新旧資産が重複計上されている状況となっている。本来は、建物と附属設備を区分して資産計上し、資産の取替時には旧資産の除却処理を行うべきである。

### 【指摘】

ここでは、市立高校の事例を取り上げ、会計上の問題点を述べている。この点について、総務省は、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、建物本体と附属設備を分け、取替を行う単位で固定資産台帳に記載することを求めている。しかし、浜松市では、平成 27 年のマニュアル公表後、現在に至るまで、市立高校の記載例と同じ処理が行われている。市が貸借対照表を作成し、市民に公表している以上、総務省のマニュアル・手引きに基づいた処理が必要である。

### （3）資産計上の金額

#### 【現状】

公有財産台帳に登録する資産は、「資本的支出と修繕費の判断基準」（財政課作成）にしたがい、登録が行われている。判断基準の内容を一部示すと、次のとおりである。

（参考）資本的支出と修繕費の判断基準

- ・ 工事内容による判断
  - ① 建物の建築、工作物等を新設したことに伴う支出→資産
  - ② 災害により被害を受けた資産の現状回復→修繕費
  - ③ 工事内容の具体例による判断→資産 or 修繕費
- ・ 工事内容では判断しにくい  
3年以内の周期で必要となる費用→修繕費
- ・ 1件ごとの金額による判断  
修繕費 < 60万円 ≤ 資産

## 【指摘】

市立高校では、上記の基準にしたがい、アセットマネジメント推進課に確認をとりながら、登録を行っているとのことである。しかし、以下のとおり、基準を満たしていないにもかかわらず、資産登録されているものがあった。

財産番号	財産種別	用途 構造	取得日	取得価格（円）
19139	工作物	プール棟東側植栽帯修理	R4. 6. 30	154, 000

浜松市の求めるあるべき資産計上とはならない可能性があるため、判断基準にしたがった処理が必要である。

## （４）取得価格の記載

### 【現状】

市立高校の公有財産台帳には、取得価格の記載のないものがあった。内容は次のとおりである。

財産番号	財産種別	用途 構造	取得日	取得価格	決算価格（円）
10446	工作物	プール棟外壁改修工事	H28. 3. 15	(未記入)	5, 286, 600

寄附などの無償による取得の場合は、取得価格が空欄となることもあるが、この資産は、工事に伴う工作物であり、決算価格は記載されている。この工事の場合、通常、取得価格は決算価格と同額となるはずであるが、取得価格の記載はなかった。浜松市公有財産管理規則では、財産台帳に記載すべき財産の価格として、工作物については建築費、それが請負工事の場合は、請負金額を記載すべきことを定めている。

また、寄附以外の資産で、取得価格と決算価格の金額が相違しているものがあつた。内容は次のとおりである。

財産番号	財産種別	用途 構造	取得日	取得価格（円）	決算価格（円）
2485	建物	校舎・講堂 鉄骨鉄筋コンクリート造	H5. 2. 15	2, 205, 220, 000	2, 315, 481, 000
2480	建物	体育館 鉄筋コンクリート造	H3. 7. 20	735, 360, 000	779, 481, 600

取得価格と決算価格が相違する理由について、担当者に確認したところ、以下の回答があった。

アセット課のマニュアルを確認する限り、取得価格には「設計委託費、電気設備・機械設備工事分は、別途「各種財産取得」で登録してください。(同一契約の場合、監理委託費・経費は按分)」とあるため、その点が金額相違の理由ではないかと推測されます。

しかし、監査人が調査したところ、「各種財産一覧表」には、該当するような電気設備や設計費等は記載されていなかった。また、アセットマネジメント推進課のマニュアルには、「決算価格」は「取得価格を入力してください。」と記載されている。仮に按分があったとしても、取得価格と決算価格は同一金額が入力されているはずである。

#### 【指摘】

過去の事象ではあるが、取得価格の記載についても、浜松市公有財産管理規則や関連マニュアルに基づいた適切な運用が行われていない事例が見受けられた。市立高校では、公有財産台帳の記載に対する理解が十分ではないようである。

公有財産台帳は、浜松市が正確な貸借対照表を作成するための基礎となる重要な情報である。今後は、台帳記載に対する理解を深めるとともに、規則やマニュアルに基づいた適切な処理が必要である。

### (5) 公有財産台帳の活用

#### 【意見】

公有財産管理台帳は、浜松市公有財産管理規則にしたがい作成されているが、実務において活用されてはいない。

市立高校では、施設と設備の台帳と呼べるものは、公有財産管理台帳のみである。長寿命化計画に沿った修繕を計画に進めていくためにも、公有財産台帳の活用は有用であると思われる。

「(1) 公有財産台帳への入力」で述べたとおり、台帳に記載されている情報は、タイムリーな情報ではないため、適時更新することとし、台帳の活用方法についても検討することが望ましい。

## 5 施設の老朽化

### 【概要】

市立高校では、学校施設の改築から30年近くが経過し、校舎や設備機器等の経年劣化が顕著となってきた。老朽化対策として「市立高等学校施設整備事業」を実施しており、内容について、2024年度の事業シートには次の記載がある（事業シートより一部抜粋）。

#### 4 前年度（2023年度）事業実施内容（Do）

- ・特別教室照明LED化工事
- ・講堂舞台機構吊物昇降装置（手動吊物ワイヤーロープ取替工事、開閉器ランナー取替工事、ロープロック更新工事、昇降マシンVベルト等取替工事、マニラロープ更新工事）
- ・長寿命化計画の策定
- ・その他、緊急性のある工事等について、可能な範囲で迅速に対応する。

#### 5 前年度（2023年度）事業評価（Check）

##### (1) 事業の成果と課題

- ・予定外の緊急工事が多く、計画に沿った執行ができなかった。
- ・長寿命化計画の策定は、素案は完成したが、継続検討が必要であり、完成までには至っていない。

##### (2) 考慮すべき社会経済状況の変化

- ・長寿命化計画の策定
- ・電気設備のLED化
- ・トイレの乾式化、洋式化

#### 6 事業の見直し（Action）

##### (1) 前年度（2023年度）見直し内容（実施結果の振り返り）

- ・施設の老朽化による多種多様な修繕が続いている。計画外での執行が、年々増加しているため、どのような計画が妥当なのか、専門的人材の関与が必要である。

##### (2) 当年度（2024年度）以降見直し内容（今後の方向性）

- ・学校施設改築から30年近く経過し、校舎や設備機器等の経年劣化が顕著であることから、劣化調査や現状を踏まえた修繕等計画を作成し、施設の長寿命化に努める。
- ・適正な施設設備改修や保全管理を行うための専門的人材又は、包括的な外部委託の検討

## 7 当年度（2024年度）事業実施内容（Plan）

- ・直流電源装置及び自家発電設備更新工事
- ・校内防火扉不良箇所修繕工事
- ・文芸棟空調熱源設備第1号棟更新工事
- ・特別教室照明LED化工事
- ・長寿命化計画の策定のための協議推進、策定
- ・その他、緊急性のある工事等について、可能な範囲で迅速に対応する。

### 【現状】

#### 1. 施設の調査

市立高校では、令和3年度に学校施設等の劣化状況の調査、修繕計画の策定業務を外部へ委託している。委託業務の概要は次のとおりである。

名称	令和3年度浜松市立高等学校劣化調査及び修繕計画策定業務
目的	浜松市公共建築物長寿命化指針に基づき長寿命化を図ることとした、浜松市立高等学校についての施設・設備における劣化状況を調査し、築後80年までの利用を目指し修繕計画を策定する。
委託項目	1 劣化調査 2 修繕計画策定 3 躯体コンクリート診断 4 報告書作成
委託料	3,344,000円（税込）
期間	契約締結日（令和3年9月29日）から令和4年3月25日まで

報告書は、主として「劣化調査報告書」、「令和3年度浜松市立高等学校修繕計画書」、「コンクリート中性化試験」から構成されており、全体で約460ページに及ぶものとなっている。

報告書の「修繕計画概要」において、「緊急性大」と記載のある修繕箇所は、次のとおりである。

	施設名	屋根	屋上防水	外壁
緊急修繕	体育館	大屋根劣化	大屋根劣化	劣化大
	武道館	山形鉄骨劣化	安土下地劣化	※
	校務棟	—	機械下	—
	クラブハウス	トップライド	—	劣化大

※「緊急性大」の記載はないが「劣化中」となっている。

## 2. 市立高校の修繕計画

上記に記載のとおり、令和3年度の委託業務には、修繕計画の策定も含まれているが、市立高校では、それを利用した修繕計画、長寿命化計画を策定していない。

担当者によれば、令和3年度の劣化調査以降、立て続けに発生した緊急修繕工事への対応を優先したこと、令和5年度に長寿命化計画の策定に着手はしたが、体制が整わなかったことにより、未策定となっているとのことであった。

## 3. 令和5年度に実施した修繕

市立高校では、学校施設の老朽化が進んでおり、令和5年度だけでも、水道管の破裂など、多数の修繕が発生している。令和5年度に実施した修繕工事の内容は、次のとおりである。

	摘要	金額 (円)
1	浜松市立高等学校体育棟プール地下1階機械室給水装置更新工事	19,294,000
2	浜松市立高等学校防火扉不良箇所修繕工事	1,914,000
3	浜松市立高等学校プール底面及びプールサイド漏水修繕工事	1,243,000
4	浜松市立高等学校武道館照明器具不良修繕工事	1,210,000
5	浜松市立高等学校メモリアルコート及び北門防犯カメラ設置工事	986,700
6	浜松市立高等学校ホワイエオペレーター修繕工事	968,000
7	浜松市立高等学校消防設備修繕工事（煙感知器・自家発電機ブレーカ等）	825,000
8	浜松市立高等学校照明器具不良更新工事	672,100
9	浜松市立高等学校校務棟3階美術室ファンコイルユニット修繕工事	633,600
10	浜松市立高等学校体育棟2階プール浴室給湯器修繕工事	613,800
11	浜松市立高等学校誠玲館自火報設備修繕工事	550,000
12	浜松市立高等学校給水装置電磁接触器等修繕工事（緊急）	426,800
13	浜松市立高等学校野球場照明ランプ交換工事	399,300
14	浜松市立高等学校消火水槽漏水修繕工事	385,000

	摘要	金額 (円)
15	浜松市立高等学校講堂 3階階段上部自動火災報知設備修繕工事	330,000
16	浜松市立高等学校講堂客席照明等取替修繕工事	297,000
17	浜松市立高等学校文芸棟B階段オペレーター修繕工事	292,600
18	浜松市立高等学校文芸棟 3階音楽科室ファンコイルユニット修繕工事	235,400
19	浜松市立高等学校受水槽下部漏水等修繕工事	231,000
20	浜松市立高等学校グラウンド砂場シート取替え修繕工事	220,000
21	浜松市立高等学校講堂 1階男子トイレ小便器感知弁修繕工事	210,100
22	浜松市立高等学校教室棟 4階西男子トイレ他小便器感知弁修繕工事	203,500
23	浜松市立高等学校講堂音響設備アンプ取替修繕工事	179,080
24	浜松市立高等学校講堂空調機械室排水ポンプ圧送管逆止弁取替工事	159,500
25	浜松市立高等学校講堂天井ルーバー等修繕工事	154,000
26	浜松市立高等学校体育館オペレーター修繕工事	146,300
27	浜松市立高等学校教室棟 1階東男子トイレ小便器漏水他修繕工事	126,500
28	浜松市立高等学校教室棟 3階東側男子トイレ手洗器自動水栓他修繕工事	124,300
29	浜松市立高等学校講堂舞台暗幕応急修繕工事	110,000
30	浜松市立高等学校消火水槽鉄蓋取替修繕工事	101,200
31	浜松市立高等学校教室棟 5階女子トイレ照明器具修繕工事	91,300
32	浜松市立高等学校武道場 2階オペレーター修繕工事	89,100
33	浜松市立高等学校体育館西北換気扇屋根雨漏り修繕工事	88,000
34	浜松市立高等学校誠玲館フロアヒンジ取替修繕工事	84,700
35	浜松市立高等学校教室棟 1階物理準備室給水管漏水修繕工事	61,600
36	浜松市立高等学校部室修繕工事	59,400
37	浜松市立高等学校体育館 2階北側廊下ドアクローザー修繕工事	36,300
38	浜松市立高等学校文芸棟 1階職員下駄箱南搬入口扉修繕工事	23,100
	合計	33,775,280

上記の修繕工事のうち、1番金額が高かった「1浜松市立高等学校体育棟プール地下1階機械室給水装置更新工事 19,294,000円」は、工事の理由について、次の記載がある。

本校給水装置は、地下1階に設置している受水槽からポンプで校内全体へ水を給水するための装置である（飲料水・トイレ等の生活用水全般）。

令和4年12月より制御装置の動作不良により短期間で校内全体の断水が2度発生。現在は商用運転（バックアップ運転）により稼働はしているものの、水の必要量に関係なく常時ポンプが回り続けている状態。

制御装置は廃番のため修繕が不可であり、また、当該装置も設置から 30 年以上が経過しており、常時稼働による負荷等で他の箇所が故障する可能性も高い。更なる故障によっては、長期間の断水により学校活動を停止せざるを得ない状況となってしまうことから、早急に給水装置全体の更新を実施することで教育現場停止の回避及び生徒の安心安全な学校生活の確保を図るもの。

この工事では、学校を休校とせざるを得なかったとのことであり、施設の老朽化が生徒の学校生活に実害を及ぼす事態となっていた。

令和 5 年度に実施した修繕工事は、全般的には必要に迫られた修繕・取替となっており、長寿命化を見据えた計画的なものとはなっていない。

### 【指摘①】

学校施設の老朽化に対しては、令和 3 年度に劣化調査を実施しているが、調査実施後、約 2 年が経過する中で、調査結果を反映した修繕計画については、これまで策定してこなかった。計画がない状態で実施されている修繕は、事後的で対症療法的な対応にとどまっており、予防保全的な対応はできていない。

施設の老朽化は、今後もますます進むと考えられる。施設の老朽化により、生徒の学校生活が停止することがないように、長期的な修繕計画を策定し、現状の対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換を図る必要がある。

### 【指摘②】

劣化調査の実施から約 2 年が経過しているにもかかわらず、修繕計画が策定されていない理由として、市立高校の事務員に技術職がないことが挙げられる。また、市立高校の事務員は、施設以外の日常業務に追われている印象を受ける。

このように、技術職が不在の中で、日常業務に忙殺される事務職員に、老朽化した施設の長寿命化計画や修繕計画の策定を求めるのは、そもそも無理があると考えられる。

現行の組織体制のままでは、長寿命化計画や修繕計画が策定されないまま、老朽化が進み、状況がさらに悪化することが懸念される。

まずは、老朽化対策を進めるための最適な組織体制を検討する必要がある。そのうえで、新たな体制のもと、計画の策定や予防保全的な対応など、実務的な取り組みを進めるべきである。

## 6 外部への資産貸与

### (1) 事業者との協議

「浜松市公有財産管理規則」では、行政財産の使用許可について、次のとおり定めている。

(行政財産の使用許可)

第9条 主管の長は、法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けようとする者があるときは、行政財産使用許可申請書（第1号様式）に必要があると認める図書を添えて、提出させなければならない。

2 前項の申請書の提出があつた場合は、主管の長はこれを審査し、適当と認めたときは行政財産使用許可書（第2号様式）を交付する。

市立高校では、購買業務を目的とした行政財産の使用を許可しており、購買業務に係る許可書（行政財産使用許可書）「注9」には、次の定めがある。

注9 販売の形態・取扱商品の選定・販売価格については、浜松市立高等学校長と協議のうえ決定すること。

#### 【指摘】

購買業務に係る行政財産使用許可書「注9」では、「販売の形態・取扱商品の選定・販売価格については、浜松市立高等学校長と協議のうえ決定すること」と定められているが、監査した時点では、協議は行われていなかった。

校長と事業者との協議を行い、適正な業務運営を図っていくことが必要である。

### (2) 財務書類の提出

購買業務に係る許可書では、事業者の財務内容を把握するため、次の定めが設けられている。

注12 年1回浜松市立高等学校の購買業務の財務状況について、浜松市立高等学校長に書類（様式は特に定めない）を提出すること。

## 【指摘】

行政財産使用許可書では、「注 12」で年 1 回浜松市立高等学校の購買業務の財務状況について、浜松市立高等学校長に書類を提出することとなっているが、監査の時点では、事業者からの提出はなかった。

学校側から事業者に財務書類の提出を求め、財務内容について把握しておく必要がある。

また、令和 6 年度の「行政財産使用許可書」では、「注 12」の記載が削除されている。これは、財務書類の提出がない現状に合わせ削除したとのことであったが、継続的な運営を求めるのであれば、財務状況の確認は必要である。

## （3）同一業者による長期の使用

### 【現状】

購買業務に係る売店等については、平成 19 年度から「行政財産使用許可書」による使用許可が継続されている。

現在は、104.72 m<sup>2</sup>のスペースを無償で貸与しており、免除金額は年間 3,027,569 円である（電気代は実費精算）。

業務内容は、文具等の販売はほとんどなく、昼食用のパンの販売と自動販売機による飲料水等の販売となっている。

### 【意見】

現状では、同一の業者が、28 年間という長期にわたり、学校施設を使用している。特に生徒からの不満が出ているわけではないようであるが、業務内容からすると、同一業者でなければいけない専門性はあまりないと思われる。

長期にわたる業者固定となっているため、他の業者の参入機会を提供することも必要であり、何年かに 1 度は、契約の見直しをしたほうがよいと考える。

生徒に対するアンケートを実施するなど、生徒のニーズを把握し、ニーズに合致した業者選定を行うことが望ましい。

## 7 講堂

### 【現状】

令和5年度の外部による講堂の利用状況は11件、利用料金の総額は340,490円であった。内訳は次のとおりである。

	利用団体	利用目的	利用日	利用人数	利用料金
1	浜松市中区選挙管理委員会	統一地方選挙合同個人演説会	R5. 4. 7	300人	32,380円
2	浜松市立広沢小学校夢をはぐくむ学校づくり推進協議会	校内音楽会準備	R5. 11. 6	30人	20,630円
3		校内音楽会	R5. 11. 7	1,600人	29,310円
4	静岡大学教育学部附属浜松中学校	校内文化発表会	R5. 11. 18	500人	32,000円
5	公益財団法人 浜松市文化振興財団	浜松市アクトシティ音楽院子ども音楽セミナー吹奏楽教室	R5. 11. 23	45人	34,540円
6			R5. 11. 26	45人	34,540円
7			R5. 12. 3	45人	34,540円
8			R5. 12. 10	300人	46,040円
9			R5. 12. 17	100人	42,620円
10	静岡県高等学校吹奏楽連盟西部地区	令和5年度リーダー研修会	R6. 2. 12	100人	13,850円
11	浜松市立高等学校PTA	道路対策講演会	R6. 2. 20	400人	20,040円
			計	3,465人	340,490円

市立高校の講堂も建設後30年を経過しており、老朽化が進んでいる。

現状、3基ある空調設備が故障中であり、修繕には3億円を要する見込みである。一度に予算化することは難しいため、とりあえず1基を修繕することになっている。

### 【意見】

今年のような猛暑の中、空調が使えない状況では、講堂の使用を制限せざるを得ない。

講堂の在り方を検討し、早急に修繕のうえ、学校内外での利用促進を図るのか、利用に制限がかかるとしても経費の発生を抑えるのか、方針を明確にする必要がある。現状、今後とも外部の利用が限定され、生徒の利用がほとんどということであれば、それに見合った修繕計画にしていけることも必要と思われる。

## 8 学校徴収金

### 【概要】

市立高校では、私費会計として、保護者から以下の金額を徴収している。

(単位：円)

		1年生	2年生	3年生	計
学校徴収金	学年費	56,000	55,000	96,000	207,000
	積立金	60,000	60,000	10,780	130,780
	生徒会費	6,600	6,600	6,600	19,800
	計	122,600	121,600	113,380	357,580
PTA会費	PTA入会費	2,000	-	-	2,000
	PTA会費	15,840	15,840	15,840	47,520
	部活動後援費	26,400	26,400	26,400	79,200
	進路指導費	4,800	4,800	4,800	14,400
	計	49,040	47,040	47,040	143,120
合計	171,640	168,640	160,420	500,700	

学校徴収金について「学校運営における公費支出の基準（平成27年3月浜松市立高等学校）」では、次のとおり定めている。

### 【学校徴収金】

生徒に直接かかわる経費のうち、受益者負担が適切と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する次の経費をいう。

- (1) 学年諸経費
- (2) 修学旅行積立金
- (3) 卒業記念アルバム代
- (4) 模擬試験代
- (5) 生徒会費

## (1) 生徒会費

### ① 決算書と決算報告

#### 【指摘】

生徒会費の決算書については、決算書（案）はあるが、作成者（生徒会長）と担当者（先生）の署名・押印のある原本が存在しない。市立高校は、確定した決算書に作成者と担当者の署名・押印をしたうえで、原本として保管する必要がある。

また、生徒会費については、保護者への決算報告も行われていない。生徒会費は保護者徴収金であり、学校には、徴収者として保護者への説明責任があるため、決算報告を実施すべきである。

### ② 生徒会費に含まれる部活動費

#### 【現状】

生徒会費は、学校徴収金として1人当たり年間6,600円、入学時から卒業時までの3年間で19,800円徴収している。

令和5年度の生徒会費決算の概要は次のとおりである。

		決算額（円）	内容
収入	生徒会費	7,227,000	
	繰越金	1,361,512	
	雑収入	39,527	預金利息、文化祭収益
	計	8,628,039	
支出	事業費	1,625,689	講演会費、文化祭費など
	部活動事業費	5,016,540	体育部・文化部活動費
	HR活動費	754,315	
	庶務費	127,842	消耗品費、修理費など
	予備費	1,300	
	計	7,525,686	
	収支差額	1,102,353	次期繰越金

生徒会の運営については、生徒会が自主的に行っており問題はないが、支出の内訳を見ると、年間収入 8,628,039 円（前年繰越 1,361,512 円含む）のうち、部活動事業費が 5,016,540 円となっており、支出全体の 3 分の 2 を占めている。

前述の保護者徴収金の内訳を見ればわかるとおり、保護者は、別途 P T A 会費として、部活動後援費を年間 26,400 円、3 年間で 79,200 円を支払っている。

P T A 会費で部活動費を徴収しながら、別途、生徒会費として部活動費を徴収している理由について、学校側に問い合わせたところ、以下の回答があった。

- ・生徒会会則で「1、2 年生は、必ず部活動に参加し、その活動を通じて個性及び趣味の伸展に努める。」と定めている。
- ・部活動事業費も生徒会が配分額を決めている。

しかし、P T A 会費における部活動後援費も、生徒会費に含まれる部活動費も、実質的には、どちらも同じ部活動費であると考えられる。前者は P T A の負担であり、後者は P T A の負担でないとする取り扱いは、ダブルスタンダードの印象を受けるものであった。

その他、部活動費を生徒会費として徴収することについては、以下の問題もあると考えられる。

#### 1) 受益者負担の原則

部活動については、1、2 年生は全員加入であるが、3 年生の加入は任意である。

市立高校の基準では、学校徴収金は「生徒に直接かかわる経費のうち、受益者負担が適当と考えられるもの」と定義している。部活動に参加していない 3 年生からも、学校側が生徒会費の名目で部活動費を一律に徴収することは、受益者負担の原則に反していると考えられる。

#### 2) 目的外の使用

そもそも、生徒会活動は、学習指導要領にもとづく特別活動であり、学習課程内の活動であるが、部活動は、自主的な参加による学習課程外の活動である。生徒会費として徴収したものを部活動費とすることは、学習課程内の活動のために徴収した金額を学習課程外の活動に使用していることになり、目的外の使用と考えられる。

## 【指摘】

実質的には部活動費であるものを生徒会費として徴収している現状の方法については、受益者負担の原則や目的外使用などの観点から、見直しを検討する必要がある。

また、前述したとおり、生徒会費の決算報告は行われていないため、生徒会費の名目で部活動費が徴収されていることを知っている保護者は少ないと思われる。学校徴収金の決算の透明性を確保し、保護者への説明責任を果たすことも必要である。

## (2) 会計監査

### 【指摘】

P T A会費については、会計監査が実施されているが、学校徴収金（学年費・積立金・生徒会費）については、すべて会計監査が実施されていない。

小中学校では、学年会計の手引きに「校長は、毎年度当初に会計監事を指名」し、「当該年度の会計処理がすべて終了した後、適切な時期に会計監事の監査を受ける」ことが定められており、実際に運用されている。

私費会計として、保護者から多額の徴収をしている以上、会計監査を実施し、結果を報告しないと、保護者への説明責任を果たしたことにはならないと考える。

学校徴収金についても、P T A会費と同様、会計監査を実施し、監査結果を保護者へ報告する必要がある。

## (3) 保護者との意見交換等

### 【意見】

学校徴収金の内容と金額について、保護者に対する通知は行っているが、保護者への詳細な説明や意見交換等を行っていない。

現状では、学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行となっており、保護者の考えが反映される機会がない。

学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行よりも、学校運営協議会やP T A評議会の場合を利用するなどの方法により、保護者の考えを聞く機会を設けることが望ましい。

## 9 P T A会費

### (1) 進路指導費

#### 【現状】

「令和5年度 浜松市立高等学校 P T A特別会計（進路指導費）決算書」によれば、当期の収支と繰越額は次のとおりである。

前期繰越	当期収入	当期支出	次期繰越
1,918,028 円	5,188,829 円	4,395,834 円	2,711,023 円

#### 【意見】

令和5年度においては、前期からの繰越が1,918,028円あり、翌期への繰越は2,711,023円となっており、次期への繰越額が増加している。

進路指導費として徴収した額を翌期へ繰り越し、その金額を将来の生徒のために使用することは、負担者と受益者が異なることになる。

本来、当期の生徒から徴収した進路指導費は、当期の生徒のために使用されるべきであり、次期以降の生徒のために使用すべきものではないと考える。

繰越額が増加しつつあるため、現行の徴収額が妥当であるのか、また、繰越額をどのように処理すべきかなど、P T A総会などの機会を利用して、検討することが望ましい。

### (2) 定期預金

#### 【現状】

P T A会費には、以下2種類の定期預金がある。

	預金通帳名	預金種類	金額
①	浜松市立高等学校 P T A会長（会長名）	定期預金	1,230 万円
②	浜松市立高等学校 P T A部活動後援費（会長名）	定期預金	970 万円

①の預金は、エアコンの更新費用に使用するための積み立てによるものである。

現在では、普通教室のエアコン設置は、市の一般会計で行われているが、以前は、エアコンの設置がなかったため、P T Aが購入し、学校へ寄附をしていた。

P T Aでは、次回のエアコンの更新費が多額と見込まれることから、将来に備えて、毎月積み立てを行っており、その積立額が 1,230 万円となったものである。積み立ては 2011 年（平成 23 年）4 月から 2024 年（令和 5 年）3 月にかけて行われ、それ以降は積み立てを中止している。

②の預金は、部活動において、生徒が全国大会に出場した場合、P T Aが負担することとなる金額をあらかじめ積み立てているものであり、遠隔地での大会などで、今後も使用する可能性は高いとのことである。

### **【意見】**

普通教室のエアコン設置が、市の一般会計で行われるようになり、今後は更新費用をP T Aが負担する必要がなくなっている。

①の定期預金については、今後は積み立てられた当初の目的で使用されることはないため、P T A総会などの機会を利用して、今後の用途などについて検討することが望ましい。

## **10 事務職員の職務専念義務の免除**

### **【概要】**

地方公務員法第 35 条には、職務に専念する義務の規定があり、職員が職務に専念する義務を免除されるには、条例等の定めが必要になる。これを受け、浜松市では、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例や、浜松市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程などが定められている（主な内容は「I 小中学校」を参照のこと）。

### **【指摘】**

市立高校では、事務員（行政職員）がP T Aに関する業務を行うことがあるが、職務専念義務の免除について、校長の専決事項として決裁が行われているわけでもなく、教育委員会の承認も得られていない。法令規則等に準拠した処理が必要である。

なお、P T Aに関する業務は、校長の専決事項であるため、市立高校においても、必要に応じて校長の決裁を得るように、内部でのルールを検討しておく必要がある。

### Ⅲ 学校における働き方改革

#### 1 時間外在校等時間

##### 【現状】

#### 1. 教師の勤務時間の上限に関する定め

##### 1-1 文部科学省による定め

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省 平成 31 年 1 月 25 日）において、教師が学校教育活動に関する業務として校内に在籍している時間と校外での業務時間を外形的に把握して合算し、そこから休憩・業務外・自己研鑽の時間を除外した時間を、「在校等時間」として定義している。さらに、この在校等時間から、条例等で定められた勤務時間を減じた時間（以下、「時間外在校等時間」と記す。）について、上限の目安時間を定めている。具体的な定めは、以下のとおりである。

##### ※原則

- ① 1 か月の時間外在校等時間が、45 時間を超えないようにすること。
- ② 1 年間の時間外在校等時間が、360 時間を超えないようにすること。

##### ※特例的な扱い

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、以下の特例的な扱いを定めている。

- ① 1 年間の時間外在校等時間が 720 時間を超えないようにすること。
- ② 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える月は、1 年間に 6 月までとすること。
- ③ 1 か月の時間外在校等時間が 100 時間未満であること。
- ④ 連続する複数月（2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月）のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の平均が、80 時間を超えないようにすること。

##### 1-2 浜松市における目標

浜松市では、「はままつ人づくり未来プラン 学校における働き方改革のための業務改善方針 子供も先生も元気で笑顔あふれる学校づくりに向けて」（浜松市教育委員会 令和 2 年 3 月）にて、時間外在校等時間の削減に関して、令和 6 年度末までの目標として、以下を定めている。

※原則

月 45 時間以内・年 360 時間以内の時間外在校等時間

※例外

児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、  
月 100 時間未満・年 720 時間以内の時間外在校等時間

### 1-3 浜松市における取り組み

浜松市では、時間外在校等時間を客観的に把握するために、学校管理運営システム（ミライム）を通じて出退勤時間を管理しており、毎月、時間外在校等時間が多い教職員を把握し、レポートの形式でまとめている。また、職種別の時間外在校等時間についても同様に集計し、レポートの形式でまとめている。

時間外在校等時間が多い教職員及びその上司に対して、時間外在校等時間の要因を把握したうえで、毎月注意喚起を促すとともに、必要に応じて、ストレスチェックや産業医の面談などの対応を実施している。

## 2. 令和 5 年度における時間外在校等時間の実績分析

### 2-1 年間時間外在校等時間の平均値

令和 5 年度における浜松市立小中学校計 142 校（分校を含む）の、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」計 3,079 名について、学校管理運営システム（ミライム）により集計された時間外在校等時間データを入手した。そのデータによると、年間時間外在校等時間の平均値は、小学校 425 時間、小中一貫校 584 時間、中学校 674 時間、全学校で 519 時間であった。なお、便宜上、分校は中学校に含めて集計している。（図表 1 参照）

図表 1：学校種類別年間時間外在校等時間集計

	校数（校）	対象人数（人）	年間時間外在校等時間合計（時間）	年間時間外在校等時間の平均値（時間）
小学校	93	1,885	800,392	425
小中一貫校	3	92	53,714	584
中学校	46	1,102	742,739	674
合計	142	3,079	1,596,845	519

全学校の年間時間外在校等時間の平均値（519 時間）は、年間の時間外在校等時間に係る浜松市の目標である「年 360 時間以内の時間外在校等時間」を 159 時

間（44%）上回る。また、中学校の年間時間外在校等時間の平均値（674 時間）は、年 360 時間以内の目標を 314 時間（87%）上回っており、特に中学校における年間時間外在校等時間が目標を大きく上回っていることがわかる。

## 2-2 年間時間外在校等時間の度数分布

また、年間時間外在校等時間を度数分布により分析すると、小学校では、平均値 425 時間が含まれる 400 時間以上 500 時間未満の人数が 458 人と最も多い。これに対して、中学校では 700 時間以上 800 時間未満の人数（135 人）や 800 時間以上 900 時間未満の人数（153 人）が多く、平均値 674 時間が含まれる 600 時間以上 700 時間未満の人数は 116 人に留まる。このことから、中学校では、小学校と比較して、時間外在校等時間の分布にばらつきが大きく、特定の教職員に時間外在校等時間が偏在していることを示唆している。（図表 2、図表 3 参照）

図表 2：年間時間外在校等時間の度数分布

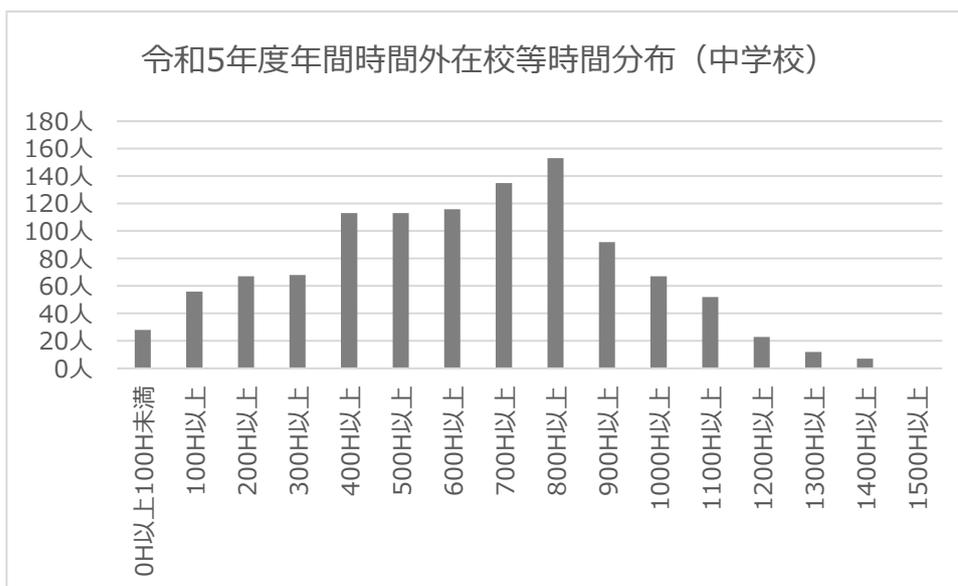
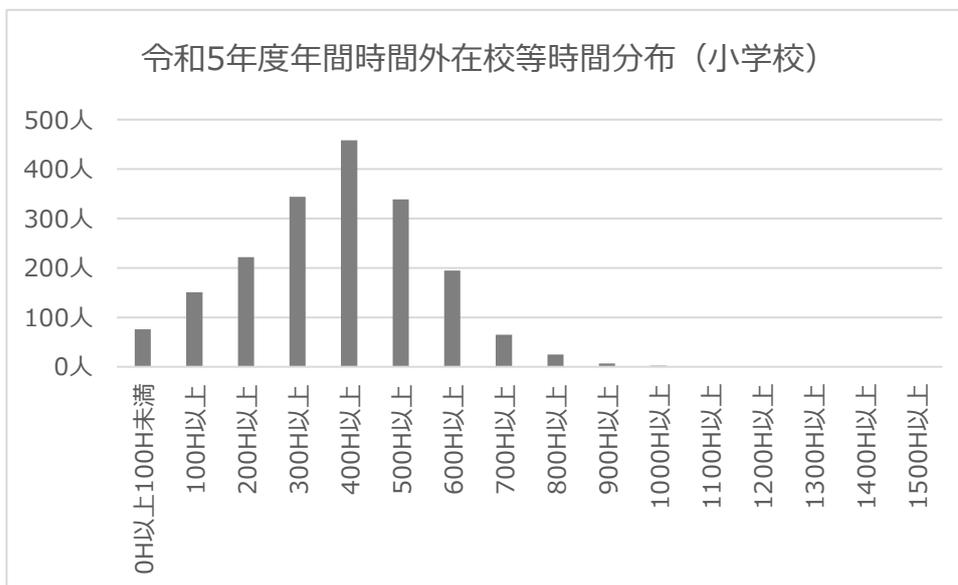
（単位：人）

年間時間外在校等時間（H:時間）	全体	小学校	中学校	小中一貫校
0H 以上 100H 未満	106	76	28	2
100H 以上	210	151	56	3
200H 以上	295	222	67	6
300H 以上	429	344	68	17
400H 以上	584	458	113	13
500H 以上	470	339	113	18
600H 以上	315	195	116	4
700H 以上	206	65	135	6
800H 以上	185	25	153	7
900H 以上	102	7	92	3
1000H 以上	78	2	67	9
1100H 以上	56	1	52	3
1200H 以上	23	0	23	0
1300H 以上	13	0	12	1
1400H 以上	7	0	7	0
1500H 以上	0	0	0	0
合計	3,079	1,885	1,102	92

注 1：母集団は、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」

注 2：小学校と中学校の分布をグラフで表したものが図表 3

図表 3：小学校と中学校における、年間時間外在校等時間の分布グラフ



**2-3 「月 45 時間以内・年 360 時間以内の時間外在校等時間」を達成していない人数・学校数**

時間外在校等時間に係る浜松市における目標のうち、「月 45 時間以内・年 360 時間以内の時間外在校等時間」を達成していない人数や学校数を、小学校、小中一貫校、中学校別に集計した。

月 45 時間以内の時間外在校等時間を達成していない「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」は、小学校 1,275 人（68%）、小中一貫校 74 人（80%）、中学校 951 人（86%）であった。

また、年 360 時間以内の時間外在校等時間を達成していない「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」は、小学校 1,235 人（66%）、小中一貫校 71 人（77%）、中学校 911 人（83%）であった。さらに、月 45 時間以内・年 360 時間以内の時間外在校等時間を達成していない者が在籍する学校数は、小学校 92 校（99%）、小中一貫校 3 校（100%）、中学校 45 校（98%）であった。（図表 4 参照）

図表 4：「月 45 時間以内・年 360 時間以内の時間外在校等時間」目標の未達状況集計

	対象人数、 学校数	月45時間以内の 時間外在校等時 間を達成してい ない人数、割合	年360時間以内 の時間外在校等 時間を達成してい ない人数、割合	月45時間以内・ 年360時間以内 の時間外在校等 時間を達成してい ない者が在籍 する学校数、割合
小学校	1,885 人 93 校	1,275 人 68%	1,235 人 66%	92 校 99%
小中一貫校	92 人 3 校	74 人 80%	71 人 77%	3 校 100%
中学校	1,102 人 46 校	951 人 86%	911 人 83%	45 校 98%
合計	3,079 人 142 校	2,300 人 75%	2,217 人 72%	140 校 99%

注：母集団は、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」

令和 5 年度において、時間外在校等時間の目標を達成していない者が、小学校で約 3 分の 2、中学校で 8 割強を占めている。また、ほとんどの学校で、令和 5 年度において、時間外在校等時間の目標を達成していない者が在籍している。

また、年間の時間外在校等時間が 360 時間を超過している者について、年間の時間外在校等時間が 360 時間よりも何時間超過しているかを算定した。その結果、全体で 1 人あたり 272 時間、小学校で 1 人あたり 166 時間、小中一貫校で 1 人あたり 320 時間、中学校で 1 人あたり 411 時間、年間の時間外在校等時間が 360 時間よりも超過していた。（図表 5 参照）

図表 5：年間の時間外在校等時間が 360 時間を超過している時間

	年間の時間外在校等時間が 360 時間超 ある人数	年間の時間外在校等時間が 360 時間を 超過している時間 (合計)	年間の時間外在校等時間が 360 時間を 超過している時間 (1 人あたり)
小学校	1, 235 人	205, 491 時間	166 時間
小中一貫校	71 人	22, 753 時間	320 時間
中学校	911 人	374, 410 時間	411 時間
合計	2, 217 人	602, 654 時間	272 時間

注：母集団は、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」のうち、年間時間外在校等時間が 360 時間超の者

#### 2-4 「月 100 時間以内・年 720 時間以内の時間外在校等時間」を達成していない人数・学校数

時間外在校等時間に係る浜松市における目標のうち、児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合の例外的な目標である「月 100 時間以内・年 720 時間以内の時間外在校等時間」を達成していない人数や学校数を、「小学校」、「小中一貫校」、「中学校」別に集計した。なお、2-1 と同様、分校は中学校に含めて集計している。

月 100 時間以内の時間外在校等時間を達成していない「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」は、小学校 19 人 (1%)、小中一貫校 22 人 (24%)、中学校 408 人 (37%) であった。また、年 720 時間以内の時間外在校等時間を達成していない「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」は、小学校 74 人 (4%)、小中一貫校 28 人 (30%)、中学校 502 人 (46%) であった。さらに、月 100 時間以内・年 720 時間以内の時間外在校等時間を達成していない者が在籍する学校数は、小学校 41 校 (44%)、小中一貫校 3 校 (100%)、中学校 43 校 (93%) であった。(図表 6 参照)

図表 6 : 「月 100 時間以内・年 720 時間以内の時間外在校等時間」目標の未達成状況集計

	対象人数、 学校数	月 100 時間以内の時間外在校等時間を達成していない人数、割合	年 720 時間以内の時間外在校等時間を達成していない人数、割合	月 100 時間以内・年 720 時間以内の時間外在校等時間を達成していない者が在籍する学校数、割合
小学校	1,885 人 93 校	19 人 1%	74 人 4%	41 校 44%
小中一貫校	92 人 3 校	22 人 24%	28 人 30%	3 校 100%
中学校	1,102 人 46 校	408 人 37%	502 人 46%	43 校 93%
合計	3,079 人 142 校	449 人 15%	604 人 20%	87 校 61%

注：母集団は、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」

令和 5 年度においては、時間外在校等時間に係る例外的な目標を達成していない者が、小学校においては限定的であるのに対して、中学校においては半数弱を占めている。また、ほとんどの中学校で、令和 5 年度において、時間外在校等時間の例外的な目標を達成していない。

また、年間の時間外在校等時間が 720 時間を超過している者について、年間の時間外在校等時間が 720 時間よりも何時間超過しているかを算定した。その結果、全体で 1 人あたり 210 時間、小学校で 1 人あたり 94 時間、小中一貫校で 1 人あたり 231 時間、中学校で 1 人あたり 226 時間、年間の時間外在校等時間が 720 時間よりも超過していた。(図表 7 参照)

図表 7 : 年間の時間外在校等時間が 720 時間を超過している時間

	年間の時間外在校等時間が 720 時間超ある人数	年間の時間外在校等時間が 720 時間を超過している時間 (合計)	年間の時間外在校等時間が 720 時間を超過している時間 (1 人あたり)
小学校	74 人	6,928 時間	94 時間
小中一貫校	28 人	6,477 時間	231 時間
中学校	502 人	113,510 時間	226 時間
合計	604 人	126,915 時間	210 時間

注：母集団は、「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」のうち、年間時間外在校等時間が 720 時間超の者

## 2-5 時間外在校等時間に係る実績分析の結論

### 【事実関係】

#### i) 年間時間外在校等時間の平均値

令和5年度における全学校の教諭等・教務主任・主幹教諭に係る年間時間外在校等時間の平均値（519時間）は、年間の時間外在校等時間に係る浜松市の目標である「年360時間以内の時間外在校等時間」を159時間（44%）上回る。また、中学校における年間時間外在校等時間の平均値（674時間）は、年360時間以内の目標を314時間（87%）上回っており、特に中学校における年間時間外在校等時間が目標を大きく上回っている。

#### ii) 特定の教職員への時間外在校等時間の偏在

中学校では、小学校と比較して、時間外在校等時間の分布にばらつきが大きく、特定の教職員に時間外在校等時間が偏在していることが示唆される。

#### iii) 「月45時間以内・年360時間以内の時間外在校等時間」の目標

令和5年度において、「月45時間以内・年360時間以内の時間外在校等時間」の目標を達成していない教諭等・教務主任・主幹教諭が、小学校で約3分の2、中学校で8割強を占めている。また、ほとんどの学校で、令和5年度において目標を達成していない者が在籍している。

年間の時間外在校等時間が360時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について360時間を1人あたり何時間超過しているかを算定したところ、全体で1人あたり272時間、小学校で1人あたり166時間、小中一貫校で1人あたり320時間、中学校で1人あたり411時間、360時間を超過していた。

#### iv) 「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」の例外的な目標

令和5年度において、「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」の例外的な目標を達成していない教諭等・教務主任・主幹教諭が、小学校においては限定的であるのに対して、中学校においては半数弱を占めている。また、ほとんどの中学校で、令和5年度において、時間外在校等時間の例外的な目標を達成していない。

年間の時間外在校等時間が720時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について720時間を1人あたり何時間超過しているかを算定したところ、全体で1人あたり210時間、小学校で1人あたり94時間、小中一貫校で1人あたり231時間、中学校で1人あたり226時間、720時間を超過していた。

## 【指摘①】

上記【事実関係】で記載したとおり、令和5年度の時間外在校等時間の実績は、令和6年度までに達成することを目指す浜松市の目標との乖離が大きい。

浜松市の原則的な目標である「年360時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年間360時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について、1人あたり年間272時間（43%）の時間外在校等時間の削減が必要である。

また、浜松市の例外的な目標である「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年720時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について1人あたり年間210時間の時間外在校等時間（23%）の削減が必要である。これだけの時間外在校等時間に係る業務を単純に削減することは、現実的ではないと考えられる。以上より、令和6年度までに浜松市の目標を達成することは困難であると考えられる。

この点、長時間の時間外在校等時間を放置することには、労働安全衛生上の懸念がある。

したがって、長時間の時間外在校等時間の要因を特定したうえで、その要因を解消するための具体的かつ長期的な目標を設定し、浜松市全体として継続的かつ効果的に目標達成のために取り組むことが必要であると考えられる。

なお、時間外在校等時間の要因については、後述する。

### 3. 時間外在校等時間の要因に対する、教職員課の回答

児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合の例外的な目標である、「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」を達成していない者が、中学校において半数弱を占めている要因について、教職員課に質問したところ、以下の回答を得た。

中学校における時間外在校等時間の主要な要因は、部活動であると推測される。時間外在校等時間の部活動以外の要因として、保護者対応や生徒指導<sup>\*1</sup>も影響している可能性がある。

また、時間外在校等時間の要因を定量的に把握可能かどうかについて、教職員課に質問したところ、以下の回答を得た。

一日の業務で時間外在校等時間が2時間以上あった場合は、システム上、主な業務を選択することになっている。選択肢は、「学習指導<sup>※2</sup>」、「生徒指導<sup>※1</sup>」、「分掌業務<sup>※3</sup>」、「部活動」、「会議」、「登校指導<sup>※4</sup>」、「その他」の7つであり、複数の業務を実施した場合には複数選択することができる。集計されるデータは、それぞれの選択肢が選択された回数を示すものであり、それぞれの業務が実施された時間を示すものではない。

時間外在校等時間の上位者については、時間外在校等時間に係る業務内容や、連続勤務日数などを確認し、目立つようであれば教職員課より、該当者の校長に指導している。また、時間外在校等時間を職種別に集計し、どの職種に時間外在校等時間の偏在が見られるかを検証している。

※1「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである」（「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）より抜粋）と、定義されている。なお、浜松市では、「生徒指導」と「生活指導」を同義であると認識しており、両方の用語を使用している。本書では、「生徒指導」に統一する。

※2「学習指導」について文部科学省の定義はないが、一般に、「教育目標に向かってできるだけ有効適切に学習が進められるようにするために、児童・生徒の学習活動を指導すること」（ジャパンナレッジ版「日本国語大辞典」より「学習指導」参照）、「教科外領域における生活指導に対して、学校における各教科の学習の指導（教科指導）の総称」（ジャパンナレッジ版「日本大百科全書」より「学習指導」参照）などと説明される。

※3「分掌業務」とは、各学校で求められる校務を種類別に分けて教職員ごとに担当する業務のこと（教職員課より）。例えば、行事担当の教職員が修学旅行の調整で業務を実施した場合、分掌業務を実施したことになる。学校教育法第37条によれば、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、校長が校務の一切に対する権限を有しているが、校長はさらに各校務を教職員に分掌させることができる（ジャパンナレッジ版「日本大百科全書」より、「校務分掌」参照）。

※4「登校指導」の明確な定義はないが、児童生徒が規則正しく学校に通うことを促すための指導や支援を指して使用されており、主として、①登校時の見守り、②遅刻や欠席の防止、③不登校の児童生徒への支援の3つの局面で使用されているケースが多い。（監査人調べ）

以上より、教職員課では、時間外在校等時間が多い個々の教職員や職種をモニタリングする活動を実施しているものの、時間外在校等時間の要因に関する分析を十分に行っているとは言えないと、監査人として判断した。

## 【指摘②】

教職員課は、個人別の時間外在校等時間を月次で集計・分析してレポートにまとめており、時間外在校等時間が多い教職員及びその上司に対して注意喚起を行うとともに、労働安全衛生上の必要な措置を行っている。しかしながら、教職員課は、教職員全体の時間外在校等時間の要因について、定量的な分析を必ずしも実施していない。

時間外在校等時間の要因に関する定量的な情報が不足していると、潜在している問題点や課題等に対して、有効な対処策を適時に施せなくなるおそれがある。

したがって、教職員全体の時間外在校等時間の要因を、何らかの形で常に定量的にモニタリングする仕組みを整備する必要があると考える。また、時間外在校等時間の要因を定量的に特定することで、客観的なデータの裏付けをもとに、時間外在校等時間に係る目標達成のための取り組みを行うことができると考える。

なお、入手したデータをもとに監査人の視点により実施した、時間外在校等時間の要因に関する定量的な分析について後述する。

## 4. 時間外在校等時間の要因調査

時間外在校等時間の主要な要因を以下の手順に則って調査した。

### 4-1 検討対象の絞り込み

「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」の母集団より、「教諭等」のみに絞り込んで検討する。この理由は、以下のとおりである。(図表 8 参照)

理由①：教職員課が時間外在校等時間の主要要因と考えている部活動指導は、多くの場合「教諭等」が担っていると予想されること。

理由②：「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」の令和 5 年度における対象人数は 3,079 人、年間時間外在校等時間は 1,596,845 時間であるのに対して、「教諭等」の対象人数は 2,958 人 (96%)、時間外在校等時間は 1,512,569 時間 (95%) であり、「教諭等」のみで時間外在校等時間の大半を説明できること。

理由③：「教諭等」・「教務主任」・「主幹教諭」を母集団とした時の令和 5 年度における年間時間外在校等時間の標準偏差<sup>※5</sup>は 264 時間であるのに対して、「教諭等」を母集団とした時の令和 5 年度における年間時間外在校等時間の標準偏差は 263 時間と、ほとんど差異がないこと。

※5 データの値の散らばり度合を示す数値。データのそれぞれの値とデータの平均値との差（偏差）の平均値を求めたものを分散といい、その分散の平方根を取った値を標準偏差という。標準偏差が小さいほどデータの散らばり度合が小さく、標準偏差が大きいほどデータの散らばり度合が大きいことを意味する。

また、時間外在校等時間に係る浜松市の目標のうち、議論を単純化するために、年間の時間外在校等時間に焦点を絞って検討する。

図表 8：教諭等を母集団とした時の、年間時間外在校等時間集計

	全小中学校 教諭等+教務主任+主幹教諭	全小中学校 教諭等
年間時間外在校等時間合計	1, 596, 845 時間	1, 512, 569 時間 95%
人数	3, 079 人	2, 958 人 96%
学校数	142 校	142 校
年間平均時間外在校等時間	519 時間	511 時間
標準偏差	264 時間	263 時間

#### 4-2 教諭等を母集団とした場合の学校種類別年間時間外在校等時間

教諭等の年間平均時間外在校等時間は、小学校 416 時間、小中一貫校 569 時間、中学校 668 時間、全体で 511 時間である。

年 360 時間以内の時間外在校等時間を達成していない教諭等は、小学校 1, 163 人 (64%)、小中一貫校 65 人 (76%)、中学校 877 人 (82%)、全体で 2, 105 人 (71%) である。また、年 720 時間以内の時間外在校等時間を達成していない教諭等は、小学校 53 人 (3%)、小中一貫校 23 人 (27%)、中学校 476 人 (45%)、全体で 552 人 (19%) である。

以上より、教諭等・教務主任・主幹教諭を母集団とした時と同様、教諭等を母集団とした場合においても、中学校における時間外在校等時間が多いことがわかる。

また、教諭等を母集団とした時の年間時間外在校等時間の標準偏差は、全体で263時間であるのに対して、小学校173時間、小中学校285時間、中学校307時間である。中学校の標準偏差が最も大きく、小学校と比較すると77%標準偏差が大きい。したがって、中学校の教諭等に係る時間外在校等時間の分布にばらつきが大きく、中学校の特定の教諭等に時間外在校等時間が偏在していることが推定される。(図表9参照)

図表9：教諭等を母集団とした時の学校種類別年間時間外在校等時間

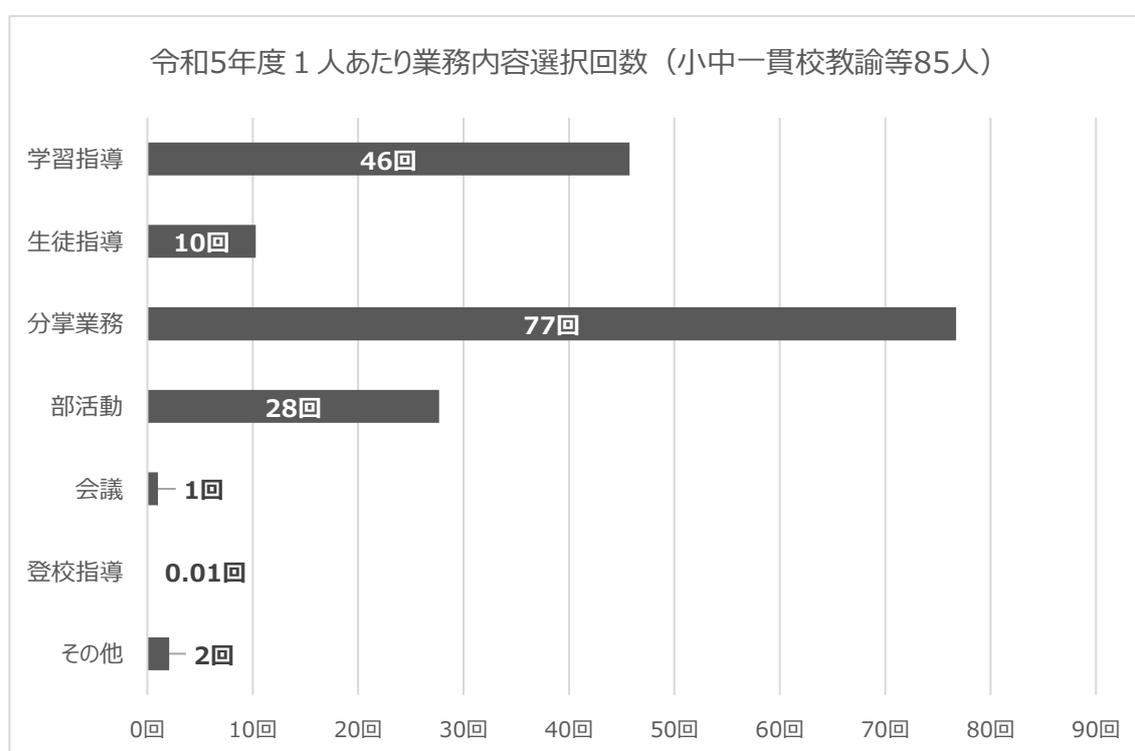
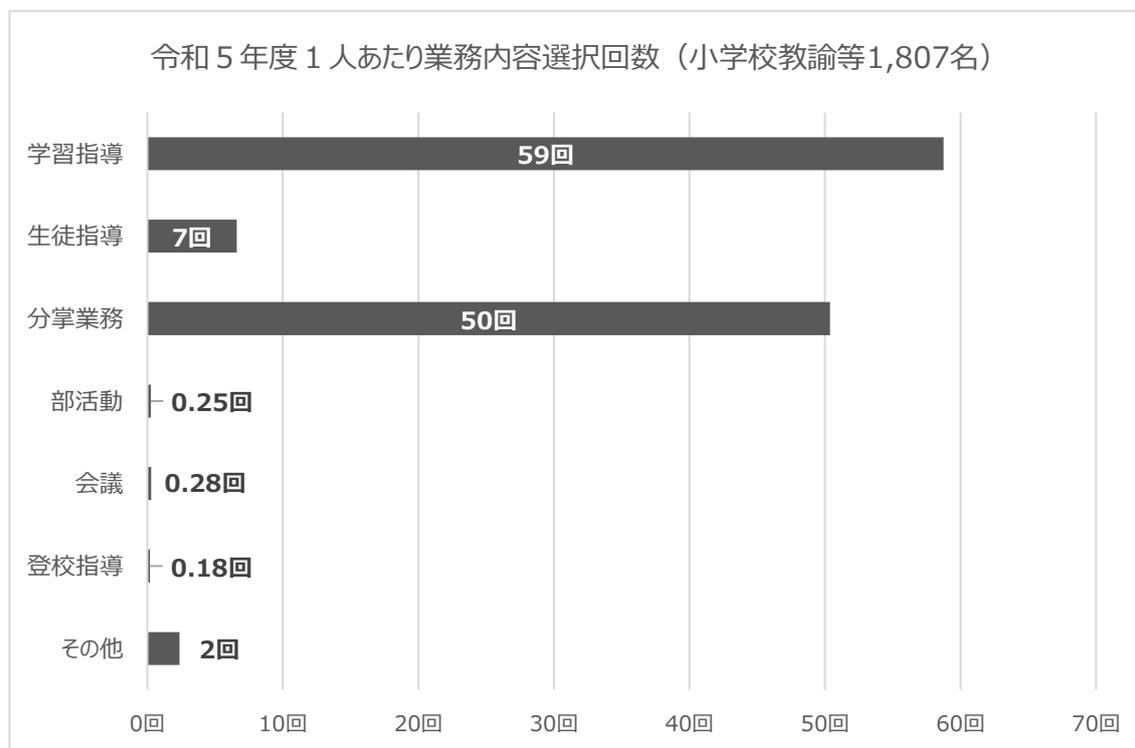
	対象人数	年間時間外 在校等時間 が360時間 超ある人数、 割合	年間の時間 外在校等時 間720時間 超ある人数、 割合	年間平均時 間外在校等 時間	年間時間外 在校等時間 の標準偏差
小学校	1,807人	1,163人 64%	53人 3%	416時間	173時間
小中一 貫校	85人	65人 76%	23人 27%	569時間	285時間
中学校	1,066人	877人 82%	476人 45%	668時間	307時間
合計	2,958人	2,105人 71%	552人 19%	511時間	263時間

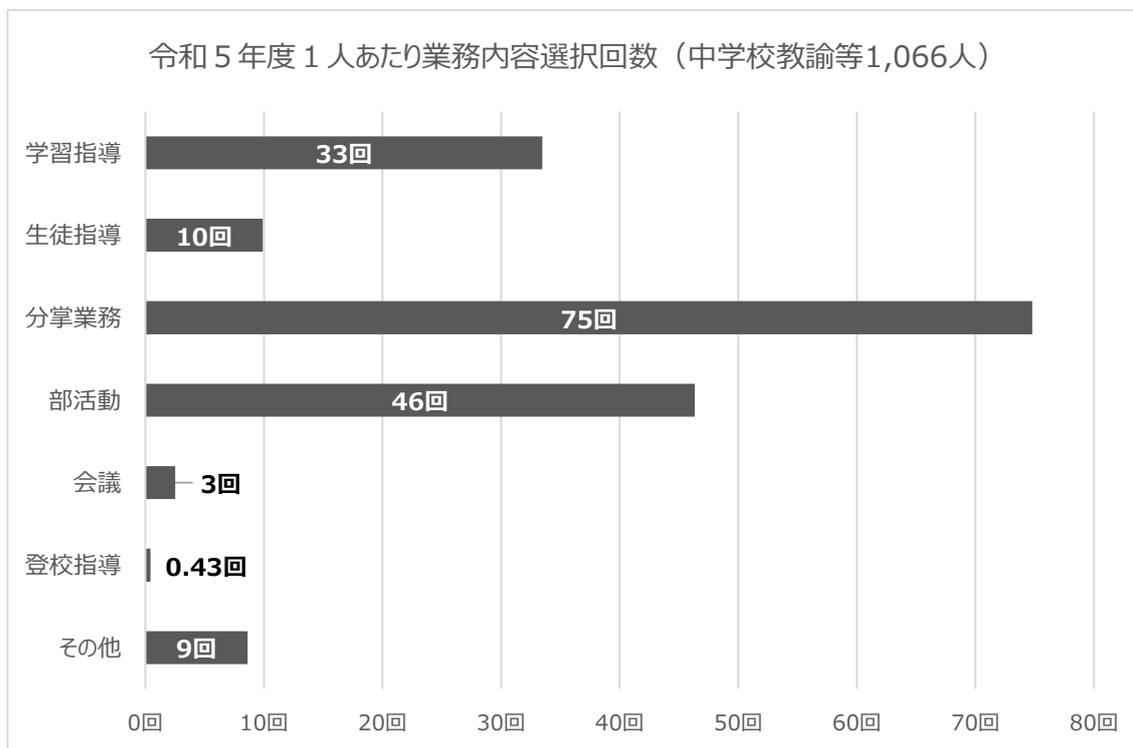
#### 4-3 教諭等の時間外在校等時間業務内容分析

令和5年度における時間外在校等時間の業務内容選択回数データを、教職員課より入手した。このデータは、2時間以上、時間外在校等時間を記録した場合に、教職員に対して業務内容の選択を求めたものであり、選択肢は前述のとおり、「学習指導」、「生徒指導」、「分掌業務」、「部活動」、「会議」、「登校指導」、「その他」の7つである。各選択肢の年間選択回数合計を人数で除することにより、1人あたり業務内容選択回数を算出した。

小学校の教諭等(対象人数1,807名)の場合、学習指導59回、生徒指導7回、分掌業務50回、部活動0.25回、会議0.28回、登校指導0.18回、その他2回となった。小中一貫校の教諭等(対象人数85名)の場合、学習指導46回、生徒指導10回、分掌業務77回、部活動28回、会議1回、登校指導0.01回、その他2回となった。中学校の教諭等(対象人数1,066名)の場合、学習指導33回、生徒指導10回、分掌業務75回、部活動46回、会議3回、登校指導0.43回、その他9回となった。(図表10参照)

図表 10：1人あたり業務内容選択回数





時間外在校等時間の要因として、小学校・小中一貫校・中学校で共通して多いのは、「分掌業務」である。また、中学校においては、「分掌業務」に続いて「部活動」の選択回数が多い。

ただし、「4-2 教諭等を母集団とした場合の学校種類別年間時間外在校等時間」で述べた中学校における時間外在校等時間の特定の教諭等への偏在が、どの業務に起因するものであるかは不明である。したがって、4-4にて、時間外在校等時間が偏在している可能性が高い学校を抽出する。

#### 4-4 時間外在校等時間が偏在している可能性が高い学校の抽出

児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合の例外的な目標である「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」のうち、抽出条件単純化のため、「年720時間以内の時間外在校等時間」の目標に着目し、以下の2つの条件を満たす学校を抽出した。

条件①：令和5年度において、教諭等に係る平均年間時間外在校等時間が720時間を超えている学校

条件②：令和5年度において、教諭等に係る年間時間外在校等時間の標準偏差が、全小中学校の教諭等に係る年間時間外在校等時間の標準偏差よりも大きい学校（つまり、特定の教諭等への時間外在校等時間の偏在が大きいと推測される学校）

その結果、12校（全て中学校）、327人が抽出された。（図表11、12参照）

図表 11：抽出対象となる学校の選定①

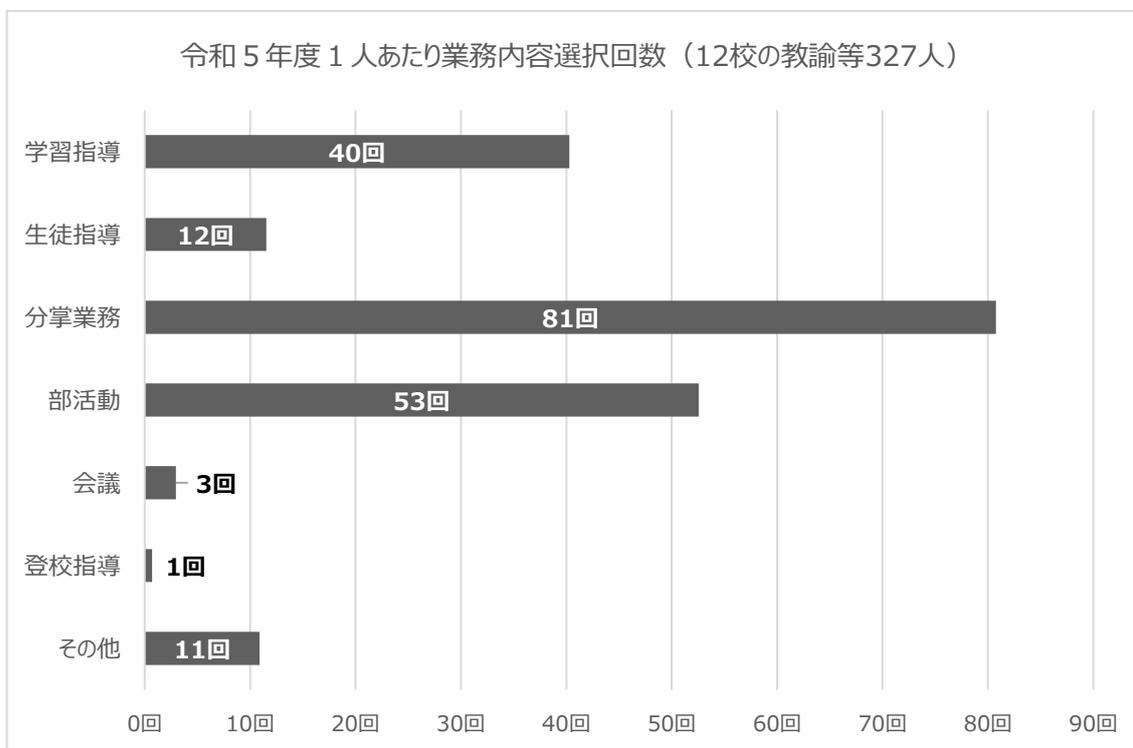
	全小中学校 教諭等	条件①、条件②を満たす 教諭等
時間外在校等時間合計	1,512,569 時間	248,076 時間 16%
人数	2,958 人	327 人 11%
学校数	142 校	12 校
平均時間外在校等時間	511 時間	759 時間
標準偏差	263 時間	325 時間

図表 12：抽出対象となる学校の選定②

学校名	年間時間外 在校等時間 合計 (時間)	教諭等の数 (人)	平均年間 超過勤務時 間 (時間)	標準偏差 (時間)	年間超過勤 務 720 時間 以上の教諭 等 (人)
A 中学校	26,421	35	755	420	22
B 中学校	24,523	34	721	332	19
C 中学校	24,981	32	781	358	22
D 中学校	24,667	33	747	333	18
E 中学校	19,163	25	767	274	14
F 中学校	20,304	27	752	310	18
G 中学校	23,993	33	727	297	21
H 中学校	12,675	17	746	279	10
I 中学校	20,270	24	845	301	18
J 中学校	15,289	21	728	267	14
K 中学校	24,236	32	757	293	23
L 中学校	11,554	14	825	312	9
合計	248,076	327	759	325	208

抽出対象となった 12 校の教諭等 327 人を対象に、時間外在校等時間の 1 人あたり業務内容選択回数を算出した。その結果、学習指導 40 回、生徒指導 12 回、分掌業務 81 回、部活動 53 回、会議 3 回、登校指導 1 回、その他 11 回となった。(図表 13 参照)

図表 13：1人あたり業務内容選択回数（12校の教諭等327人）



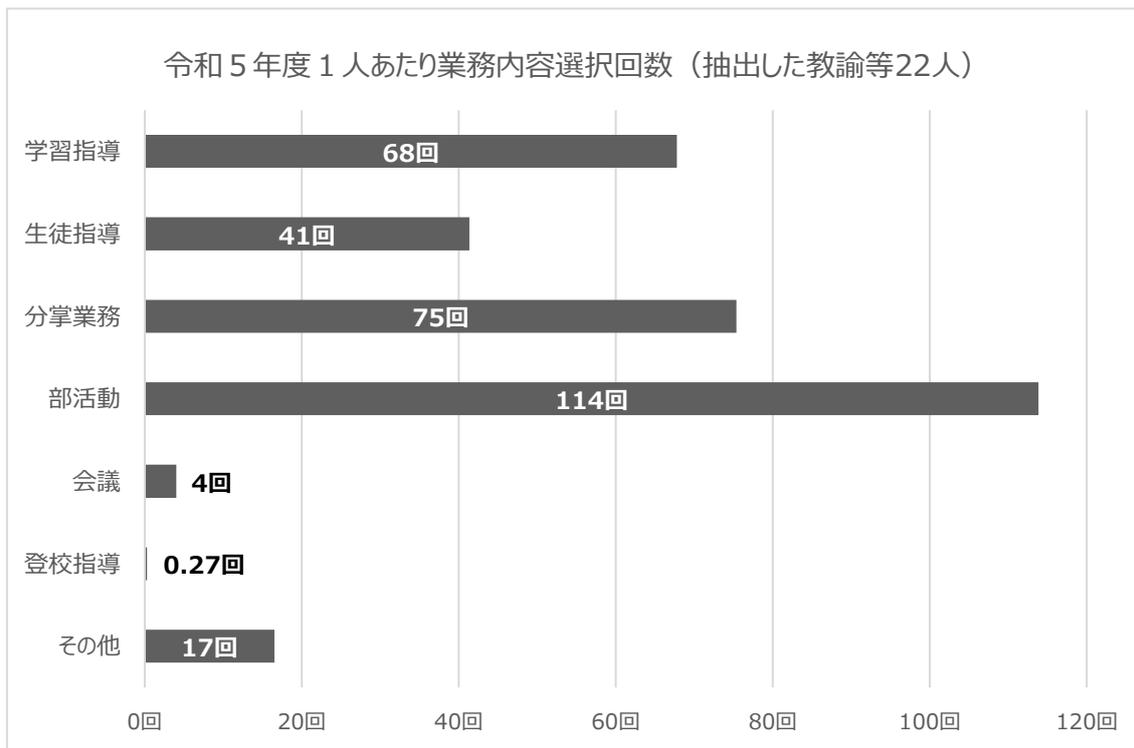
12校の教諭等327人を対象とした場合の選択回数を、中学校の教諭等1,066人を対象にした場合の選択回数で除すると、学習指導1.2倍、生徒指導1.2倍、分掌業務1.1倍、部活動1.1倍などとなった。いずれの選択肢も、中学校の教諭等1,066人を対象とした場合よりも、12校の教諭等327人を対象とした場合の方が微増しているものの、全体の構成に大きな変化はない。

#### 4-5 時間外在校等時間が偏在している教諭等の抽出

4-4で抽出した学校に在籍する327人の中から、年間時間外在校等時間が1,200時間（1カ月平均100時間）を超えている22人を抽出した。この22人には、時間外在校等時間が偏在している可能性が高い。

抽出した22人を対象に、時間外在校等時間の1人あたり業務内容選択回数を算出した。その結果、学習指導68回、生徒指導41回、分掌業務75回、部活動114回、会議4回、登校指導0.27回、その他17回となった。（図表14参照）

図表 14：1人あたり業務内容選択回数（抽出した教諭等 22人）



抽出した教諭等 22 人を対象とした場合の選択回数を、中学校の教諭等 1,066 人を対象にした場合の選択回数で除すると、学習指導 1.7 倍、生徒指導 3.6 倍、分掌業務 0.9 倍、部活動 2.2 倍などとなった。抽出した教諭等 22 人は、中学校の教諭等全体よりも、部活動や生徒指導に多くの時間を費やしているうえに、分掌業務に対して、他の教諭等とほぼ同水準の時間を費やしていると考えられる。

抽出した教諭等について、特に部活動の回数が多いため、部活動の従事割合に焦点を絞って調査する。

#### 4-6 抽出した教諭等 22 人の部活動従事時間の調査

抽出対象者について、時間外在校等時間のうち、部活動に従事した時間の算出を、教職員課に依頼した。

前述のとおり、時間外在校等時間に係る要因を集計したデータは、一日の業務で時間外在校等時間が 2 時間以上あった場合に、「学習指導」、「生徒指導」、「分掌業務」、「部活動」、「会議」、「登校指導」、「その他」の 7 つの中から時間外在校等時間の要因となった業務を選択した回数を示すデータであり、複数の業務を実施した場合には複数選択することができる。したがって、このデータから直接、部活動の従事時間を算出することはできない。

そのため、教職員課では、時間外在校等時間の要因として「部活動」が選択されている場合、その全てを「部活動」に費やしたものと便宜上仮定して、部活動の従事時間を算出した。

その結果、22人の年間時間外在校等時間の平均値は1,315時間であるのに対して、部活動従事時間の平均値は626時間と算出され、時間外在校等時間に占める部活動の割合は48%であることが分かった。したがって、22人の時間外在校等時間のうち、2分の1弱程度を部活動が占めることがわかった。しかしながら、個人別に検討する時、時間外在校等時間に占める部活動の割合が87%を占める者がいる一方で、時間外在校等時間に占める部活動の割合が20%台の者が6人いる。(図表15参照)

また、部活動以外の時間で年間時間外在校等時間が360時間を超過しているのは、22名中17名(77%)、年間時間外在校等時間が720時間を超過しているのは、22名中11名(50%)であり、部活動の従事時間を除外しても依然として時間外在校等時間が目標を超過している者が多いことがわかる。(図表15参照)

図表15：抽出した22人の時間外在校等時間に占める部活動従事時間（教職員課集計）  
(単位：時間)

順位	学校名	年間時間外 在校等時間	うち、部活動	部活動の割合	部活動以外の 時間
01	L 中学校	1,467	584	40%	883
02	A 中学校	1,438	374	26%	1,064
03	I 中学校	1,429	447	31%	982
04	A 中学校	1,402	697	50%	706
05	C 中学校	1,396	405	29%	992
06	A 中学校	1,392	859	62%	533
07	D 中学校	1,385	701	51%	684
08	A 中学校	1,345	720	54%	625
09	K 中学校	1,341	437	33%	904
10	A 中学校	1,313	373	28%	940
11	B 中学校	1,313	466	35%	847
12	I 中学校	1,305	346	27%	959
13	H 中学校	1,302	308	24%	994
14	F 中学校	1,279	1,114	87%	165
15	G 中学校	1,272	758	60%	514
16	B 中学校	1,238	885	71%	353
17	B 中学校	1,230	606	49%	624
18	E 中学校	1,226	328	27%	898
19	J 中学校	1,220	946	77%	274
20	A 中学校	1,217	1,061	87%	156
21	C 中学校	1,211	474	39%	737
22	E 中学校	1,211	883	73%	328
平均		1,315	626	48%	689

なお、時間外在校等時間に占める部活動の割合が 20%台の者 6 人について、時間外在校等時間の業務内容選択回数が最も多かった業務は、学習指導、生徒指導、分掌業務のいずれかである。(図表 16 参照)

図表 16：部活動従事割合が少ない 6 名の、選択回数が最も多かった業務内容

順位	学校名	部活動の従事割合	選択回数が最も多かった業務	左記の選択回数
02	A 中学校	26%	生徒指導	196 回
05	C 中学校	29%	分掌業務	119 回
10	A 中学校	28%	学習指導	188 回
12	I 中学校	26%	学習指導	161 回
13	H 中学校	24%	生徒指導	186 回
18	E 中学校	27%	生徒指導	222 回

部活動の従事割合は大きいものの、必ずしも部活動のみで時間外在校等時間を説明できない点について、教職員課に意見を求めた。その結果、以下の回答を得た。

勤務時間内から部活動指導が始まり、部活動指導終了後、授業準備などの通常業務に移行することが多いことを考えると、時間外在校等時間のうち部活動指導が占める割合が想定よりも少なかったとしても、部活動指導の時間そのものが削減されていけば、その他の時間外在校等時間も削減されていくであろうと考えられる。

しかしながら、熱心な教職員ほど、学習指導や生徒指導に時間をかけている。したがって、部活動の時間がなくなれば、その分、学習指導・生徒指導に時間をかけられると思うはずである。また、時間外在校等時間について超過勤務手当が支給されるわけではないため、時間をかけて仕事をするのが教職員個人の自由意思にもとづくものであるという意識が、各教職員に多いと考えている。

#### 4-7 部活動指導の従事時間を削減した場合のシミュレーション

部活動指導の従事時間を削減した場合のシミュレーションを行うためには、部活動の従事時間実績のデータが本来は必要である。しかしながら、時間外在校等時間が 2 時間以上となった場合にその業務内容として部活動を選択した回数データがあるのみで、部活動の従事時間実績のデータはない。

そのため、部活動指導の従事時間に関する仮定が必要である。この点、「浜松市立中学校部活動運営方針」（平成 31 年 4 月改正）によれば、部活動の活動時間について、概ね以下のとおり定めている。

\*\*\*\*\*

- ・ 1 週間のうち平日 1 日と、土曜日か日曜日（週末）のどちらか 1 日の週 2 日を休養日とする。
- ・ 平日の活動時間は 2 時間程度とする。
- ・ 週末、祝日、学校の休業日の活動時間は 3 時間程度とする。
- ・ 活動時間には、移動や準備、片付け等の時間は含まない。

\*\*\*\*\*

上記の運営方針に則り最大限部活動指導を実施したとすると、部活動の 1 日あたりの最大活動時間は、2.8 時間/日であると仮定することができる。その算定過程は以下のとおりである。

- ・ 平日：活動時間 2 時間、準備・片付け等 0.5 時間、計 2.5 時間
- ・ 休日：活動時間 3 時間、移動・準備・片付け等 1 時間、計 4 時間
- ・ 1 週間の活動時間=平日 2.5 時間/日×4 日 + 休日 4 時間/日×1 日=14 時間
- ・ 14 時間（1 週間の活動時間）÷5 日（平日と休日を合わせた活動日数）  
=2.8 時間/日

ここで、勤務時間内に部活動指導が行われたり、部活動指導が 2 時間以内で業務内容報告の選択がなされなかったりするケースがあることを想定し、部活動従事時間がゼロとなった場合、2.8 時間の 2 倍以上に相当する、部活動の選択回数 1 回あたり 6 時間だけ、時間外在校等時間が削減されると仮定してシミュレーションを実施した。（図表 17、18 参照）

その結果、部活動従事時間をゼロとした場合の年間時間外在校等時間が 360 時間を超える教諭等は、小学校 1,158 人（64%）、小中一貫校 49 人（58%）、中学校 607 人（57%）、全体で 1,814 人（61%）であった。また同様の条件で年間時間外在校等時間が 720 時間を超える教諭等は、小学校 53 人（3%）、小中一貫校 8 人（9%）、中学校 105 人（10%）、全体で 166 人（6%）であった。

部活動従事時間をゼロとすることにより、特に中学校において、年間時間外在校等時間が 720 時間を超える人数が 476 人から 105 人と 371 人（78%）減少し、年間時間外在校等時間が 360 時間を超える人数が 877 人から 607 人と 270 人（31%）減少した。故に、部活動従事時間を削減することによる時間外在校等時間削減効果は大きいと考えられる。

しかしながら、部活動従事時間がゼロとなったとしても、依然として、年間時間外在校等時間が 720 時間を超えている人数が特に中学校において 105 人（全体の 10%）、年間時間外在校等時間が 360 時間を超えている人数が小学校・小中一貫校・中学校の合計で 1,814 人（全体の 61%）と、依然として時間外在校等時間の目標を達成できない者が多い。

さらに、浜松市が設置した「地域クラブ活動協議会」が公表している「令和 8 年 9 月以降の浜松市における「休日の部活動の地域移行」イメージ図」によれば、学校部活動が地域クラブ活動に移行するのは休日のみで、令和 8 年 9 月以降も平日の学校部活動は継続されるとのことである。したがって、部活動指導時間が削減されたとしても、ゼロになることはない。

以上より、部活動指導時間の削減のみで時間外在校等時間の目標を達成することは困難であり、分掌業務などの他の業務の見直しが必要になると考えられる。

図表 17：部活動従事 1 回あたり 6 時間削減と仮定した場合の、年 360 時間超過人数

	対象人数	年間時間外在校等時間が 360 時間超の人数、割合	部活動従事 1 回あたり 6 時間削減と仮定した場合に、年間時間外在校等時間が 360 時間超の人数、割合
小学校	1,807 人	1,163 人 64%	1,158 人 64%
小中一貫校	85 人	65 人 76%	49 人 58%
中学校	1,066 人	877 人 82%	607 人 57%
合計	2,958 人	2,105 人 71%	1,814 人 61%

図表 18：部活動従事 1 回あたり 6 時間削減と仮定した場合の、年 720 時間超過人数

	対象人数	年間時間外在校等時間が 720 時間超の人数、割合	部活動従事 1 回あたり 6 時間削減と仮定した場合に、年間時間外在校等時間が 720 時間超の人数、割合
小学校	1,807 人	53 人 3%	53 人 3%
小中一貫校	85 人	23 人 27%	8 人 9%
中学校	1,066 人	476 人 45%	105 人 10%
合計	2,958 人	552 人 19%	166 人 6%

#### 4-8 時間外在校等時間の要因調査の結果

##### 【事実関係】

中学校の教諭等に係る時間外在校等時間の分布にばらつきが大きく、中学校の特定の教諭等に時間外在校等時間が偏在していることが推定される。

中学校の特定の教諭等の超過勤務のうち、部活動の占める割合は 2 分の 1 弱程度である。仮に部活動の時間がゼロになったとしても、市の目標値を達成できない教員は多いと予想される。

特定の教諭等は、部活動や生徒指導に多くの時間を費やしているうえに、分掌業務にも他の教諭等と同水準の時間を費やしている。

##### 【指摘③】

特定の教諭等へ時間外在校等時間が偏在しており、その偏在の是正が行われていない。仮に是正活動を行っていたとしても、実績からすれば効果は出ていない。

また、時間外在校等時間の要因について、定量的なデータの把握に加え、定性的な分析も行われておらず、詳細な情報が不足している。

特定の教諭等への時間外在校等時間の偏在を放置することは、労働安全衛生上の懸念がある。また、特定の教諭等へ業務負荷が集中することは各学校が諸課題に組織として対応できていないことを示唆しており、仮に特定の教諭等が体調不良等で業務を実施できなくなった場合などに、必要な業務が滞るおそれがある。

したがって、特定の教諭等への業務の偏在を是正するため、部活動、分掌業務、生徒指導、学習指導など、時間外在校等時間の要因となっている業務内容の実態分析を行い、必要に応じて見直しを実施することが必要であると考えます。

## **2 自宅での業務の実施**

### **【現状】**

#### **1. 調査の経緯**

訪問による監査対象となった学校について、教職員の自宅での業務の実施状況を確認したところ、相当数の教職員が勤務時間終了後に自宅に業務を持ち帰り、自宅で業務を実施していると推測されるものの、各学校で正確な実態を把握していなかった。仮に自宅での業務の実態が不明の場合、教職員の業務負荷を正確に測定することができない。また、自宅での業務の実施方法や実施内容によっては、情報セキュリティ上のリスクが否定できない。したがって、訪問による監査対象となった学校の令和6年10月現在在籍している教職員（教諭等、教務主任、主幹教諭、講師）を対象に、アンケート調査を行った。

#### **2. 自宅での業務の実施に関するルール等**

教職員課によれば、浜松市においては、正式なリモートワークの申請を除き、教職員が勤務時間終了後に自宅で業務を実施することを想定しておらず、また、自宅で業務を実施する際のルール等を明確に定めてはいない。ただし、教職員課によれば、個人情報保護に関する一般的な規制は、自宅での業務の実施にあたり、当然に適用されるべきとのことである。

個人情報保護に関する一般的な規制として、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する政令、規則、ガイドライン等の他に、「個人情報の保護に関する法律」に基づき浜松市が個人情報を適正に管理するために必要な事項を定めた「浜松市個人情報の適正管理に関する要綱」がある。同要綱第8条第1項第3号によれば、保有個人情報が記録されている媒体（紙媒体を含む）の執務室外への持ち出しにあたっては、管理者の指示に従わなければならない旨を定めている。

### 3. アンケートの実施方法、有効回答数

アンケート対象の詳細は、以下のとおりである。

アンケート対象校：往査の対象とした中学校4校、小学校5校の計9校  
アンケート対象者：255名（アンケート対象校に、令和6年10月現在在籍している教諭等、教務主任、主幹教諭、講師）

アンケートの質問項目は監査人が考案し、アンケートの発送と回収は、浜松市が所有するシステムを通じて教職員課が実施した。アンケートへの有効回答者は、255名中240名であった。

### 4. アンケートの内容

アンケートの設問は以下のとおりであり、6つの質問から構成される。

質問① 過去1年間において、勤務先の学校から帰宅後、自宅にて業務を実施したことがありますか。

- ほぼ毎日
- 週に2日から3日
- 週に1度
- 月に1回から2回
- 繁忙期のみ
- ほとんど実施したことがない

質問② 自宅で実施した主な業務内容を教えてください。（複数選択可）

- 自己研鑽、研修
- 教材研究（授業準備、教材作成などを含む）
- 宿題やプリントの添削
- 成績処理
- 学校運営に関する業務
- その他

質問③ 自宅で業務を実施する際の方法を教えてください。（複数選択可）

- 個人が所有するPC等により、専用クラウドスペースにアクセスして作業する
- 貸与PCを自宅に持ち帰って作業する
- 紙面を自宅に持ち帰って作業する
- その他

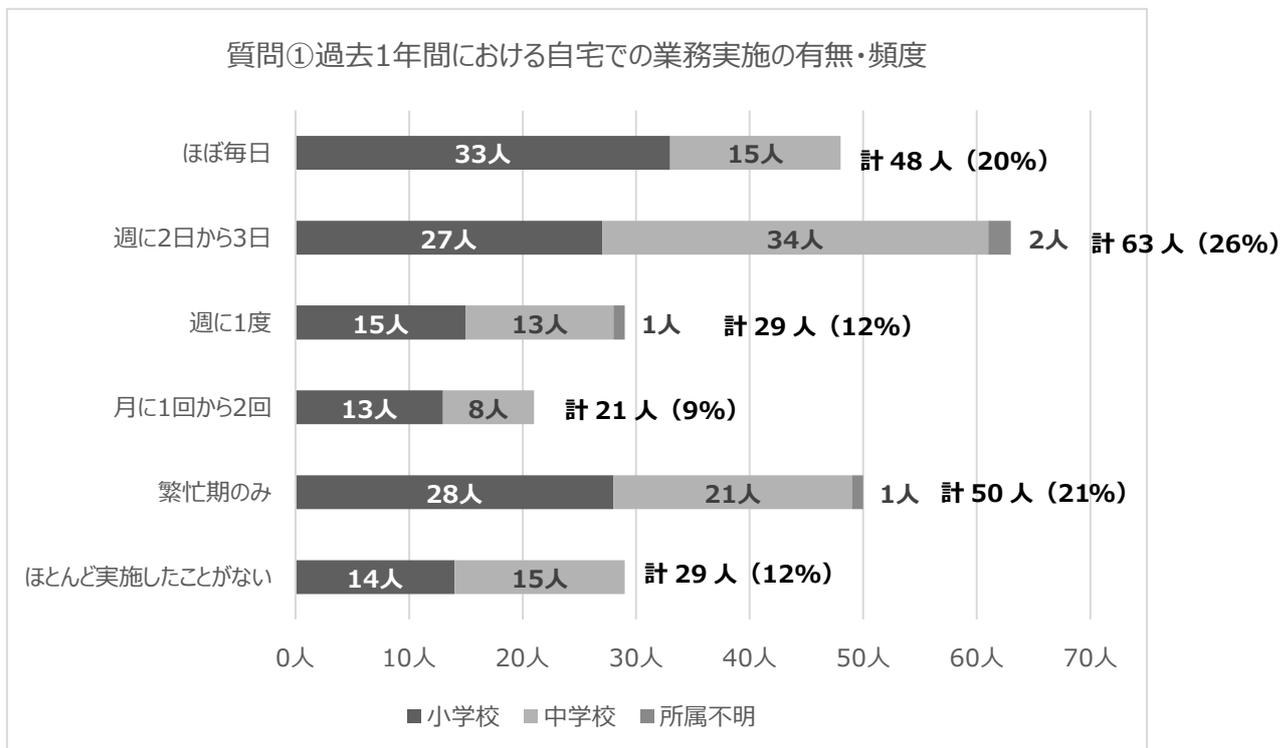
<p>質問④ 自宅での勤務時間を、出退勤のシステムに登録していますか。</p> <p><input type="radio"/> 登録している</p> <p><input type="radio"/> 登録していない</p>
<p>質問⑤ 自宅での業務を実施していることを、あなたの上司は把握していますか。</p> <p><input type="radio"/> 自宅での業務内容を上司に対して報告している</p> <p><input type="radio"/> 自宅での業務内容を上司に対して報告していないが、自宅で業務を実施していることを上司は把握していると推測する</p> <p><input type="radio"/> 自宅で業務を実施することを、上司は把握していないと推測する</p>
<p>質問⑥ 自宅で業務を実施する理由を教えてください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭等の事情により、学校で超過勤務を行うことができないから</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅で業務を実施する方が、時間を有効に活用できるため</p> <p><input type="checkbox"/> 超過勤務時間の規制を回避するため</p> <p><input type="checkbox"/> 上司の指導により、学校にて超過勤務を行うことが難しいため</p> <p><input type="checkbox"/> 職場の雰囲気により、学校にて超過勤務を行うことが難しいため</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>

## 5. アンケートの回答結果

### 5-1 質問①について

過去1年間における自宅での業務実施の有無および頻度に関する設問に対して、「ほぼ毎日」と回答した者が48人(有効回答者の20%、うち小学校33人、中学校15人)、「週に2日から3日」と回答した者が63人(有効回答者の26%、うち小学校27人、中学校34人、所属不明2人)、「週に1度」と回答した者が29人(有効回答者の12%、うち小学校15人、中学校13人、所属不明1人)、「月に1回から2回」と回答した者が21人(有効回答者の9%、うち小学校13人、中学校8人)、「繁忙期のみ」と回答した者が50人(有効回答者の21%、うち小学校28人、中学校21人、所属不明1人)、「ほとんど実施したことがない」と回答した者が29人(有効回答者の12%、うち小学校14人、中学校15人)であった。(図表1参照)

図表 1

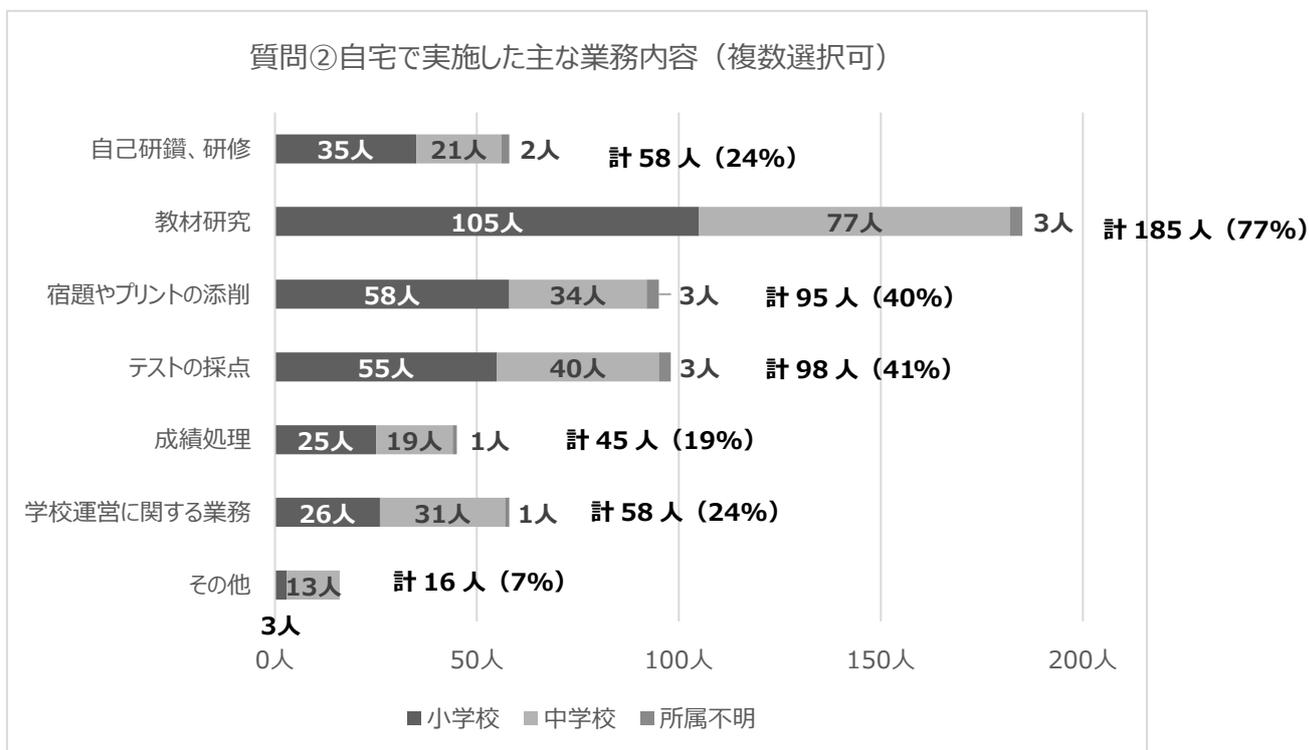


過去1年間において、240人中211人が、自宅での業務を実施したことがあると回答しており、週に1度以上自宅で業務を実施した者が半数以上を占めている。

## 5-2 質問②について

自宅で実施した主な業務内容を問う設問(複数選択可)に対して、「自己研鑽、研修」と回答した者が58人(有効回答者の24%、うち小学校35人、中学校21人、所属不明2人)、「教材研究(授業準備、教材作成などを含む)」と回答した者が185人(有効回答者の77%、うち小学校105人、中学校77人、所属不明3人)、「宿題やプリントの添削」と回答した者が95人(有効回答者の40%、うち小学校58人、中学校34人、所属不明3人)、「テストの採点」と回答した者が98人(有効回答者の41%、うち小学校55人、中学校40人、所属不明3人)、「成績処理」と回答した者が45人(有効回答者の19%、うち小学校25人、中学校19人、所属不明1人)、「学校運営に関する業務」と回答した者が58人(有効回答者の24%、うち小学校26人、中学校31人、所属不明1人)、「その他」と回答した者が16人(有効回答者の7%、うち小学校3人、中学校13人)であった。(図表2参照)

図表 2



注：「その他」の具体的な回答内容（句読点等を除き、回答のまま記載）

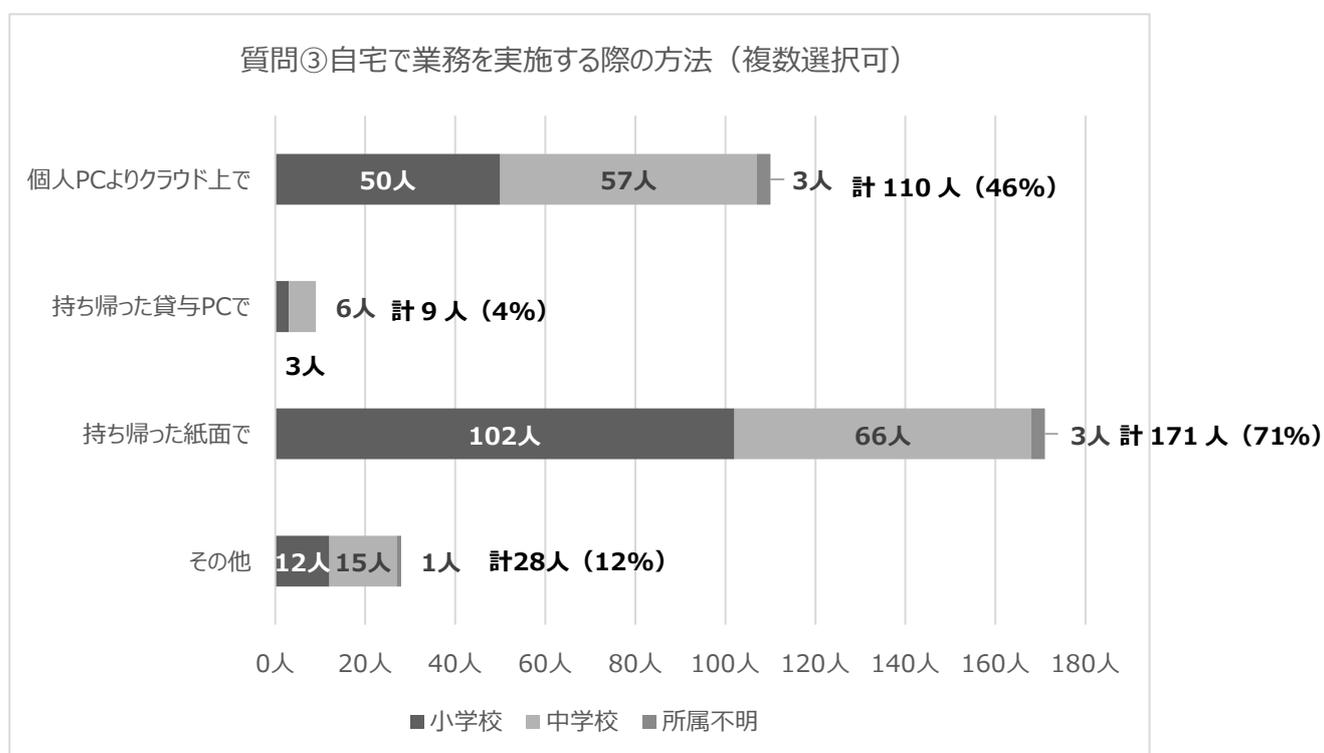
学年経営の仕事等、定期テストの作成、部活動や大会運営、テスト作成、初任者研修のひとつである基礎研修の資料作成、部活動関係、市教研发表用の資料作成、中間テスト・期末テストの作成、CDづくり、掲示物づくり、職場体験の準備、修学旅行の準備、委員会活動の準備、総合担当としての仕事、進路業務、テスト作成、初任者指導に関する勉強、学級通信の作成

教職員が通常の職務として行うべきと考えられる業務を、多くの教職員が自宅で実施していることがわかる。また、特に「テストの採点」や「成績処理」を自宅で実施することについては、個人情報自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していないとのことである。

### 5-3 質問③について

自宅で業務を実施する方法を問う設問（複数選択可）に対して、「個人が所有するPCより、専用クラウドスペースにアクセスして作業」と回答した者が110人（有効回答者の46%、うち小学校50人、中学校57人、所属不明3人）、「貸与PCを自宅に持ち帰って作業する」と回答した者が9人（有効回答者の4%、うち小学校3人、中学校6人）、「紙面を自宅に持ち帰って作業する」と回答した者が171人（有効回答者の71%、うち小学校102人、中学校66人、所属不明3人）、「その他」と回答した者が28人（有効回答者の12%、うち小学校12人、中学校15人、所属不明1人）であった。（図表3参照）

図表3



注：「その他」の具体的な回答内容（句読点等を除き、回答のまま記載）

学校のUSBを借りて自宅のパソコンで仕事をしている、個人が所有するPCで作業する、学校USBにデータを入れ持ち帰る、インターネットで資料を検索しまとめる、学校のPCでは接続できないカメラを接続し編集する、指導資料の作成を自宅PCで行う。

紙面を自宅に持ち帰って作業する旨の回答をしている者が全体の7割超を占める。仮に採点のためにテスト用紙を持ち帰った場合など、個人情報に記載されている紙面を持ち出している場合、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していないとのことである。

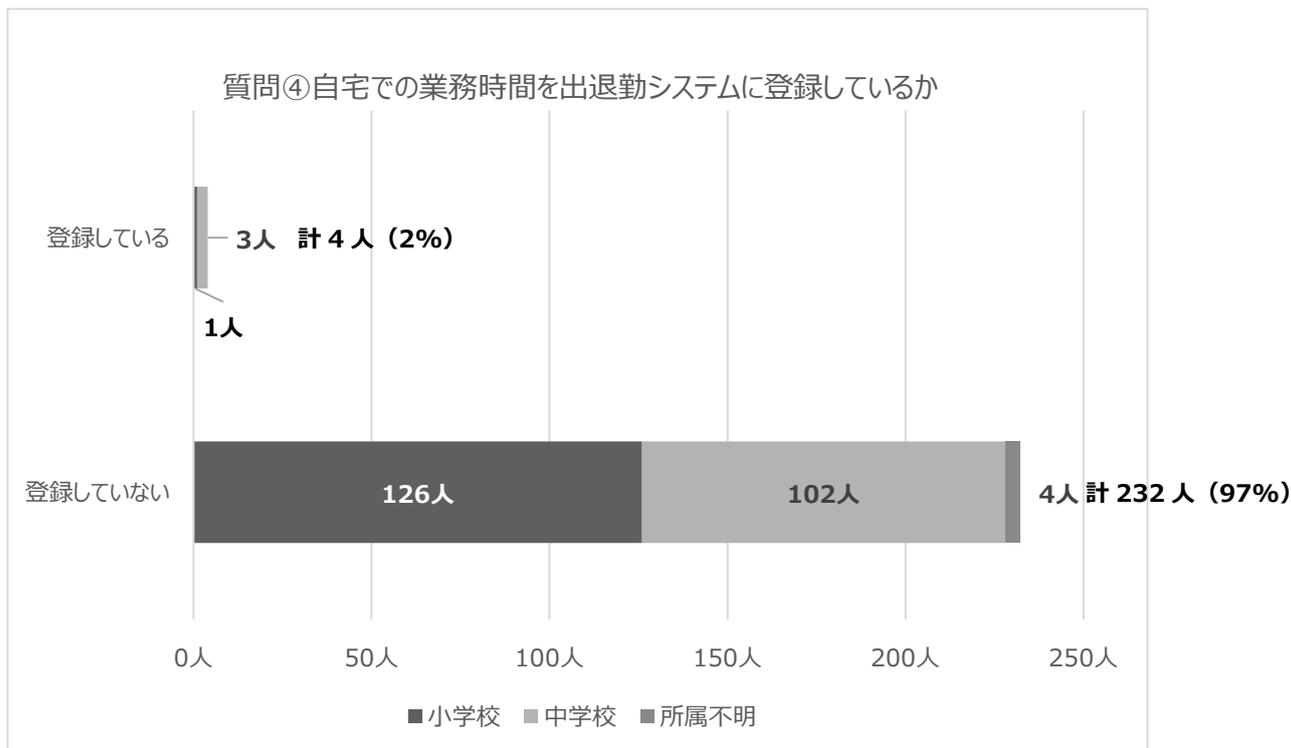
次に、個人が所有するPCより専用クラウドスペースにアクセスして作業する旨の回答をしている者が全体の5割弱を占める。浜松市が契約している専用クラウドスペースに係るセキュリティ対策が十分になされていたとしても、個人所有のPCへのセキュリティ対策は各教職員任せとならざるを得ず、個人所有PC使用による情報漏洩等のリスク増大を否定できない。

また、貸与PCを自宅に持ち帰って作業していると回答した者の中には、監査対象校訪問時に自宅へのPC持ち帰りを認めていないと教頭等が説明した学校や、PC持ち帰りの実績がないと教頭等が説明した学校に所属している者がいる。したがって、貸与PCを自宅に持ち帰る際に、予め定められた承認手続きが取られていない可能性がある。

#### 5-4 質問④について

自宅での業務時間を出退勤システムに登録しているか否かを問う設問に対して、「登録している」と回答した者が4人（有効回答者の2%、うち小学校1人、中学校3人）、「登録していない」と回答した者が232人（有効回答者の97%、うち小学校126人、中学校102人、所属不明4人）であった。上記の合計236名と有効回答者数240名との差4名は、質問④の回答が空白であった者である。そのうち3名は、質問①で、自宅での業務を「ほとんど実施したことがない」と回答している。残り1名は、質問①で自宅での業務を「ほぼ毎日」実施していると回答しているが、質問④の回答は空白である。（図表4参照）

図表 4

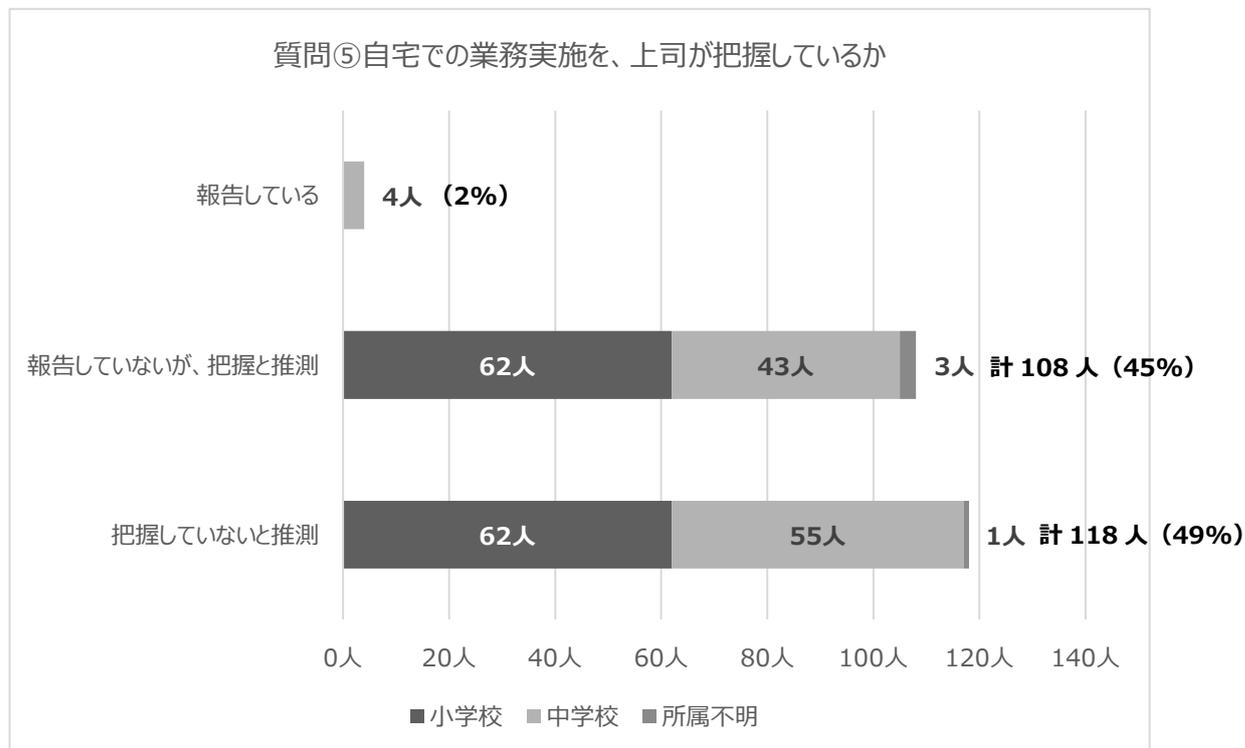


自宅で業務を実施している教職員のほとんどが、自宅での業務時間を出退勤システムに登録していない。教職員が職務として実施すべき業務を自宅で実施している場合、自宅での業務時間を出退勤システムに登録しないことで、時間外在校等時間の正確な把握ができなくなるおそれがある。

### 5-5 質問⑤について

自宅での業務実施を上司が把握しているか否かを問う設問に対して、上司に「報告している」と回答した者が4人（有効回答者の2%、うち、中学校4人）、上司に「報告していないが、把握と推測」と回答した者が108人（有効回答者の45%、うち小学校62人、中学校43人、所属不明3人）、上司は「把握していないと推測」と回答した者が118人（有効回答者の49%、うち小学校62人、中学校55人、所属不明1人）であった。上記の合計230名と有効回答者数240名との差10名は、質問⑤の回答が空白だった者である。そのうち9名は、質問①で、自宅での業務を「ほとんど実施したことがない」と回答している。残り1名は、質問①で自宅での業務を「ほぼ毎日」と回答しているが、質問⑤の回答は空白である。（図表5参照）

図表 5

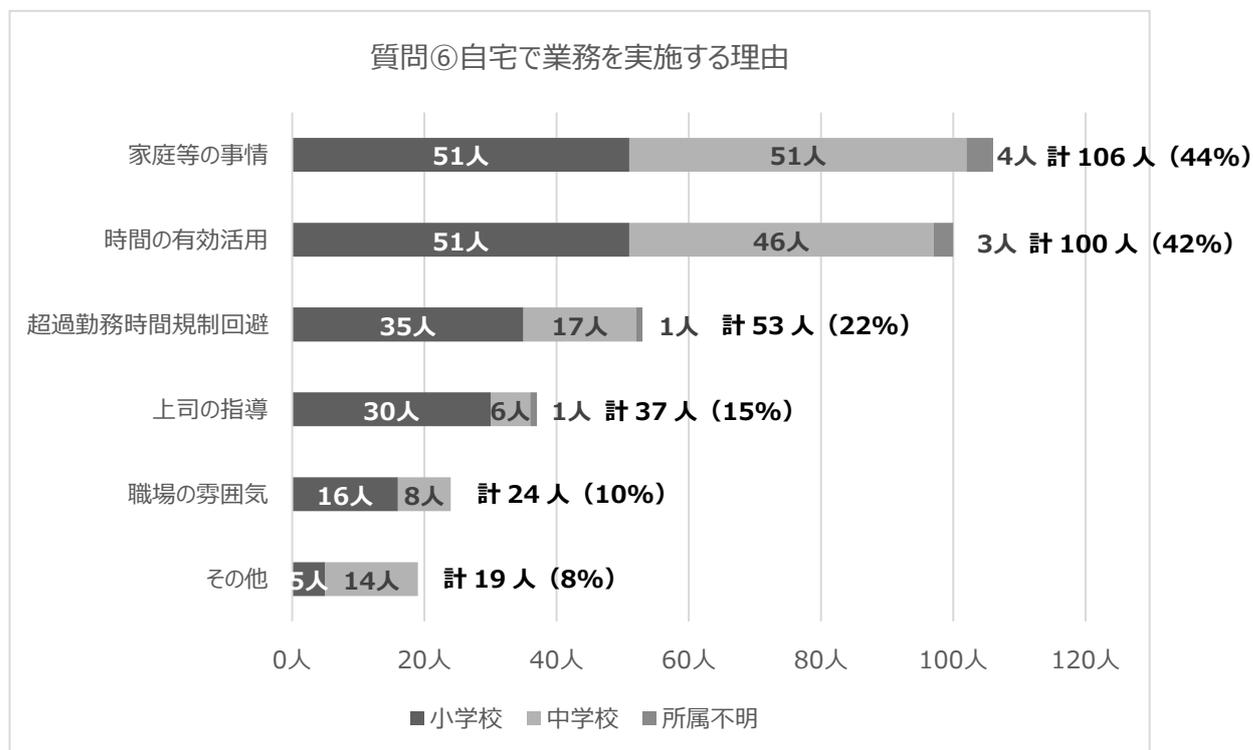


正式に上司に対して自宅での業務実施を報告している者は少なく、各学校が組織として自宅での業務の実施状況を管理していないことを示している。また、自宅での業務の実施を上司が把握していないと推測している者が半数弱を占めるなど、部下である教職員の業務負荷等を、上司が正確に把握できていないことを示唆している。

### 5-6 質問⑥について

自宅で業務を実施する理由を問う設問（複数選択可）に対して、「家庭等の事情」と回答した者が 106 人（有効回答者の 44%、うち小学校 51 人、中学校 51 人、所属不明 4 人）、「時間の有効活用」と回答した者が 100 人（有効回答者の 42%、うち小学校 51 人、中学校 46 人、所属不明 3 人）、「超過勤務時間規制回避」と回答した者が 53 人（有効回答者の 22%、うち小学校 35 人、中学校 17 人、所属不明 1 人）、「上司の指導」と回答した者が 37 人（有効回答者の 15%、うち小学校 30 人、中学校 6 人、所属不明 1 人）、「職場の雰囲気」と回答した者が 24 人（有効回答者の 10%、うち小学校 16 人、中学校 8 人）、「その他」と回答した者が 19 人（有効回答者の 8%、うち小学校 5 人、中学校 14 人）であった。（図表 6 参照）

図表 6



注：「その他」の具体的な回答内容（句読点等を除き、回答のまま記載）

- ・通勤時間がかなりかかるため家庭と両立するためには持ち帰り業務もしかたないから。
- ・勤務時間内に仕事が終わらないため。
- ・学校の施錠の時間に間に合わず自宅で業務を実施した。
- ・超過勤務だけでは仕事が終わらないから。
- ・テスト作成を一太郎ソフトで行うため学校のPCでは作成できないため。
- ・技術的な問題で学校での作業ができない。
- ・例を挙げると、テストの丸つけなどは学校に残っていても、他の業務との兼ね合いでその日の内に終わらないことが考えられるので、その日のうちにできる範囲で業務を実施するように意識したい。その際、学校より自宅での業務実施のほうが時間の調節がしやすいため。
- ・仕事量が多すぎて終わらないため。個人情報など持ち帰り不可の仕事を学校でやり、教材研究など持ち帰り可能なものはすべて家でやっています。
- ・自宅のPCの方が使い勝手が良く、スムーズに作業が進められる気がするから。
- ・日曜日で出勤していないから。
- ・残業をしても教材研究をしきれないため。
- ・テストの作成を一太郎で行っているため、学校では作成できない。
- ・閉庁時刻までに終わらなかった部分を行うため。

- ・勤務時間内では終わらないため。
- ・パソコンやアプリなどが自由に使用できるため。

家庭等の事情や時間の有効活用のために自宅で業務を実施している者が半数弱を占めている。教職員の各家庭等の事情を考慮した場合、自宅での業務実施を許容することに一定の合理性は認められるものと考えられる。

しかしながら、超過勤務時間規制回避や上司の指導により、自宅で業務を実施している者が一定数存在している。これらは、自宅で業務を実施する理由として合理性があるとは言えない他、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省 平成31年1月25日)において以下の定めをしており、文部科学省が定めるガイドラインに抵触している可能性がある。

\*\*\*\*\*

(公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン 5.留意事項 (4) 抜粋)

上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。

\*\*\*\*\*

## 6. アンケート結果を受けた問題点のまとめ

### 6-1 自宅での業務実態の把握について

#### 【指摘①】

自宅での業務実態の把握に関連し、以下4点の問題点がある。

自宅での業務を実施している教職員のほとんどが、自宅での業務時間を出退勤システムに登録していない(質問④)。

正式に上司に対して自宅での業務実施を報告している者は少なく、各学校が組織として自宅での業務の実施状況を管理していない(質問⑤)。

自宅での業務の実施を上司が把握していないと推測している者が半数弱を占めるなど、部下である教職員の業務負荷等を、上司が正確に把握できていない(質問⑤)。

超過勤務時間規制回避や上司の指導により、自宅で業務を実施している者が一定数存在している。これらは、自宅で業務を実施する理由として合理性があるとは言えない他、文部科学省が定めるガイドラインに抵触している可能性がある(質問⑥)。

上記の問題点を放置した場合、各教職員の業務負荷や業務内容を正確に把握することができなくなり、校務分掌の決定、人事評価、人員配置、採用活動など、学校長や教育委員会などが行う重要な意思決定を誤らせるおそれがある。

したがって、教職員の自宅での業務の実施状況を把握するためのルールと仕組みを整備し、運用することが必要であると考ええる。

## 6-2 情報漏洩リスクについて

### 【指摘②】

情報漏洩リスクに関して、以下3つの観点からの問題がある。

#### ○観点1：個人情報を持ち出し

特に「テストの採点」や「成績処理」を自宅で実施することについては、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない（質問②）。

仮に採点のためにテスト用紙を持ち帰った場合など、個人情報が記載されている紙面を持ち出している場合、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない。（質問③）

#### ○観点2：個人PCの使用

浜松市が契約している専用クラウドスペースに係るセキュリティ対策が十分になされていたとしても、個人所有のPCへのセキュリティ対策は各教職員任せとならざるを得ない（質問③）。

#### ○観点3：貸与PC持ち帰りに係る事務手続の不備

教頭等の管理職が貸与PC持ち帰りの実態を把握できていないケースがある（質問③）。また、貸与PCを自宅に持ち帰る際に、予め定められた承認手続が取られていない可能性がある（質問③）。

上記3つの観点からの問題を放置すると、個人情報が記載された紙面の紛失、個人所有PCの情報セキュリティ対策の不備、貸与PCの紛失や不適切な使用などを要因として、個人情報などの機密情報が外部に漏洩するおそれがある。

したがって、例えば、以下のような対策を講じることが必要と考えられる。

- 個人情報保護や機密管理の観点から、勤務先である学校の外に持ち出してはならない情報を明確化し、例示列挙すること
- 個人所有PCで業務を実施することの危険性を、教職員に周知すること
- 貸与PCを勤務先である学校の外に持ち出す際の承認手続を徹底すること
- 貸与PCのログイン履歴と出退勤履歴との整合性をサンプリングベースで定期的に確認すること

### 6-3 自宅での業務の実施に関するルール

#### 【意見】

半数弱の者が週に2～3回以上自宅で業務を実施しており（質問①）、家庭等の事情などやむを得ない事情により自宅で業務を実施している者が多い（質問⑥）。一方で、教職員課によれば、浜松市として、教職員が勤務時間終了後に自宅で業務を実施することを想定しておらず、教職員の勤務実態と教職員課による認識との間に乖離がある。

前述のとおり、自宅での業務の実施を無秩序に認めた場合、各教職員の業務負荷や業務内容を正確に把握できなくなるおそれがある。一方で、相当数の教職員がやむを得ない事情により自宅で業務を実施していると考えられるため、一律的に自宅での業務の実施を禁じた場合、教職員の勤務実態と乖離した、遵守が難しい規制を課すことになるおそれがある。

したがって、自宅での業務実施を原則禁止とする一方で、事前申請を要件とするなど、一定のルールを課したうえで、自宅での業務を許容することも検討すべきと考える。また、自宅で円滑かつ安全に業務を行えるよう、情報通信システム等の整備を進めることが望ましいと考える。

## IV 学校給食

### 【概要】

学校給食法は、学校給食費について、次のとおり定めている。

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

この規定により、学校給食の食材費は保護者の負担とされているが、この規定は、学校の設置者が、保護者の負担を軽減するために保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

近年では、子育て支援等を目的として、多くの自治体で学校給食費無償化への取り組みが実施されている。国も令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定した「こども未来戦略方針」で、学校給食費の無償化について、次のように記載している。

学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1 年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

浜松市においては、学校給食費の無償化は多額の予算措置が必要となることから、これまで具体的な検討の俎上に載ることはなかった。

### 1 食材費高騰への対応

#### 【現状】

昨今の食料品価格の上昇は家計に大きな影響を及ぼし、国民生活への支障も懸念されている。

健康安全課では、令和 6 年度当初予算において、学校給食用の食材費高騰への対応として一般財源を充てる予算要求を行ったが、「食材費は保護者負担」という学校給食法の規定を根拠に認められなかった。ただし、令和 5 年度 2 月補正予算では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として全額が予算措置され、令和 6 年度に繰り越して執行されている。

また、保護者負担である学校給食費(一食あたり小学校 299 円、中学校 364 円)は、令和 4 年度から増額することなく据え置かれている。

## 1. 栄養教諭等へのアンケート調査

このような状況の中、昨今の食材費の高騰が学校給食にも大きな影響を与えていると考えられる。そこで、食材費高騰の影響を調査するため、献立作成を担当する栄養教諭等を対象に、以下のアンケート調査を実施した。

### 【質問 1】

食材費の高騰を受け、学校給食の献立を作成する際に、どのような対応をしていますか(複数回答可)。

- 高価な食材に変え、安価な食材を使用するようにしている
- 高価な食材の使用頻度を減らしている
- 安価な食材の使用頻度を増やしている
- 量を減らしている(果物の量を半分にするなど)
- 品数を減らしている
- メニューのバリエーションを減らし、同じメニューの頻度を増やしている
- 仕入先を変更している
- 特に何もしていない
- その他(自由記載)

### 【質問 2】

今後さらに食材費の上昇(2~3%程度)があると仮定した場合、標準的なエネルギー量を達成するための献立作成について、実感に近いものはどれですか。なお、以下では、標準的なエネルギー量は 613kcal(小学 3、4 年)を想定しています。

- 2~3%程度の上昇であれば、問題はない。
- メニューの工夫等により、標準的なエネルギー量の献立作成は可能である。
- これ以上のメニューの工夫等は難しく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成ができるかどうか不安である。
- 改善の余地はほとんどなく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成は不可能である。

アンケートの回答結果は次のとおりである。

【質問1】 食材費の高騰を受け、学校給食の献立を作成する際に、どのような対応をしていますか(複数回答可)。				
回答選択肢	全体 (19)	小学校 (9)	中学校 (5)	給食 センター (5)
高価な食材に変え、安価な食材を使用するようにしている	19	9	5	5
高価な食材の使用頻度を減らしている	19	9	5	5
安価な食材の使用頻度を増やしている	19	9	5	5
量を減らしている(果物の量を半分にするなど)	17	9	5	3
品数を減らしている	9	5	4	0
メニューのバリエーションを減らし、同じメニューの頻度を増やしている	3	3	0	0
仕入先を変更している	1	0	0	1
特に何もしていない	0	0	0	0
その他(自由記載)	6	4	1	1

( ) 内は回答を得た学校等の数

この結果を見ると、すべての回答者(栄養教諭等)が「高価な食材に変え、安価な食材を使用するようにしている」、「高価な食材の使用頻度を減らしている」、「安価な食材の使用頻度を増やしている」ことがわかる。

また、回答者19人のうち、17人は「量を減らしている」、9人は「品数を減らしている」と回答があった。

自由記載の欄には、価格の上昇により使用できなくなった食材があること、旬の果物の回数を減らしていること、彩りのための食材の使用を中止していること、少ない種類の調味料で味を工夫するなど、食材費の上昇への具体的な対応状況が記載されていた。

**【質問 2】**

今後さらに食材費の上昇（2～3%程度）があると仮定した場合、標準的なエネルギー量を達成するための献立作成について、実感に近いものはどれですか。なお、以下では、標準的なエネルギー量は 613kcal（小学 3、4 年）を想定しています。

回答選択肢	全体 (19)	小学校 (9)	中学校 (5)	給食 センター (5)
2～3%程度の上昇であれば、問題ない	0	0	0	0
メニューの工夫等により、標準的なエネルギー量の献立作成は可能である	0	0	0	0
これ以上のメニューの工夫等は難しく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成ができるかどうか不安である	10	2	3	5
改善の余地がほとんどなく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成は不可能である	9	7	2	0

( ) 内は回答を得た学校等の数

19 人の栄養教諭等のうち 10 人が「これ以上のメニューの工夫等は難しく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成ができるかどうか不安」、9 人が「改善の余地がほとんどなく、許容される範囲のエネルギー量の献立作成は不可能」と回答している。

食材費の高騰に対して、メニューを工夫することでの対応は限界にきており、更なる物価上昇に対しては、回答したすべての栄養教諭等が不安や危機感を有している結果となっている。

## 2. 栄養摂取基準値等の調査

アンケート調査の結果を受け、現在の学校給食が必要な栄養摂取基準値を満たしているかを検証するため、令和 4 年から令和 6 年の 10 月献立表について、形態（直営調理、委託調理、給食センター）と地域のバランスを取る形でサンプリングを行い、調査を実施した。

## 2-1 小学校

### い) 1食当たりエネルギー量

小学校の1食当たりエネルギー量(1か月平均)は次のとおりである。なお、サンプルの対象とした小学校には、小中一貫校の初等部も含まれている。

#### (小学校) 1食当たりエネルギー量

(単位：kcal/食)

学校等	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月
A小学校	614.7	629.3	565.2
B小学校	613.7	615.9	564.2
C小学校	625.1	618.1	568.9
D小学校	613.4	621.7	574.8
E小学校	621.6	619.5	577.1
F小学校	604.5	617.3	559.2
G小学校 ※1	600.4	622.2	597.6
H小学校	625.1	624.4	591.6
I給食センター小学校	616.3	612.1	584.4
J給食センター小学校	614.5	612.1	584.3
K給食センター小学校	622.0	626.0	579.5
L給食センター小学校 ※1	631.1	631.0	605.0
M給食センター小学校 ※1	643.6	628.5	605.3
N給食センター小学校	639.9	615.3	587.0
上記学校等の平均	620.4	620.9	581.7
基準値 ※2	650.0	650.0	613.0
上記学校等の平均(補正後) ※3	585.1	585.6	581.7

※1 炊飯設備を有している学校等。これ以外の学校等は、アルミパック米飯又は飯缶を提供している。

※2 令和4年度、令和5年度の数值は、「日本食品標準成分表(七訂)」を使用した場合の「学校給食摂取基準」の基準値であり、令和6年度の数值は、令和4年度、令和5年度の基準値を「日本食品標準成分表(八訂)」で再計算した場合の基準値である。(浜松市の献立表は、令和5年12月に八訂の内容を反映したため、それ以降はこの数值を使用している。)

※3 令和4年度、令和5年度の数值を、基準値の比率(613Kcal/650Kcal)で補正している。

サンプリングの対象となった小学校等は、令和4年10月、令和5年10月については、すべての学校等で基準値である650Kcalを下回っている。また、令和6年10月についても、すべての学校等に変更後の基準値613 Kcalを下回っている状態である。

## ii) アルミパック米飯又は飯缶の提供校等

炊飯設備を持たず、アルミパック米飯又は飯缶を提供している学校等は、資材価格の上昇の影響も受けていると考えられる。これらの小学校等を別集計した結果は次のとおりである。

### アルミパック米飯又は飯缶を提供している学校等のエネルギー量

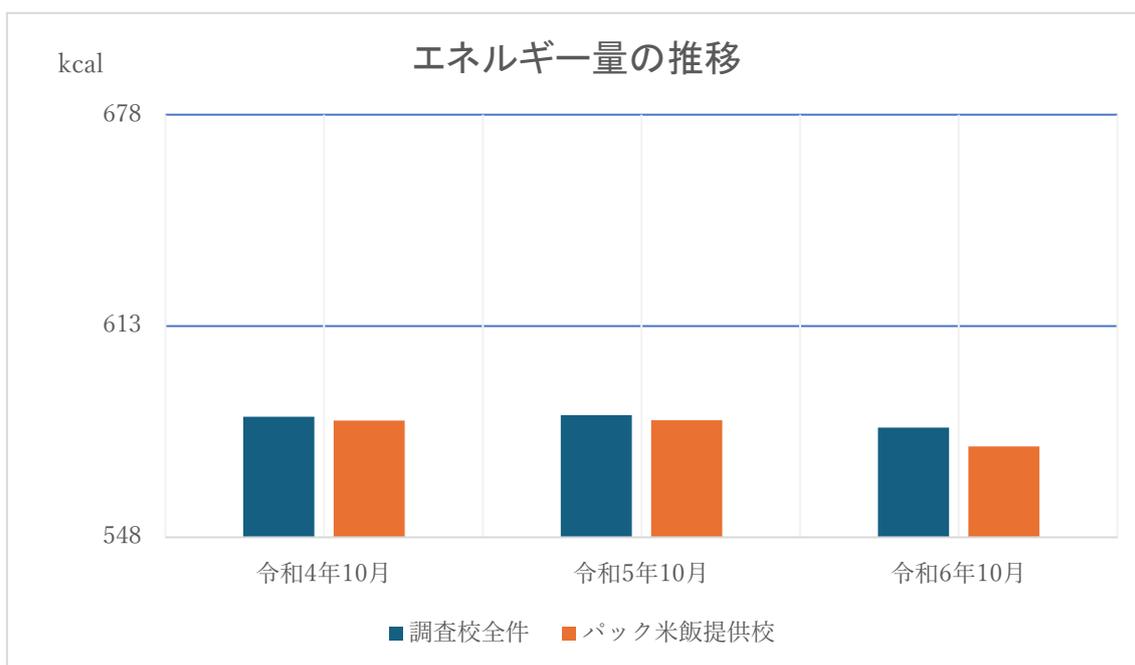
(単位：kcal/食)

小学校等	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月
対象学校等の平均値	619.1	619.2	576.0
対象学校等の平均値 (補正後)	583.9	584.0	576.0
全体の平均値 (補正後)	585.1	585.6	581.7

アルミパック米飯又は飯缶を提供している小学校等では、令和6年度の低下が、全体よりも大きくなっていることがわかる。

## iii) 基準値との比較

小学校の1食あたりのエネルギー量(補正後)の推移について、基準値613kcal、上限値678kcal、下限値548kcalと比較すると、以下のグラフのとおりとなる。



いずれの年度もエネルギー量の基準値とされる 613kcal を下回っており、下限とされる 548kcal に向かい低下傾向にある。

#### iv) その他栄養素

さらに、エネルギー量が低かった3校について、その他の栄養素についても調査してみた。結果は次のとおりである。

	ビタミンC (mg)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)
A小学校	24	327	2.2
B小学校	47	367	2.9
F小学校	21	314	2.1
平均	30.6	336	2.4
基準値	25	350	3

B小学校のビタミンC、カルシウムを除き、それ以外はすべて基準値以下の摂取量となっている。

## 2-2 中学校

### い) 1食当たりエネルギー量

中学校の1食当たりエネルギー量(1か月平均)は次のとおりである。なお、サンプルの対象とした中学校には、小中一貫校の中等部も含まれている。

#### (中学校) 1食当たりエネルギー量

(単位：kcal/食)

中学校等	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月
A中学校	795.3	795.2	743.2
B中学校	801.8	798.3	747.8
C中学校	803.2	798.1	767.0
D中学校	800.6	786.8	752.5
E中学校	803.9	803.1	745.1
F中学校 ※1	807.8	807.4	771.5
G中学校	793.6	790.2	751.6
H給食センター中学校	782.1	781.7	749.4
I給食センター中学校	780.0	781.7	749.0
J給食センター中学校 ※1	791.9	795.2	769.5
K給食センター中学校 ※1	811.5	807.4	783.0
上記中学校等の平均	797.4	795.0	757.2
基準値 ※2	830.0	830.0	798.0
上記中学校等の平均(補正後) ※3	766.7	764.3	757.2

※1 炊飯設備を有している学校等。これ以外の学校等は、アルミパック米飯又は飯缶を提供している。

※2 令和4年度、令和5年度の数值は、「日本食品標準成分表(七訂)」を使用した場合の「学校給食摂取基準」の基準値であり、令和6年度の数值は、令和4年度、令和5年度の基準値を「日本食品標準成分表(八訂)」で再計算した場合の基準値である。(浜松市の献立表は、令和5年12月に八訂の内容を反映したため、それ以降はこの数值を使用している。)

※3 令和4年度、令和5年度の数值を、基準値の比率(798Kcal/830Kcal)で補正している。

サンプリングの対象となった中学校等は、令和4年10月、令和5年10月は、すべての学校等で基準値830Kcalを下回っている。また、令和6年10月についても、すべての学校等で変更後の基準値798Kcalを下回っている状態である。

## ii) アルミパック米飯又は飯缶の提供校等

小学校と同様に、炊飯設備を持たず、アルミパック米飯又は飯缶を提供している学校等は、資材価格の上昇の影響も受けていると考えられる。これらの中学校等を別集計した結果は次のとおりである。

### アルミパック米飯又は飯缶を提供している学校等のエネルギー量

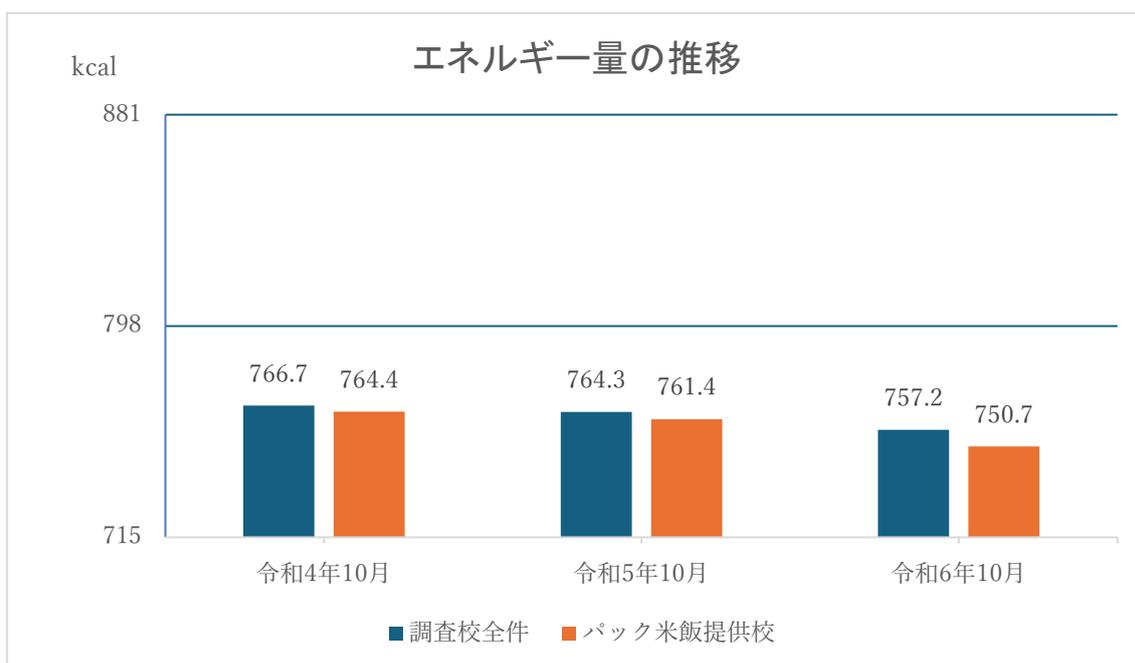
(単位：kcal/食)

中学校等	令和4年10月	令和5年10月	令和6年10月
対象学校等の平均値	795.1	791.9	750.7
対象学校等の平均値 (補正後)	764.4	761.4	750.7
全体の平均値 (補正後)	766.7	764.3	757.2

アルミパック米飯又は飯缶を提供している中学校等のエネルギー量は、徐々に減少しており、特に令和6年度の低下はより大きくなっている。

## iii) 基準値との比較

中学校の1食あたりのエネルギー量(補正後)の推移について、基準値 798 kcal、上限値 881kcal、下限値 715 kcal と比較すると、以下のグラフのとおりとなる。



小学校と同様に、いずれの年度もエネルギー量の基準値とされる 798kcal を下回っており、下限とされる 715kcal に向かい低下傾向にある。

#### iv) その他栄養素

さらに、エネルギー量が低かった3校について、その他の栄養素についても調査してみた。結果は次のとおりである。

	ビタミンC (mg)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)
A中学校	28	348	3.0
B中学校	28	350	3.1
E中学校	27	360	3.7
平均	27.6	352.6	3.2
基準値	35	450	4.5

これらの3校は、3つの栄養素すべてにおいて、基準値未満の摂取量となっている。

以上、これまで見てきた内容をまとめると、学校給食の調理現場では、食材費の高騰に対し、高価な食材の使用頻度を減らす、安価な食材の使用頻度を増やす、量を減らすなどの対応を行っている。その結果、学校給食におけるエネルギー摂取量は、許容範囲内ではあるものの、学校給食摂取基準の基準値を下回る水準となっており、下限値に向かい低下している。また、ビタミンC、カルシウム、鉄の栄養素が基準値未満となっている学校もある。

栄養教諭等に対するアンケート調査の結果、今後さらに食材費が2～3%程度上昇したと仮定した場合、許容されるエネルギー量の献立作成が可能という回答はなく、作成できるかどうか不安または不可能との回答がすべてを占めていた。また、ヒアリングした栄養教諭からは、現状でも限界ギリギリという回答もあった。

### **【意見】**

市は、学校給食のエネルギー量とその他栄養素の摂取基準値を満たす献立を提供できるよう努める必要がある。

今後の物価上昇により、エネルギー量が下限値を下回ることも考えられるため、健康安全課は、学校給食費に係る保護者負担額の引き上げや公費負担の増額について、継続的に検討する必要がある。また、給食のエネルギー量が下限値を下回る学校が出ないように、栄養教諭等から現場の情報を随時入手し、調理現場のサポート体制を強化することも重要である。

## 2 学校給食への異物混入

### 【概要】

学校給食法は、学校給食の衛生管理について、次のとおり定めている。

(学校給食衛生管理基準)

第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

また、学校給食法の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」では、学校給食の衛生管理体制について、次のとおり定めている。

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 衛生管理体制に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 衛生管理体制

六 校長又は共同調理場の長は、施設及び設備等の日常点検の結果、改善が必要と認められる場合、必要な応急措置を講じること。また、改善に時間を要する場合、計画的な改善を行うこと。

### 【現状】

#### 1. 異物混入事案

浜松市の学校給食においては、令和6年7月に次の2件の異物混入事案が発生している。

(事案1)

(内容)	
発生日時	令和6年7月10日(水)12時30分頃
対象校	浜松市立鴨江小学校(自校方式・直営)
喫食者数	290人(児童、教職員等)
状況	教室での配膳後に、児童2名が副食(ホイコーロウ)の中にガラス片が混入していることを発見した。
原因	<ul style="list-style-type: none"><li>・校内給食室での調理の過程で調味料(豆板醤)のビンが割れて、その破片が混入した。</li><li>・職員の衛生管理や危機管理意識の欠如、速やかな報告・連絡・相談を怠り、ひとりの判断のみで対応してしまったこと等</li></ul>
初期対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・速やかにホイコーロウの喫食を停止するとともに、全校児童及び教職員等の健康状態について聞き取り調査を行いました。</li><li>・児童の保護者に対し、連絡アプリによりお詫びと報告を行いました。</li></ul>
	(発生以降の対応)
7/10 午後	【学校】調理室の清掃・点検を入念に実施
20時	【教委】報道発表(第1報)
7/11	【学校】安全を確認したうえで給食提供を再開
16時	【教委】報道発表(第2報)
7/12 18時	【教委】市立小中学校・学校給食センター・調理業務受託業者へ注意喚起通知の発出
18:30	【学校】臨時保護者会(鴨江小)
7/13 ~	【学校】保護者に対し、連絡アプリにより児童の健康チェックへの回答を依頼し、毎日の健康状態の把握を実施(今学期最終日7/22まで)
	(再発防止策)
	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員研修等の機会を捉えた従事者への指導(衛生管理、危機管理意識の向上、情報の共有)</li><li>・異物混入対応マニュアルの見直し(対応手順の厳格化、迅速な報告の徹底)</li><li>・浜松市教育委員会学校給食場職員安全衛生委員会において、本件の発生に至る原因分析や再発防止策等について協議し、その内容を全小中学校へ周知・指導する。</li></ul>

(事案2)

(内容)	
発生日時	令和6年7月18日(木)12時30分頃
対象校	浜松市立北星中学校(自校方式・委託)
喫食者数	709人(生徒、教職員等)
状況	・夏野菜カレーの中にプラスチック片が混入していた。
原因	・校内給食室での調理の過程で調理器具の一部(スピードカッターの芯)が欠けて、その破片が混入した。
経緯	・給食の時間、教室において、1年生が夏野菜カレーを喫食していたところ、異物感を感じて、口から出した。 ・混入していたものは、約5mmのプラスチック片であった。 ・生徒から申し出を受けた担任は、栄養教諭及び校長へ報告した。 ・生徒にケガはなく、その他の生徒等から異物混入の報告はなかった。 ・給食室を点検したところ、にんにくをみじん切りにする際に使用したスピードカッターの芯の部分が欠けていることが判明した。 ・欠けていた部分の一部は、混入していたプラスチック片と一致した。その他の部分は確認できていない。 (初期対応及び再発防止策) ・全校生徒の保護者に対し、小中学校等連絡アプリによりお詫びと報告をするとともに、生徒の健康状態の確認を依頼しました。 ・調理器具の点検について、市立小中学校・学校給食センター・調理業務受託業者へ通知しました。 ・校長等管理職、学校給食センター所長及び調理業務委託業者、並びに栄養教諭・学校栄養職員、調理員等、それぞれの立場における衛生管理・危機管理意識の徹底について指導するための説明会を実施します。

## 2. 学校給食用備品・消耗品の総点検

この異物混入事案を契機として、健康安全課では、学校給食用備品・消耗品の総点検を実施している。点検の内容と結果は以下のとおりである。

(点検の内容)

実施対象：小学校 70 校、中学校 36 校、学校給食センター 5 か所  
 点検方法：「学校給食用備品点検票」及び「学校給食用消耗品点検票」に基づき、令和6年8月点検実施時点での使用における状態を以下の区分で報告する。

(状態区分)

- A 問題なく使用できる
- B 使用に不安があるが使用を継続している
- C 故障や破損等の問題が生じているが使用を継続している(※)
- D 問題があつて使用できない(使用不可能)
- E 使用していない(不要)

(※) 調理に影響のない故障や破損等であり、Cランク全てについて、健康安全課がその状態を現場で確認している。

(点検結果)

<小学校>

状態区分	備品		消耗品	
	点数	購入価格(円)	点数	購入価格(円)
A	3,842 (3,598)	(697,601,258)	6,811 (636)	(4,559,814)
B	560 (536)	(192,084,699)	671 (94)	(999,830)
C	359 (326)	(85,156,117)	153 (15)	(159,800)
D	33 (25)	(4,754,170)	41 (3)	(27,520)
E	17 (12)	(2,906,150)	53 (10)	(62,800)
合計	4,811 (4,497)	(982,502,394)	7,729 (758)	(5,809,764)

( ) 内は、購入価格の記載がある備品、消耗品の点数と金額

< 中学校 >

状態区分	備品		消耗品	
	点数	購入金額 (円)	点数	購入金額 (円)
A	2,368 (2,214)	(442,611,368)	4,668 (543)	(4,960,203)
B	290 (274)	(84,743,255)	243 (51)	(622,300)
C	99 (96)	(48,684,026)	70 (17)	(214,200)
D	8 (7)	(1,297,225)	17 (1)	(1,400)
E	34 (28)	(4,826,998)	46 (0)	(0)
合計	2,799 (2,619)	(582,162,872)	5,044 (612)	(5,798,103)

( ) 内は、購入価格の記載がある備品、消耗品の点数と金額

< 学校給食センター >

状態区分	備品		消耗品	
	点数	購入金額 (円)	点数	購入金額 (円)
A	638 (343)	(88,188,397)	1,039 (88)	(547,368)
B	71 (39)	(17,801,379)	24 (9)	(3,076)
C	42 (28)	(28,688,466)	26 (9)	(81,501)
D	6 (5)	(2,463,250)	1 (1)	(10,360)
E	9 (5)	(393,660)	5 (1)	(1,680)
合計	766 (420)	(137,535,152)	1,095 (108)	(643,985)

( ) 内は、購入価格の記載がある備品、消耗品の点数と金額

総点検の結果、「D 問題があつて使用できない（使用不可能）」や「E 使用していない（不要）」と判断された器具及び消耗品が修繕又は処分されることなく保管されているなど、複数の学校で学校給食用備品及び消耗品の管理状況が不適切な状況が見られた。

健康安全課は、この調査結果を受けて、「調理器具の状態や耐用年数をふまえた更新計画を作成し、計画的に更新を進める。緊急性の高いものについては、今年度予算で対応する。」としている。

### 3. 日常点検と定期点検の実施状況

また、学校給食用備品及び消耗品の日常点検と定期点検の実施状況について、健康安全課に質問したところ、次の回答を得た。

(日常点検)

毎日、調理前点検を実施し、給食日誌に記録している。

(定期点検)

- ・直営調理校は、年1回（7～8月頃）、物品管理規則に基づく物品点検を実施しており、各種管理台帳と現品の照合及び物品に破損・紛失等がなく適切に管理されているかを確認している。
- ・委託調理校、給食センターにおいては、調理業務委託契約により、備品、器具等は年1回（8月末）数量等の確認を行い、校長または給食センター所長に報告することとしている。
- ・給食センターの厨房機器は、保守点検業務委託契約により、専門業者による年2回（7～8月、3月）の定期点検を実施している。

(全施設を対象とした調査)

今回の緊急調査と同様の全施設を対象とした総点検は実施していない。

#### 【指摘①】

学校給食への異物混入を未然に防ぐため、日常点検と定期点検をより強化する仕組みを構築するなど予防保全的な対応が必要である。

具体的には、異物混入のおそれがある調理器具については、日常点検を徹底する、あるいは、8月に実施した緊急点検レベルの内容を定期点検に取り込むなどの方法が考えられる。

また、専門業者の点検が入る機会の少ない直営調理校については、学校教育部等または外部から技術者を派遣するなど、定期点検を支援する仕組みについても検討が必要である。

### 【指摘②】

学校給食用備品と消耗品の緊急点検を実施した結果、「D 問題があつて使用できない（使用不可能）」や「E 使用していない（不要）」と判断された備品等が多くあることが判明した。複数の学校で使用不可能なものや不要なものが、修繕または処分等の措置が行われることなく、保管されていたことになる。

これらの備品等について、修繕または処分など、必要な対応を進めるとともに、その他の備品等についても、日常的に適切な維持管理に努める必要がある。

### 【指摘③】

「学校給食用備品点検票」と「学校給食用消耗品点検票」においては、使用における状態の区分として、「C 故障や破損等の問題が生じているが使用を継続している」というランクが設定されている。

健康安全課からは「調理に影響のない故障や破損等」の意味であると説明を受けたが、説明がなければ、調理上の「問題が生じているが使用を継続している」という意味にも読め、誤解を招きやすい表現である。「故障や破損等の問題が生じているが、調理上の問題はないため、使用を継続している」など、表現を改めるべきである。

### 3 学校給食費の未納

浜松市の学校給食費は、令和3年度までは私費会計として、各学校において徴収・管理業務を実施してきたが、令和4年度からは学校給食に係る必要経費等を市が予算措置し、学校給食費の保護者からの徴収・管理業務も市が自らの業務として実施するように公会計化されている。

#### 【現状】

#### 1. 学校給食費の未納状況

令和5年度の学校給食費の未納状況（令和6年5月31日現在）は、次のとおりである。（学校給食費管理システム及び「令和5年度学校給食費未納額調書」の集計による）

##### ① 現年度分

収入すべき額(円) A	収入済額(円) B	未納件数(件)	収入率(%) (B/A)
		未納額(円) (A-B)	
3,751,851,038	3,728,582,328	993	99.38
		23,268,710	

※令和4年度の公会計化に伴い、自校方式、センター方式の区分で集計していない。

現年度分の未納状況は、前年度（令和4年度）の850件、17,201,726円から件数、金額がともに増加し、1件当たりの未納金額も20,237円から23,432円に増加している。

##### ② 滞納繰越分

収入すべき額(円) A	収入済額(円) B	未納件数(件)	収入率(%) (B/A)
		未納額(円) (A-B)	
17,201,726	3,737,702	532	21.73
		13,464,024	

※令和4年度の公会計化に伴い、自校方式、センター方式の区分で集計していない。

③ 公会計化前の未納分

方式	A 収入すべき 額(円)	B 収入済額 (円)	不納欠損(件)	未納件数(件)	収入率(%) (B/A)
			不納欠損額 (円)	未納額(円)	
自校	3,785,391	515,697	2	51	13.62
			86,222	3,183,472	
センター	420,990	0	2	5	0.00
			68,480	352,510	
合計	4,206,381	515,697	4	56	12.26
			154,702	3,535,982	

※未納件数・額には、徴収停止の未納件数・額が含まれる。

2. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理は「学校給食費における債権放棄等処理基準」に基づく債権放棄等を経て適切に処理されているが、個々の事例を見ると、最終納付日からの期間が長くなっているものが多い。不納欠損処理の状況は次のとおりである。

債務者	発生年度	未納額	判断理由
A・B	平成23年度	6,100円	平成23～24年度の未納分であるが、最終納付は平成25年5月であり、以降再三にわたる催告や納付交渉にも応じず、2年の時効期間も満了しているため、これ以上の納付は困難と判断した。
	平成24年度	14,100円	
C・D	平成28年度	12,769円	平成28～29年度の未納分であるが、最終納付は平成30年3月であり、以降再三にわたる催告や納付交渉にも応じず、2年の時効期間も満了しているため、これ以上の納付は困難と判断した。
	平成29年度	53,253円	
E・F	平成17年度	47,080円	平成17～18年度の未納分であるが、最終納付は平成19年3月であり、以降再三に

	平成 18 年度	4,280 円	わたる催告や納付交渉にも応じず、納付誓約も履行されていない。債務者はすでに離婚し、県外転出しており納付交渉も進展がなく、また 2 年の時効期間も満了しているため、これ以上の納付は困難と判断した。
E	平成 18 年度	17,120 円	

### 【指摘】

令和 5 年度の不納欠損には、発生年度が平成 17 年度、最終納付が平成 19 年 3 月という長期の債権もある。最終納付から 17 年経過しての不納欠損処理であり、発生から約 20 年にわたり管理対象としていたことになる。

未納金の回収は、一般的に滞納発生後、早期に集中的に対策を講じるのが効果的であるが、債権が長期化するほど回収可能性は低下する。つまり、必ずしも長期的な管理が効果的とはいえない側面もある。

そのため、まずは約 20 年にわたる管理の効果を検証し、長期間の管理が本当に必要かどうかを評価すべきである。

また、市として必要な徴収手続を実施したにもかかわらず、これ以上の回収が不可能と判断される債権については、管理コスト削減の観点から、債権放棄や不納欠損処理を実施することも必要である。

残存する未納金の中には、発生から長期間経過し、明らかに回収不能と考えられるものもあるはずである。管理コスト削減の観点から、不納欠損処理のルールについて見直すことが必要である。

## V 教育施設

### 1 学校用地に係る賃借料

#### 【現状】

浜松市では、学校用地を借地として賃借しているものがあり、学校数、地積等は以下のとおりである。

#### ① 教育施設課管理分（旧浜松市）

区分	校数	件数	地積（㎡）
小学校	8	18	26,773.47
中学校	3	5	11,402.64
計	11	23	38,176.11

#### ② 各区振興課管理分（旧浜松市以外）

区分	校数	件数	地積（㎡）
小学校	14	17	33,420.09
中学校	1	1	710.00
計	15	18	34,130.09

借地面積合計 72,306.20 ㎡は東京ドーム 1.5 個分の面積に相当する。学校単位では、学校創立時から賃借し 70 年以上経過している学校も多数ある。

また、令和 5 年度の年間賃料について、浜松市が基準としている使用料計算と比較すると、結果は下記のとおりであった。

区分	①年間賃料 （実績）	②普通財産貸付 料算定基準金額	差額①－②	割合①÷②
小学校	68,284,995 円	33,764,157 円	34,520,838 円	2.0 倍
中学校	24,047,831 円	12,571,145 円	11,476,686 円	1.9 倍
計	92,332,826 円	46,335,302 円	45,997,524 円	2.0 倍

浜松市の定める普通財産貸付料算定基準金額と比較して、ほぼ倍の賃料となっている。学校単位では、年間賃借料が 15 百万円を超える学校も 2 校ある。

## 【意見】

学校運営の安定性・継続性を担保できる資産を確保する観点からは、本来、校地・校舎は借用でないことが望ましい。

現状の借地については、借地面積が大きく、賃料が高いうえ、借用期間も長期化している状況が見受けられる。借用期間の長期化が進むと、所有者の高齢化、相続の発生等により、土地の権利関係が複雑化することも想定される。

教育施設課は、引き続き用地取得の努力を継続していくとともに、賃料についても、普通財産貸付料算定基準金額との乖離を縮めていくよう、交渉を続ける必要がある。

なお、「浜松市学校規模適正化方針（平成28年3月改訂）」に基づいた取り組みにおいて、小中一貫校の設置等による施設の集約化なども検討されており、これにより将来的な借地の解消も視野に入ってくるものとみられるため、合わせて柔軟な対応が必要となる。

## 2 建物の老朽化

### 【現状】

浜松市内の多くの小中学校が1965年から1975年に建設されており、老朽化が進んでいる。令和7年3月において、建築後40年以上経過する建物は、下記のとおりである。

建築後40年以上経過する建物（令和7年3月想定）

		小学校		中学校		全体	
40年以上経過	延床面積（㎡）	372,594	75%	201,261	60%	573,855	69%
	棟数（棟）	207	75%	133	55%	340	65%
	学校数（校）	84	90%	42	88%	126	89%
全体	延床面積（㎡）	496,793		337,067		833,860	
	棟数（棟）	277		244		521	
	学校数（校）	93		48		141	

※ 小中一貫校は中学校としてカウントしている。

※ 分校は除いている。

学校数で見ると、小学校の90%、中学校の88%が令和7年3月において、建築後40年以上を経過することとなる。

児童生徒数は減少しているが、支援を必要とする児童生徒の増加による発達支援学級の拡充や、少人数学級の実施等により、学級数は増加もしくは停滞傾向にあるとのことである。

浜松市は、「浜松市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を策定し、市が保有する小学校及び中学校施設の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と安全で快適な学校建築物の提供を行っていくとしている。

また、目標使用年数を80年とすることにより、これまでどおり60年で施設更新する場合と比べ、今後50年で4,408億円を3,541億円に削減、1年平均で17億円の削減を見込んでいる（令和2年3月時点）。

### 【意見①】

昨今の物価上昇、建築資材・人件費の高騰により、建築・補修コストの大幅な上昇が生じている。また、将来的には金利が上昇することも想定されるため、50年の長期計画においては、コスト総額の割引現在価値に与える影響も大きく、見込んでいるコスト総額が大きく変動する可能性もある。

このような計画の前提となる条件変化については、公共建築課が検討し、予算の見直しや必要な対応はなされていると説明を受けている。

条件が大きく変化すると、当初の見積もり金額では、計画に沿った改修が不可能となることもありうるため、長期計画においても、今後も状況変化に応じた柔軟な見直しが必要である。

### 【意見②】

長寿命化計画により、学校施設の目標使用年数を60年から80年に延ばすことで、大幅なコスト削減が見込まれている。しかし、その間にも施設の老朽化は確実に進行していくはずである。

令和7年3月時点で、小学校の90%、中学校の88%が建築後40年以上を経過する浜松市において、施設の老朽化対策は喫緊の課題である。

行政にとって、長寿命化やコストダウンも重要な課題であるが、学校施設において最も優先すべきは、児童生徒の安全性の確保である。

教育施設課には、児童生徒の安全性の確保を最優先事項としたうえで、老朽化対策を着実に進めていただきたい。

### 3 教職員住宅

#### 【概要】

「教職員住宅配置適正化計画（令和2年10月）浜松市教育委員会」では、教職員住宅の必要性について、以下のとおり記載されている。

#### (1) 法令による必要性

- ・へき地教育振興法（昭和29年6月 平成26年6月改正）に基づき、住宅の建築、福利厚生のための必要措置
- ・福利厚生として、通勤負担の軽減、住環境の水準保持による心身状態の健全配慮

#### (2) へき地学校における教職員構成の変化（遠方勤務者の増加）による必要性

- ・地元居住の教職員の減少
- ・比較的勤務条件（所帯の有無等）の制約を受けにくい若年教職員層（遠方勤務者）の構成比率の上昇
- ・上記に伴い、合併による市域の拡大も含め、今後、遠方（市中心部等）からの一定数の勤務者確保が必要不可欠

#### (3) へき地区域における住宅事情と災害時対応による必要性

- ・昨今頻発する自然災害による学校運営への即時対応のため、主要道の通行禁止など通勤障害に影響されることの無いよう、学校付近への居住が必要
- ・民間賃貸住宅が極めて少ないうえ、会社寄宿舍等の占有利用をしている施設がほとんどであり、安定した一般供給が期待できない

また、「教職員住宅配置適正化計画」では、配置適正化計画の内容について、以下のとおり記載されている（一部抜粋）。

#### 5. 配置適正化計画

##### (1) 配置の適正化

- ・へき地区域内への配置集約・適正化を図り、対象区域外及び学校未設置地域の教職員住宅は廃止・解体を進めていく。また、新耐震基準以降に建築された健全な施設を継続使用し、老朽化の著しい施設は解体する。
- ・1地域1地区に集約配置を原則とする方針だが、役職別・男女別等、職務外におけるプライバシー確保を考慮し、可能な場合は1地区2ヶ所配置とする。
- ・再建築する場合、教職員住宅の設置場所は現在の敷地を基本とする。ただ

し、居住利用並行による現位置での改築が困難な場合は、近隣市有地を検討する。

(2) 住戸数・規模の適正化

- ・各地区における必要数に、教職員の異動による居住者入れ替わりや改修時の代替え等を考慮した住戸数（2戸程度）を加算した住戸数を設定値とし、既存活用が可能な住戸の合計値とする。
- ・代替えできる施設を有する地域（春野）は、これを考慮した配置戸数とする。
- ・構成教職員の主となる20代及び50代の家族構成を考慮し、単身用（1K～1DK）を中心に、所帯用（2DK程度）を数戸とする（概ね単身用戸数の2割）。

教職員住宅の配置状況及び入居者の状況

地区	種別	令和2年度				令和5年度末の状況			
		棟数	戸数	延床面積(m <sup>2</sup> )	入居者数	棟数	戸数	延床面積(m <sup>2</sup> )	入居者数
天竜	集合住宅(阿多古)	1	6	239	0	解体R3			
	小計	1	6	239	0	0	0	0	0
春野	戸建&長屋(気田)	10	14	620	10	10	14	620	9
	戸建住宅(犬居)	2	2	101	1	2	2	101	1
	小計	12	16	721	11	12	16	721	10
佐久間	長屋(半場)	1	4	232	3	1	4	232	2
	集合住宅(水巻寮)	1	24	827	9	1	16	495	15
	戸建住宅(川合)	1	2	83	1	解体R5			
	小計	3	30	1,142	13	2	20	727	17
水窪	集合住宅(アゼリア)	1	9	232	8	1	9	232	9
	戸建住宅(神原上)	3	3	148	1	3	3	148	3
	戸建住宅(神原下)	4	4	199	4	4	4	199	4
	小計	8	16	579	13	8	16	579	16
龍山	集合住宅	1	11	444	0	1	11	444	1
	小計	1	11	444	0	1	11	444	1
計		25	79	3,125	37	23	63	2,471	44
増減						▲2	▲16	▲654	7

## 【現状】

### 1. 児童生徒数の推移

浜松市のへき地域における学校別の児童生徒数の推移（見込み）は、以下のとおりである。

（学校別児童生徒数の推移）

地域	学校名	児童生徒数（学級数）			学級形態 （複式・支援学級の有無）
		2020年度	2030年度 見込み	2045年度 見込み	
春野	犬居小	28人（5）	25人（5）	12人（4）	※複式学級＋支援学級
	気田小	65人（8）	58人（8）	30人（6）	※支援学級
	春野中	56人（4）	41人（4）	20人（4）	※支援学級
佐久間	浦川小	19人（3）	20人（3）	12人（3）	※複式学級
	佐久間小	20人（4）	22人（4）	14人（4）	※複式学級＋支援学級
	佐久間中	28人（3）	21人（3）	13人（3）	
水窪	水窪小	35人（4）	20人（4）	18人（3）	※複式学級
	水窪中	21人（3）	12人（3）	10人（3）	
合計		272人（34）	219人（34）	129人（30）	

※2030、2045年度データは、企画課推計データ（H25.3）に基づく

児童生徒数は減少傾向にあるものの、既に大半の小学校においては、複式学級による運営形態となっていることから、今後も、学級数は大幅に減少しない見込みである。また、中学校はすでに1町1校となっており、通学距離を考慮する限り、これ以上の統合は考えられない。

### 2. 教職員数の推移

浜松市のへき地域における学校別の教職員数の推移（見込み）は、以下のとおりである。

（学校別教職員数の推移）

地域	学校名	教職員数 ※（）内：うち地元居住者			備考 （将来推察等）
		2020年度	2030年度 見込み	2045年度 見込み	
春野	犬居小	9人（0人）	9人	8人	小学校2校が統合した場合、教職員数の減少は考えられる
	気田小	13人（0人）	13人	11人	
	春野中	13人（1人）	13人	13人	
小計（春野）		35人	35人	32人	

佐久間	浦川小	8人(1人)	8人	8人	小学校2校が統合した場合、教職員数の減少は考えられる
	佐久間小	9人(0人)	9人	9人	
	佐久間中	12人(3人)	12人	12人	
小計(佐久間)		29人	29人	29人	
水窪	水窪小	9人(0人)	9人	8人	各1小中学校、複式学級より、教職員数は必要最低数に到達と考えられる
	水窪中	11人(1人)	11人	11人	
小計(水窪)		20人	20人	19人	

「2 建物の老朽化」にも記載したとおり、学級数が大幅に減少することは予測されないことから、教職員数についても大きな変動はない見込みである。このため、教職員住宅の居住希望者数(必要戸数)についても大きな変動はないと考えられる。

### 3. 今後の方向性

教職員住宅配置適正化計画によると、今後の方向性は以下のとおりとなっている。

- ・本計画による整備以降も施設状態を維持する管理運営が必要となる。そのため、教職員の異動等に伴う入退居を同一住戸で数度連続して行わないよう入居率を調整するとともに、空室のタイミングにおける定期点検と予防保全改修等の実施を行う管理を組み立てていくこととする。
- ・へき地区域内の教職員の構成(地元居住教職員数の減)や学校運営の動向(統廃合・小中一貫校化など)の状況に合わせて、教職員住宅戸数の増減に対応する必要がある。構成される教職員の状況と学校運営の動向については、部内関連各課との連携・相互情報提供による継続的な把握を進めていくとともに、突発的な戸数不足時の臨時的な対応として、市営住宅の一時的な利用などを図っていく。

#### 【意見】

今後の方向性については、現在のところ、概ね需要に見合った戸数が確保されていることから、新設による対応ではなく、施設維持を前提とし市営住宅等を活用することにより、臨時的な対応を図っていくとするものである。少子化や学校運営の動向を考えると合理的な判断であると考えられる。

この地域は、民間の賃貸物件の供給が少ないエリアであり、民間施設の活用が難しいと想定される。市営住宅の活用は有効な手段と考えられるため、法律上の課題等についても検討しておくことが望ましい。

## 4 公有財産台帳

公有財産台帳について、「浜松市公有財産管理規則」と「浜松市立小中学校管理規則」には、次のとおり記載されている。

### 【浜松市公有財産管理規則】

(財産の異動)

第6条 主管の長及び区役所の区振興課長は、その所管する財産について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちにその内容を財産台帳に記録し、財務部長に報告しなければならない。

- (1) 財産の取得又は処分
- (2) 財産の所管替え
- (3) 行政財産の用途の廃止又は変更
- (4) 普通財産の行政財産への変更
- (5) 増改築、修繕、災害その他の事由による形質の変更又は価格の変動
- (6) 土地の文筆、合筆、地目変更又は地積変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、財産台帳記録事項の異動

### 【浜松市立小中学校管理規則】

(施設及び設備の台帳)

第27条 校長は、施設及び設備の台帳を調整し、変動のつど補正しなければならない。

### 【現状】

教育施設課は、各小中学校から財産の異動の報告を受け、浜松市公有財産管理規則にしたがい、財産台帳への記録を一括して行っている。この業務は、市内の全小中学校を対象としているため、公有財産台帳の作成に費やす時間は多く、一定の業務負荷が生じていると考えられる。

他方、教育施設課では、小中学校の施設について、より詳細な管理資料を別途作成し活用しており、公有財産台帳は、全体の状況（概要）を把握する以外、活用されていないとのことである。

## 【意見】

公有財産台帳は、「浜松市公有財産管理規則」、「浜松市立小中学校管理規則」で作成することが定められているため、作成はしているものの、実務で活用されることはなく、資料の作成業務が重複している面は否めない。

公有財産台帳と管理資料の作成の重複業務をなくし、公有財産台帳を活用できるように、検討することが望ましい。

## 5 学校図書

### 【概要】

文部科学省では、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定している。本計画は、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられている。計画の概要は以下のとおりである（第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（文部科学省）令和4年1月24日より一部抜粋）。

### 経緯と現状

#### 学校図書館図書の整備

図書整備については、平成5年に学校図書館図書標準を定めて以降、累次の「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成に向けて取組を推進してきたところである。学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加しているものの、刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況である。また、図書の選定基準や廃棄基準の策定率も増加しているものの未だ半数程度に留まっており、計画的な整備が進展していない要因となっている。

達成校の割合（平成27年→令和元年）小学校：66.4%→71.2%

中学校：55.3%→61.1%

#### 計画の内容

令和4年度からの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図る。

### 学校図書館図書の整備

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

### 本計画に基づく学校図書館の整備に当たっての留意事項

#### 学校図書館図書の計画的な整備について

学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定、廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めること

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に「学校図書館図書標準」が定められている。これによると、小中学校の蔵書冊数は以下のとおりとされている。

(小学校)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

(中学校)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

## 【現状】

浜松市の学校別の「令和5年度 図書冊数充足率」（教育施設課）は、以下のとおりとなっている。

（小学校）

令和5年度 図書冊数充足率一覧表

No.	小学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
1	西	8,760	9,981	113.9
2	東	7,960	10,790	135.6
3	県居	9,160	10,536	115.0
4	相生	10,960	13,119	119.7
5	竜禅寺	9,560	12,333	129.0
6	追分	7,480	10,894	145.6
7	佐藤	10,960	10,013	91.4
8	広沢	12,160	13,690	112.6
9	曳馬	11,560	16,385	141.7
10	萩丘	11,560	12,196	105.5
11	富塚	10,760	11,451	106.4
12	白脇	13,000	15,499	119.2
13	蒲	13,240	15,165	114.5
14	浅間	10,560	13,091	124.0
15	上島	12,560	16,811	133.8
16	鴨江	7,960	10,486	131.7
17	新津	12,360	13,794	111.6
18	河輪	6,040	10,402	172.2
19	船越	9,160	8,798	96.0
20	城北	9,560	14,522	151.9
21	和田	10,960	12,317	112.4
22	与進	13,000	15,710	120.8
23	豊西	8,760	11,157	127.4
24	笠井	11,360	11,823	104.1
25	中ノ町	9,560	12,929	135.2
26	芳川	11,560	13,123	113.5
27	飯田	11,560	11,922	103.1

No.	小学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
28	花川	4,560	7,134	156.4
29	三方原	12,880	13,802	107.2
30	豊岡	12,360	15,477	125.2
31	都田	5,080	7,993	157.3
32	神久呂	10,960	12,445	113.5
33	入野	10,760	11,637	108.2
34	積志	12,560	14,214	113.2
35	伊佐見	10,760	11,860	110.2
36	和地	11,360	11,930	105.0
37	都田南	9,560	10,689	111.8
38	篠原	12,160	13,871	114.1
39	葵が丘	10,360	10,977	106.0
40	村櫛	5,080	4,851	95.5
41	泉	11,960	13,637	114.0
42	大瀬	7,960	9,151	115.0
43	砂丘	5,080	7,839	154.3
44	中郡	11,960	9,391	78.5
45	与進北	10,760	13,381	124.4
46	佐鳴台	10,960	12,686	115.7
47	瑞穂	12,360	12,952	104.8
48	富塚西	9,960	10,932	109.8
49	芳川北	10,760	14,034	130.4
50	有玉	11,160	13,228	118.5
51	初生	12,760	13,290	104.2
52	西都台	8,760	9,067	103.5
53	和田東	9,160	11,279	123.1
54	葵西	10,560	13,930	131.9
55	可美	12,360	12,433	100.6
56	大平台	10,560	15,239	144.3
57	舞阪	10,360	11,047	106.6
58	雄踏	12,880	17,214	133.6
59	浜名	11,960	12,997	108.7
60	北浜	11,760	10,759	91.5

No.	小学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
61	北浜東	7,480	8,131	108.7
62	中瀬	13,000	12,392	95.3
63	赤佐	11,960	11,077	92.6
64	鹿玉	9,560	12,457	130.3
65	新原	8,760	8,075	92.2
66	北浜北	12,760	14,164	111.0
67	内野	14,680	17,988	122.5
68	北浜南	8,360	10,520	125.8
69	伎倍	9,160	9,510	103.8
70	二俣	8,360	9,021	107.9
71	光明	8,760	9,312	106.3
72	上阿多古	4,040	4,778	118.3
73	下阿多古	4,560	5,525	121.2
74	熊	3,520	4,345	123.4
75	横山	3,520	5,929	168.4
76	犬居	4,040	6,327	156.6
77	気田	5,560	9,365	168.4
78	佐久間	4,040	7,621	188.6
79	浦川	3,520	5,902	167.7
80	水窪	4,040	7,162	177.3
81	気賀	10,960	11,259	102.7
82	西気賀	4,040	6,724	166.4
83	伊目	5,080	8,067	158.8
84	中川	9,560	11,680	122.2
85	井伊谷	10,360	11,817	114.1
86	金指	5,560	6,679	120.1
87	奥山	5,080	7,148	140.7
88	三ヶ日東	5,560	7,924	142.5
89	三ヶ日西	8,360	9,570	114.5
90	平山	4,040	6,782	167.9
91	尾奈	4,560	4,897	107.4
92	双葉	7,480	11,071	148.0
93	引佐北部	4,560	7,125	156.3

No.	小学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
94	南の星	8,360	12,749	152.5
95	庄内	9,560	8,528	89.2
96	中部	10,960	10,945	99.9
合計		888,320	1,052,869	

※小学校充足率平均(R5 蔵書冊数合計／図書標準冊数合計) 118.5%

※各小学校の充足率を平均した値 123.1%

(中学校)

令和5年度 図書冊数充足率一覧表

No.	中学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
1	東部	13,920	12,949	93.0
2	西部	11,680	10,589	90.7
3	南部	15,520	14,285	92.0
4	北部	12,160	14,350	118.0
5	中部	11,200	7,914	70.7
6	八幡	13,920	12,480	89.7
7	曳馬	15,840	13,450	84.9
8	新津	10,720	11,091	103.5
9	江西	10,720	12,029	112.2
10	蜷塚	11,200	10,840	96.8
11	天竜	14,880	10,997	73.9
12	与進	15,520	10,051	64.8
13	笠井	11,680	11,700	100.2
14	南陽	14,240	11,035	77.5
15	北星	16,160	14,566	90.1
16	都田	9,600	10,136	105.6
17	神久呂	9,040	9,111	100.8
18	入野	15,840	14,612	92.2
19	積志	14,880	12,605	84.7
20	湖東	15,200	12,488	82.2
21	篠原	12,160	9,265	76.2
22	丸塚	13,120	14,536	110.8
23	高台	13,120	12,581	95.9

No.	中学校名	文部科学省 図書標準冊数	R5 蔵書冊数	R5 充足率 (%)
24	庄内	9,040	7,371	81.5
25	江南	8,480	8,490	100.1
26	開成	13,600	11,731	86.3
27	中郡	13,920	11,123	79.9
28	三方原	15,520	15,012	96.7
29	東陽	9,600	10,862	113.1
30	佐鳴台	9,600	7,573	78.9
31	富塚	13,600	11,398	83.8
32	可美	12,640	12,367	97.8
33	舞阪	9,600	10,583	110.2
34	雄踏	13,120	14,908	113.6
35	浜名	18,080	7,813	43.2
36	北浜	15,840	10,254	64.7
37	浜北北部	15,200	13,978	92.0
38	麓玉	11,200	9,755	87.1
39	北浜東部	13,600	11,238	82.6
40	清竜	9,600	6,097	63.5
41	光が丘	8,480	6,514	76.8
42	春野	6,080	6,003	98.7
43	水窪	5,440	6,078	111.7
44	細江	13,600	16,860	124.0
45	引佐南部	10,160	10,237	100.8
46	引佐北部	6,080	3,974	65.4
47	三ヶ日	10,720	12,002	112.0
48	佐久間	5,440	5,994	110.2
合計		580,560	521,875	

※中学校充足率平均(R5 蔵書冊数合計／図書標準冊数合計) 89.9%

※各中学校の充足率を平均した値 91.3%

小学校については、充足率平均、各小学校の充足率を平均した値とも100%を超えているが、学校別にみると充足率が100%に満たない学校が10校あり、学校間のバラツキ（最高188.6%、最低78.5%）がみられる。

中学校については、充足率平均、各中学校の充足率を平均した値とも100%に満たない結果となっている。また、学校別では32校が充足率100%を満たしておらず、達成校の割合は33.3%と全国平均(令和元年)の61.1%を大きく下回っている。学校間のバラツキ(最高124.0%、最低43.2%)も大きくなっている。

これに対し、浜松市では、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年で中学校図書館図書購入予算を増額し、図書標準未達成の学校に対しては図書購入費用を重点配分することで、各学校の図書標準冊数(充足率)を満たすよう、取り組みを進めている。

### **【意見】**

現在のところ、図書冊数の充足率が100%に満たない学校があることは残念ながらあるが、令和8年度までに学校図書館図書標準の達成が見込まれている。

達成後も、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップのもと、図書の選定や廃棄が適切に行われるよう、教育施設課が浜松市としての選定基準・廃棄基準を検討することが、図書の質の向上をはかっていくうえで重要となる。

## **6 グラウンドの安全確保**

### **【現状】**

令和5年度の包括外部監査報告書に記載したとおり、令和5年4月に、愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが同年8月に報道された。これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。浜松市の小中学校のグラウンドにおいても、同様の調査を実施すべきと思われる。

グラウンドの安全性調査の実施の有無について、教育施設課に確認したところ、調査は実施していないとの回答があった。

### **【指摘】**

愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。

グラウンド利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市の全小中学校においても、釘等の有無について、調査を実施する必要がある。

## VI 放課後児童クラブ

### 【概要】

#### <制度の概要>

こども家庭庁は、「児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの」として、放課後児童健全育成事業を実施している。

正式名称は、放課後児童健全育成事業であるが、一般的には、事業や施設の総称として、放課後児童会、放課後児童クラブ、学童などと呼ばれている。

事業の内容等について、こども家庭庁のホームページには、次の記載がある。

#### (設置・運営主体)

市区町村、社会福祉法人、保護者会、運営委員会、その他の者

#### (実施場所)

学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、児童館など

#### (事業内容)

- ・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・その他放課後児童の健全育成上必要な活動

#### <浜松市の取り組み>

浜松市の放課後児童健全育成事業の事業シートには、事業の基本情報として、次の記載がある（一部抜粋）。

#### (1) 事業目的・事業対象

昼間保護者が家庭にいない子供たちに対し、放課後や長期休業中に家庭にかわる生活や遊びの場を提供し、心身共に健全に育つことを支援する。

#### (4) 関連するSDGsのゴール

就労等により昼間保護者が家庭にいない子供たちの放課後や長期休業期間等に、適切な遊びや家庭に代わる生活の場として開設する「放課後児童会」の運営支援及び整備を行う。これにより、子供たちの健全育成を図るとともに、保護者が安心して就労可能な環境を整える。

事業費の推移は次のとおりである。

事業費（千円）	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
予算	794,064	1,373,075	1,639,757	1,465,792	1,551,254	2,125,637
決算						
国・県支出	522,352	729,090	848,226	776,182	853,065	922,804
市債	-	-	121,800	-	-	-
その他	9,000	233,000	64,000	17,000	13,000	656,547
一般財源	255,094	373,880	494,386	442,639	535,514	546,286
	786,446	1,335,970	1,528,412	1,235,821	1,401,579	2,125,637

(注) 2024 (R6) 年度は決算の欄に予算額を記入している。

2023 (令和5) 年度の事業実施内容は次のとおりである。

<p>1 放課後児童会運営支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童会育成会への負担金交付、NPO法人等への運営委託等により、放課後児童会 166 か所の運営を支援し、放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供した。</li> <li>・運営委託化本格実施の対象となる放課後児童会を 101 か所へ拡大した。 (2021 年度モデル事業 32 か所⇒2022 年度本格実施 69 か所⇒2023 年度本格実施 101 か所)</li> </ul> <p>2 放課後児童会施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の児童数推計を踏まえ、待機児童の多い小学校区から優先的に、公共施設等を活用し、定員拡大に取り組んだ。(和田幼稚園 定員 20 名)</li> <li>・白脇小学校隣接地に専用施設を整備した。(定員：90 人)</li> </ul>
--

## 1 待機児童の解消

放課後児童クラブにおいては、待機児童の解消が全国的な課題となっている。こども家庭庁と文部科学省では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度から令和5年度）を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消に取り組んできた。

さらに令和5年12月には「放課後児童対策パッケージ」、令和6年12月には「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、新たな取り組みを進めているところである。

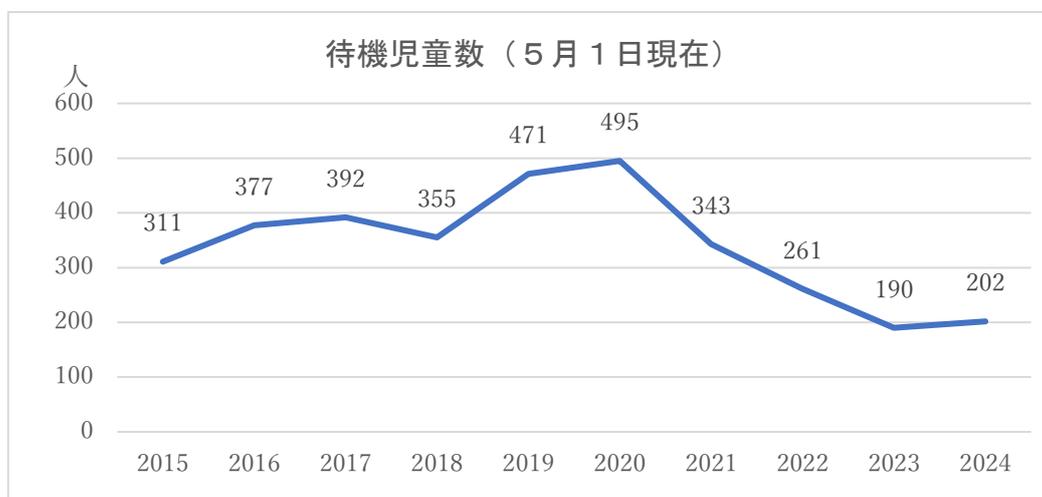
### 【現状】

浜松市では、放課後児童クラブの待機児童数等は、次のように推移している。

ここで定義する「待機児童数」は、放課後児童クラブの対象となる児童で、利用申込をしているにもかかわらず利用できず、待機登録している児童数のことをいう。

5月1日現在	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
登録児童数	5,133	5,445	5,840	6,029	6,254	6,371	6,662	7,071	7,233	7,275
待機児童数	311	377	392	355	471	495	343	261	190	202
計	5,444	5,822	6,232	6,384	6,725	6,866	7,005	7,332	7,423	7,477
待機児童割合	5.7%	6.5%	6.3%	5.6%	7.0%	7.2%	4.9%	3.6%	2.6%	2.7%

(注) ここでの待機児童割合は、待機児童数÷(登録児童数+待機児童数)として計算している。



放課後児童クラブの申込児童数（ここでは登録児童数と待機児童数の合計数）は、2015年の5,444人から2024年の7,477人へと2,033人（37.3%）増加しており、毎年増え続けている状況である。

一方、待機児童数・待機児童割合は、2020年の495人（7.2%）をピークとして、2023年の190人（2.6%）まで減少を続けてきたが、2024年は202人（2.7%）となり、前年に比べ、12人増加する結果となっている。

直近において、待機児童数の解消がなかなか進まない理由として、以下の要因が挙げられる。

まず、需要サイドから見ると、核家族化の進展や女性の就業率上昇により、放課後児童クラブのニーズがさらに高まっている。この傾向は、申込児童数の増加からも確認できる。

一方、供給サイドから見ると、提供可能な施設数の不足が課題としてある。たとえば、待機児童が発生している小学校では、普通教室や発達支援学級の確保が優先されるため、余裕教室が不足している。また、近隣の公共施設を利用する場合でも、放課後児童クラブが求める要件をすべて満たすことができる施設は少ないとのことである。

空き教室や公共施設の利用には限界があり、放課後児童クラブの需要は、年度によって変動があるため、待機児童数の多い小学校も年度によって変わってしまい、行政としては対応が難しいようである。

#### <浜松市の新たな取り組み>

令和6年度からの新たな取り組みとして、既存の補助制度を見直し拡充することにより、放課後児童健全育成事業への民間活力導入の促進を行っている。

事業の概要は次のとおりである。

#### 放課後児童会について

##### 1 背景・現状

- ・これまで、学校の余裕教室や協働センターなどの活用、専用施設の整備など、待機児童解消に向け定員の拡大を図ってきたが、地域単位での需要の変動により待機児童が発生（令和6年5月現在 202人）
- ・待機児童を解消するためには、行政、地域、学校、企業が連携し、子育て世代が安心して働くことができる環境をつくることが重要

## 2 今後の取り組み

- ・令和6年度以降は、これまでの取り組みに加え民設民営放課後児童会に対する補助金の拡充により、民間活力の導入を促進し、待機児童の早期解消を図る。
- ・少子化に伴い、未就学児の施設には空きが生じている場合があるため、小学生の居場所として、既存のインフラ及び人材を活用  
(期待される効果)
- ・送迎サービスを活用した複数校の児童の受入れによる偏在的な需要へ対応  
(待機解消)
- ・保護者の選択肢の増加(自らのワークスタイルに適した居場所の選択)
- ・既存の民間人材活用による支援員不足の解消
- ・公設民営児童会の支援員の負担軽減

## 3 補助制度拡充の概要(令和6年度当初予算)

(1) (拡充) 民設民営放課後児童会への補助金 42,731 千円 (R5 : 1,713 千円)

- ・拡充内容 公設民営(委託方式)と同等に引上げ

【拡充例】年間250日以上開設・在籍児童40人の場合、1支援単位あたり

区分	令和6年度	令和5年度
基本額	4,734,000 円	1,713,000 円

その他、送迎支援加算、障害児受入加算、開設場所賃借料加算等を新設

(2) (拡充) 類似放課後児童クラブへの補助金 11,858 千円 (R5 : 8,292 千円)

- ・拡充内容 物価上昇などを加味した補助基準額の引上げ

【拡充例】学校開校日(月～金)のみ開設・在籍児童40人の場合、1支援単位あたり

区分	令和6年度	令和5年度
基本額	812,000 円	640,000 円

【参考】40人定員の支援単位

- ・国基準額 基本額 4,734,000 円、その他加算あり
- ・市補助額 基本額 1,713,000 円、その他加算なし

民間事業者が開設する児童会に対し、市の補助制度はこれまでもあったが、令和5年度の実績はゼロであった。また、既存の制度による市の補助限度額（1,713,000円）は、国が子ども・子育て支援交付金交付要綱において基準として示す公費負担額（4,734,000円）の36%程度と低かったことから、国の基準にまで補助を拡充している。

このように民設民営の放課後児童会を運営する事業者への補助金を拡充し、民間活力導入の取り組みを始めたところ、令和6年度の実績として、2つの民設民営放課後児童会が開設され、定員を100人増加させることができた。

従来は、施設の候補地が学校付近の比較的狭いエリアに限定され、候補地不足に苦勞していたが、民設民営の児童会では、事業者による送迎サービスがあり、複数の学校にわたるサービス提供が可能となった。また、民設民営による児童会の開設により、今後は、多様化するニーズへの対応促進や保護者の選択肢増加というメリットも考えられるとのことである。

### 【意見】

待機児童の解消に向けた新たな取り組みとして、民設民営の放課後児童クラブの開設が促進され、定員が100人増加し、成果を上げている。

今後も引き続き、積極的に民間事業者へのPRや働きかけを行い、民設民営による施設を活用することにより、待機児童の解消に向けた取り組みをさらに推進していただきたいと考える。

## 2 設備の修繕

### 【現状】

令和6年度は、放課後児童クラブの現場から、エアコン不具合の報告が多数あり、修繕や代替施設確保の対応に追われたとのことであった。対応状況は次のとおりである。

（令和6年度エアコン不具合対応）

No	児童会	故障日	故障内容	対応記録
1	三ヶ日西放課後児童会	5月21日	エアコンのスペック不足	エアコンを1台新規で増設
2	中川放課後児童会	5月21日	内機からの水漏れ	取替を実施予定

No	児童会	故障日	故障内容	対応記録
3	なかよし放課後児童会	5月23日	2台中1台から冷風がほとんどでない	マルチエアコンのため、2台とも取替。工事日は学校の別部屋を確保
4	ありたま放課後児童会	5月30日	ドレンポンプの故障	ドレンポンプ交換を実施
5	よしん第1放課後児童会	6月12日	ドレンポンプ異常で停止	修繕を実施
6	若竹第2放課後児童会	7月2日	基盤不良	もう一方の児童室に集約し、冷風扇を設置
7	積志ひまわり放課後児童会	7月2日	センサー不具合	センサーの調整、フィルター清掃の実施
8	与進北放課後児童会	7月8日	ブレーカー落ち	学校の余裕教室で臨時開設、電気工事によりブレーカー容量の増設及び不足ブレーカー設置予定
9	ひばり放課後児童会	7月10日	基盤不良	学校の余裕教室で臨時開設
10	よしん第2放課後児童会	7月10日	ドレンポンプのつまり	清掃を実施
11	すこやか放課後児童会	7月10日	ルーバー故障	修繕を実施
12	若竹放課後児童会	7月10日	エアコン水漏れ	修繕を実施
13	北浜南たんぼぼクラブ	7月24日	室外機故障	協働センターで臨時開設
14	おおせ放課後児童会	8月16日	ドレン管の劣化に伴う詰まり	ドレンポンプの交換を実施
15	かさいっこ第2放課後児童会	8月27日	エラーコード表示(A-3)	修繕(清掃)を実施予定
16	なかごおり放課後児童会	9月12日	制御盤の不具合	取替工事、代替教室での臨時開設
17	みずほ第3放課後児童会	9月19日	4台中2台から温風が出る	経年劣化に伴う修繕(民間ビルのため、賃貸人に連絡)
18	はつおい放課後児童会	9月25日	機能停止	機能停止により取替を実施(学校内で臨時開設)
19	とみつか放課後児童会	9月25日	ドレンポンプ内に水が溜まっていた	その場で水抜きを実施

No	児童会	故障日	故障内容	対応記録
20	伊佐見放課後児童会	10月8日	基盤に水流入	運営事業者が委託した清掃の中で水が流入したため、清掃業者負担で基盤を取替
21	舞阪なかよし放課後児童会	10月18日	ルーバーの故障	修繕を実施
22	たつこの児童クラブ	11月20日	ドレン管及びセンサーの劣化	修繕を実施
23	たつこの児童クラブ	12月16日	基盤不良	修繕を実施

猛暑の中での故障もあり、緊急対応が求められ、他の業務よりも優先せざるをえない状況となっていた。

また、令和6年度は、放課後児童クラブで様々な修繕が発生しており、監査時点における修繕費の執行は次のとおりであった

No	児童会名	内容	金額(円)
1	葵西放課後児童会	玄関硝子修繕工事	106,700
2	とよおか放課後児童会	トイレ部品取替修繕工事	167,200
3	伊佐見第3放課後児童会	昇降口照明灯配線修繕工事	115,500
4	芳北放課後児童会	流し台修繕工事	176,000
5	わじ第1放課後児童会	トイレ水漏れ修繕工事	219,000
6	ひばり放課後児童会	エアコン修繕工事	299,200
7	松かげ第2放課後児童会	サッシ・網戸取替修繕工事	299,200
8	若竹放課後児童会	トイレ水漏れ修繕工事	244,200
9	西都台放課後児童会	雨漏り修繕工事	396,000
10	しらわき放課後児童会	インターホン修繕工事	242,000
11	わじ第1放課後児童会	洋式便器取替工事	275,000
12	とよおか放課後児童会	電磁ブローア(浄化槽設備)交換工事	220,000
13	たつこの放課後児童会	エアコンドレンポンプ修繕工事	114,400
14	中部学園放課後児童会	門扉修繕工事	189,000
15	たつこの放課後児童会	エアコン基盤交換工事	199,100
	その他 10万円未満 (41件)		1,964,500
合計 (56件)			5,227,000

(注) 上記には見込金額も含まれている。

その他、監査時点における令和6年度の工事請負費の執行は、次のとおりであった（児童会開設にかかる工事費は除く）。

No	児童会名	内容	金額(円)
1	ありたま放課後児童会	草刈り及び防草シート敷設工事	317,900
2	しらわき放課後児童会	家具固定(耐震化)工事	77,000
3	中川放課後児童会	空調機器更新及び増設	2,500,000
4	なかよし第2放課後児童会	エアコン取替工事	1,474,000
5	三ヶ日西放課後児童会	エアコン増設工事	891,000
6	しらわき第3放課後児童会	カーブミラー設置工事	137,500
7	与進北放課後児童会	ブレーカー容量増設工事	400,000
8	伎倍ひまわりクラブ他	ブレーカー増設工事	346,500
9	いなほ放課後児童会	ロッカー増設工事	253,000
10	はつおい放課後児童会	空調交換工事	2,068,000
11	なかごおり放課後児童会	エアコン取替工事	1,760,000
12	西都台放課後児童会	非常用照明交換工事	742,500
13	ひばり放課後児童会	草刈り及び防草シート敷設工事	165,000
合計			11,132,400

(注) 上記には見込金額も含まれている。

### 【指摘】

放課後児童クラブの設備の修繕について、現状では、エアコン等の不具合が発生した後に修繕を行うという、事後的で対症療法的な対応が行われている。緊急対応に追われることがないように、対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換し、計画的な修繕に取り組む必要がある。

また、設備の不具合等については、児童クラブの現場から情報が得られる仕組みが整備されているが、現場担当者が必ずしも専門的な知識を有しているとは限らないため、専門家による点検実施の必要性についても検討しておく必要がある。

### 3 未回収の保護者負担金

#### 【概要】

浜松市が設置する放課後児童会を利用する保護者は、浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例に基づき、保護者負担金を負担する必要がある。

保護者負担金は「基本料」を浜松市が徴収し、おやつ代や保険料などの「会費」を各放課後児童会の運営事業者が徴収している。

利用月等		基本料
平日	通常月（8月を除く）	月額 8,000 円
	8月	月額 10,000 円
土曜日		日額 700 円

基本料の納付方法は、原則として口座振替である。

また、浜松市では、経済的に保護者負担金の支払が困難な世帯や、兄弟姉妹が3人以上同時に児童会を利用する場合の3人目以降の児童に対して、平日の月額基本料を減免する「保護者負担金減免制度」を設けている。制度の概要は次のとおりである。

#### 1 減免制度を利用できる者

浜松市放課後児童会を利用する児童のうち、次のいずれかに該当する者  
(減免区分1)

浜松市就学援助費支給要綱に基づき、就学援助費の支給を受けている世帯の児童

(減免区分2)

兄弟姉妹3人以上が浜松市放課後児童会を同時に利用している場合の3人目以降の児童

#### 2 減免額

平日の1人あたりの月額基本料（8月以外：8,000円、8月：10,000円）の半額が減免される。

減免後の月額基本料は、8月以外：4,000円、8月：5,000円となる。

土曜日利用分や運営事業者が徴収する会費（おやつ代、保険料等）は減免されない。

減免区分1と減免区分2は重複適用することができる。重複適用した場合の減免後の月額基本料は、8月以外：2,000円、8月：2,500円となる。

## 【現状】

放課後児童クラブの保護者負担金が、市の債権として取り扱われるようになったのは、令和6年4月1日からであるが、未納金として滞留しているものも見受けられる。

保護者負担金が令和6年4月から9月までの滞納額等の推移は次のとおりである。

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
滞納額	1,884,800	1,494,800	1,500,600	1,431,600	1,734,700	1,311,500	9,358,000
納付済額	1,203,900	878,800	888,400	788,800	482,700	-	4,242,600
未納額	680,900	616,000	612,200	642,800	1,252,000	1,311,500	5,115,400
未納件数	78件	84件	81件	89件	135件	175件	642件

調定額	57,179,100	56,934,100	55,348,900	55,117,000	65,972,700	53,782,500	344,334,300
未納割合	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.9%	2.4%	1.5%

(注) 未納額＝滞納額－納付済額

未納割合＝未納額÷調定額 (監査人が入手資料より作成)

調定額に対する未納額の割合は9月までの累計で1.5%、未納額の合計額は5,115,400円である。

滞納件数は8月、9月が多くなっているが、8月の滞納分は11月、9月滞納分は12月に督促が行われるため、今後回収されるものもあると考えられる。それ以前の4月から7月までの滞納額は、それぞれ100万円未満まで回収されてはいるものの、未納額の残高は、時の経過とともに徐々に累積しつつある。

各月の未納額がそれほど大きくなかったとしても、今後は年数の経過により、累積額が多額となっていくことも想定される。

9月分までの未納者数は290名であり、未納者の未納月数と支払方法を集計すると、次のとおりであった。

未納月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	計
未納者(人)	146	57	26	18	26	17	290
(支払方法)							
口座振替	43	21	10	6	7	2	89
納付書	103	36	16	12	19	15	201
計	146	57	26	18	26	17	290

3ヶ月を超える未納者は61名（4ヶ月から6ヶ月合計）であり、中には4月から9月までの6ヶ月分の利用料を一度も払っていない者も17名いる。

また、支払方法については、口座振替が89人(30.7%)、納付書が201人(69.3%)と納付書による支払者の未納割合が高くなっていることがわかる。

基本料の納付方法は、原則として口座振替であるが、事情により銀行口座を保有していない保護者等もいるため、すべて口座振替とはいかないようである。

### **【意見】**

放課後児童クラブの保護者負担金については、市債権としての運用が令和6年4月1日から始まったため、現時点では、1年を超える長期の滞留債権は存在していない。しかし、未納が長期化すると、一般的に回収率が低下するため、将来的には滞留債権が累積する可能性も考えられる。

未回収額を減らすためには、口座振替の徹底や回収活動の強化など、具体的な対策を検討することが望ましい。

また、未収期間の長期化により、回収不能となる事態が発生したり、不納欠損処理の必要性が生じたりする可能性もある。現在の未納者について、来年度以降の対応方法や将来的なリスクへの対応策についても、事前に検討しておくことが望ましい。

## Ⅶ 教育支援

### 1 発達支援教育推進事業

発達支援教育推進事業は、すべての子供に適正な教育を提供するため、調査・指導の結果に応じた発達支援学級等の適切な就学機会の提供を図ること、また、学習障害等のある子供にきめ細かな指導を行うよう体制の整備を行うことを目的とした事業である。

#### (1) 発達障害のある児童生徒増加への対応

##### 【現状】

浜松市における発達障害のある児童生徒数の推移は、以下のとおりである。

(単位：人)

		2020年		2021年		2022年		2023年	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数	知的	792	384	835	404	897	421	935	427
	自閉・情緒	547	167	589	201	638	240	665	274
	肢体	10	3	12	2	13	2	13	0
	難聴・病弱等	5	2	7	4	5	4	4	4
	計	1,354	556	1,443	611	1,553	667	1,617	705
児童生徒数全体から見た割合		3.2%	2.7%	3.5%	3.0%	3.8%	3.3%	4.0%	3.5%

2020年から2023年までの間、発達障害のある児童生徒数は年々増加している。これは、発達障害に対する診断基準が拡大され、より広範な行動特徴が認識されるようになったことや、発達障害への理解や認識について、社会全体の意識が向上していることが要因として挙げられる。

##### 【意見】

今後も発達障害と診断される児童生徒数が増加することが見込まれているため、教育現場として十分に対応できる環境を整える必要がある。

特に指導者の不足とその育成については、将来的に場当たりの対応とならないよう、注意が必要である。発達障害のある児童生徒に対して十分な受け皿を設けられるよう、市として計画的に指導者の育成に取り組む必要がある。

## (2) 事業指標

### 【現状】

発達支援教育推進事業では、「幼児ことばの教室設置数」を事業の指標としている。指標の推移は次のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
幼児ことばの教室設置数（教室）	目標	22	24	24	25	26
	実績	21	21	24	24	24

### 【指摘】

幼児ことばの教室設置数は、2022 年度以降、目標と実績に差が生じている。しかし、担当課によると、24 教室の設置でも問題なく運営できているとのことであり、2023 年度の 26 教室という目標設定には具体的な根拠がないことがわかった。

発達障害への理解や認識が進み、適切な支援を受けることへの意識も高まっているため、支援を必要とする子どもや保護者は今後さらに増加すると見込まれている。教育支援課は「幼児ことばの教室設置数」に関する計画を再考し、計画に沿った適正な目標を設定したうえで、事業を運営すべきである。

## (3) 発達支援ソフト（MIM）の導入

### 【現状】

浜松市では、令和 3 年度より多層指導モデル MIM を通級指導教室配置校 13 校に導入している。

多層指導モデル MIM とは、「音読はできるのに意味を理解していない」、「読み間違いが多い」、「文字を抜かして読んでしまう」など、学習に躓きのある子のための予防的支援の多層指導モデルである。多層指導モデル MIM デジタル WEB 版「読みのアセスメント・指導パッケージ」は、1 校当たり 6 万円程度の予算で購入が可能である。

今後、MIM 導入校 13 校については、実証実験の実施により令和 7 年度まで継続して利用したのち、MIM 未導入校 3 校との学力調査等による比較を行う予定である。

## 【意見】

MIMは、ゲーム感覚で読みの練習ができ、書く必要がないため、書くことが苦手な児童の意欲を持続させることができる。したがって、低学年の読みの指導としても導入を検討すべきである。予算については、1校あたり約6万円のコストで導入可能であり、研究に基づいた指導方法であることから、すべての学校での導入についても検討することが望ましい。

## 2 外国人子供教育支援推進事業

外国人子供教育支援推進事業は、外国人の子供が抱える課題が多様化する中、教育支援体制や支援内容の充実を図ることで、共生社会の一員となる外国人の子供の学習や成長を支援することを目的とした事業である。

### (1) 事業指標

#### 【現状】

外国人子供教育支援推進事業では、「日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率」を事業の指標としている。指標の推移は以下のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率 (%)	目標	100	100	100	100	100
	実績	99	99	99	99	99

日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率は、2019年以降の5年間はすべて99%となっており、目標値である100%を概ね達成している状況が続いている。ここで、実績が100%に達しないのは、家庭環境などの理由から接触を図ることが困難な児童生徒が一定数存在することによるものである。

#### 【意見①】

日本語指導を必要とする外国人の子供の中には、家庭環境などの理由から接触を図ることが困難な子供が一定数存在しており、これは支援の手が行き届いていない子供が一定数存在していることを意味している。

この事業のSDGsのゴールは「すべての子供に適切な教育を提供する」ことである。本来は、支援の手が行き届いていない子供をゼロにすることが、事業の最終的な目標と考える。

現状では、日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率を事業指標として、5年間にわたり99%達成の実績があるが、今後は支援を受けていない子供に焦点を当てた指標を加えるべきである。

最終的には、支援の手が行き届いていない子供をゼロにすることを目標とし、そのための活動指標として、支援が受けられていない子供のうち、サポーターによる支援〇人、巡回による支援〇人、ポケットークによる支援〇人など、具体的に測定可能な指標を設定すべきである。

## 【意見②】

事業の指標が、日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率のみでは、外国人の子供の教育支援の成果を十分に測定することができない。

そこで、今後は外国人の子供の語学力の向上度合いやカリキュラムの達成度なども、成果指標として加えることを検討すべきである。

## (2) ポケットークの配布

### 【現状】

浜松市では、外国人の児童生徒がいる小中学校にポケットークを配布してコミュニケーションツールとして利用している。

ポケットークとは、互いに相手の言葉を話せない人同士の会話を可能にする通訳ツールである。日本語から英語、中国語、韓国語等の外国語への翻訳、また、英語から中国語など、外国語どうしの翻訳も可能である。高性能な音声認識機能により、発音チェックなど、外国語の学習にも利用できるツールである。

浜松市立の小中学校におけるポケットークの貸与状況（2024年9月時点）は、次のとおりである。

(単位：校数)

	市立学校数	会話に支障がある就学2年以内の児童生徒がいる学校数(A)	通訳が必要な保護者がいる学校数(B)	ポケットーク貸与校数	(A)もしくは(B)の学校のうちポケットークを貸与していない学校数
小学校	97	55	75	55	22
中学校	49	29	40	32	9
計	146	84	115	87	31

## 【指摘】

外国語を母国語としている児童生徒が複数名いるにもかかわらず、ポケットークを配布していない学校がある。会話に支障がある就学2年以内の児童生徒がいる学校や通訳が必要な保護者がいる学校のうち、ポケットークを貸与していない学校が、小中学校合わせて31校あった。

外国人児童生徒の多国籍化が進む中、現場の人員のみでは対応が困難になりつつあるため、ポケットークの導入を普及させる必要性は高まっている。また、学校間でのアンバランスが生じていることから、ポケットークの配布状況を見直す必要がある。

## 3 教育相談推進事業

教育相談推進事業は、教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行うこと、また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣することを目的とした事業である。

### (1) Web相談申込、チャット相談の件数

#### 【現状】

教育支援課では、複雑化・多様化する教育相談に対応するため、対面や電話では相談ができない子供達の声の拾い上げ、いじめなどの悩みの早期発見・早期対応・未然防止を図るべく、令和5年度から児童生徒を対象にチャット相談の窓口を新設した。また、内向的な児童生徒が相談窓口を活用できるよう、Chromebookやスマートフォン等を通じてWeb相談申込ができる体制を構築している。

令和6年度のWeb相談申込とチャット相談の実績は次のとおりである。

#### ① Web相談申込実績（実人数）

(単位：件)

月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10
小学校	11	16	6	3	1	3	2
中学校	3	3	2	2	0	0	0

## ② チャット相談実績（実人数）

（単位：件）

年月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10
小学校	1	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度の実績を見ると、Web相談申込とチャット相談のいずれも件数は伸び悩んでいる状況である。Web相談申込の実績は減少傾向にあり、チャット相談の実績はほとんどゼロが続いている。

### 【指摘①】

対面での相談により子供達が抱える問題が解決しているのならば問題はないが、Web相談申込とチャット相談の件数は、あまりにも実績数値が少ないことから、周知不足等の課題があると考えられる。

現在は、さくら連絡網などのコミュニケーションツールを用いて生徒や保護者に相談窓口の周知をしているが、子供達にはツールの利便性などが十分に伝達されていない可能性がある。これらのツールは、気軽に相談できることが利点である。生徒や保護者に対し、もっと気軽に相談できるツールであるということを強調するなど、周知の方法を見直すべきである。

### 【指摘②】

令和6年度のチャット相談の実績は、小学生の相談が4月に1件あったのみで、5月から10月まで実績はなく、中学生については4月から10月まで実績がない。市のチャット相談は、原則として火曜日と木曜日の17時から21時までに限定されており、これが実績が伸びない要因と考えられる。

チャット相談については、児童生徒の利用実績がない状態が続いているため、今後、児童生徒がチャット相談できる時間の拡大が可能かどうかを検討する必要がある。それが難しい場合には、別の代替的な手段についても検討することが必要である。

## (2) 事業指標

### 【現状】

教育相談推進事業では、「教育総合支援センター及び各区における相談件数」と「スクールカウンセラーの配置総時間数」の2つを事業の指標としている。指標の推移は以下のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
教育総合支援センター 及び各区における相談 件数 (件)	目標	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績	1,308	1,340	1,245	1,170	1,361
スクールカウンセラー の配置総時間数 (時 間)	目標	20,319	20,980	21,520	21,820	22,270
	実績	19,875	20,158	20,017	21,098	22,188

教育総合支援センター及び各区における相談件数については、2021年と2022年はコロナ禍の影響で減少していたが、2023年には以前の水準に回復している。

また、スクールカウンセラーの配置総時間数についても同様に、2023年には設定された目標に近い実績を達成している。

### 【意見】

教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を開始しているが、今後は、非対面型の相談ニーズがさらに増加することが予想される。

従来、事業の指標としては、教育総合支援センター及び各区での相談件数のみで十分であったが、今後は相談方法の多様化に対応し、Web相談申込やチャット相談の実績データを指標に加えることも検討すべきである。

また、Web相談申込やチャット相談は、先生にも親にも相談できない子供たちのセーフティネットとして機能させ、子供たちの問題を解決することを目的としている。事業の目標として、相談の結果、問題解決に至った割合を100%にすることも視野に入れるべきである。

このような新たな事業指標について、さらに検討を進めることが望まれる。

## 4 不登校児支援推進事業

不登校児支援推進事業は、不登校児童生徒の自立を促すため、学校や家庭、専門機関と連携して支援を行うことを目的とした事業である。

### (1) 事業指標の目標設定

#### 【現状】

不登校児支援推進事業では、「市内小中学校の不登校児童生徒数」を事業の指標としている。事業の指標の推移は以下のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
市内小中学校の不登校児童生徒数（人）	目標	930	930	930	930	930
	実績	1,456	1,452	1,903	2,210	2,697

#### 【指摘】

不登校児支援推進事業における指標である「市内小中学校の不登校児童生徒数」について、目標値は2019年から継続して930人と設定されている。しかし、実績値は年々増加傾向にあり、2022年には2,000人を超え、2023年には2,697人に達している。2023年の実績値は目標値の約2.9倍に相当し、目標と実態が大きく乖離している状況である。このような目標設定では、目標管理の実効性を欠くため、目標値を見直し、現状に即した適切な値を設定する必要がある。

### (2) 事業指標の追加設定

#### 【意見①】

不登校児支援推進事業におけるSDGsのゴールは「すべての子供に適切な教育を提供する」ことである。そのためには、すべての不登校児童生徒に学びの機会を提供し、いずれの支援も受けていない子供をなくすことが必要である。

この目的を達成するため、支援を受けていない子供の人数をゼロとすることについても、事業の新たな目標として追加設定することを検討すべきである。例えば、不登校児童生徒に対して、校内まなびの教室での支援〇人、オンラインでの支援〇人、支援なし〇人と具体的な活動実績を示し、最終的には、支援を受けていない子供をゼロとすることを目標とするべきである。

## 【意見②】

教育支援課では、不登校児支援推進事業の一環として、チャレンジ教室や座談会などのイベント開催や、子供や保護者へのアンケート調査を実施している。イベントの開催数やアンケート結果から測定した目的の達成度など、実際の活動をもとに指標を設定することも可能である。このような活動指標の追加についても検討することが望まれる。

## 5 育英事業

育英事業は、経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与し、高等教育への平等なアクセスを得られるようにする事業である。事業の内容は次のとおりである。

- 1 市内に住所を有する者の子で、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に進学する希望者のうちから、奨学生を決定し奨学金を貸与する。
  - ①貸与月額 45,000 円以内
  - ②新規貸与人数 50 人程度
  - ③貸与期間 奨学生が在学する学校の正規の修業期間
  - ④償還方法 貸与期間の3倍に相当する期間内に、年賦又は半年賦で償還（口座振替又は金融機関窓口）。
- 2 市内に住所を有する者の子で、下宿等の自宅外から高等学校等に通学する希望者のうちから、奨学生を決定し奨学金を貸与する。
  - ①貸与月額 30,000 円以内
  - ②新規貸与人数 10 人程度
  - ③貸与期間 奨学生が在学する学校の正規の修業期間
  - ④償還方法 貸与期間の3倍に相当する期間内に、年賦又は半年賦で償還（口座振替又は金融機関窓口）。

## (1) 高等学校等向け制度の見直し

### 【現状】

浜松市奨学金の申請件数の推移データは以下のとおりである。

年	大学等		高等学校等	
	申請者数	採用人数	申請者数	採用人数
2023	42人	41人	0人	0人
2022	47人	41人	1人	1人
2021	45人	45人	0人	0人
2020	48人	48人	1人	1人
2019	37人	35人	2人	2人

これを見ると、高等学校等の申請者数が0人から2人の間で推移しており、低調な状況が続いていることがわかる。高等学校向けの募集要項には、採用予定人数は10名程度と記載されているが、申請者数はその予定人数に満たない状況である。一方で、中学生向けの就学援助制度の受給割合は年々増加傾向にあることから、本来であれば、高校生向けの奨学金にも一定の利用ニーズがあるものと考えられる。

浜松市奨学金の高等学校向けの申請者数が低調な要因として、保護者等への制度の周知不足が考えられる一方で、大学向けの奨学金には毎年一定の申請件数がある。教育支援課として必要な周知は行っていることを考慮すると、制度自体に申請を妨げる要因が存在すると推察される。

### 【指摘】

高等学校等の奨学金の申込資格には「下宿等自宅外から通学することがやむを得ないと認める者」という条件がある。しかし、浜松市の高校生の大多数は自宅から通学しているため、この条件に該当する生徒自体が少ないと考えられる。そのため、申請件数が少ない理由として、下宿等からの通学を条件としていることが挙げられる。

もともと新規貸与予定人数が10人と多くはないものの、申請者が0人である現状を踏まえると、自宅から通学する生徒も奨学金貸与の対象に含めることを検討すべきである。

なお、自宅から通学する生徒と下宿等、自宅外から通学する生徒では経済的負担が異なるため、公平性の観点から、貸与月額や申請時の所得条件に差異を設けることについても検討する必要がある。

## (2) 奨学金の所得条件

### 【現状】

浜松市奨学金制度の認定を受けるための条件は以下のとおりである。

	大学・専門学校等向け	高等専門学校、高等学校等向け
利子	無利子	無利子
条件	①大学・専門学校等の学生 ②保護者が浜松市在住 ③連帯保証人2名	①高等専門学校、高等学校等の生徒 ②保護者が浜松市在住 ③連帯保証人2名 ④下宿等自宅外から通学することがやむを得ないと認める者
成績	高校の成績が平均点以上又は大学等取得単位の成績評定が平均以上	成績が平均点以上
所得	父母の合計所得 805 万円以下 (給与所得者の場合+10 万円)	父母の合計所得 805 万円以下 (給与所得者の場合+10 万円)

### 【意見】

奨学金制度の認定条件において、所得基準は父母の合計所得のみで決定されており、各家庭の世帯構成や特別な事情が十分に反映されていない。

公平な支援を行うためには、所得金額だけで判断するのではなく、世帯構成や個々の事情を考慮する仕組みが必要と考える。

例えば、母子・父子家庭、就学者のいる世帯、障がい者のいる世帯、長期療養者がいる家庭、その他特別な事情を抱える家庭については、所得算定時に一定の控除を設けるなどの措置を検討することが望まれる。

### (3) 事業指標

#### 【現状】

育英事業では、奨学金の「貸与適格者への支給率」を事業の指標としている。直近の推移は以下のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
貸与適格者への支給率 (%)	目標	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100

#### 【意見】

本事業の目的が、経済的に困窮している学生を幅広く支援することであることを踏まえると、制度をより多くの学生に周知し、利用を促進することが不可欠である。また、大学等向け及び高等学校等向けの奨学金いずれも、応募人数が予定人数に満たない状況が続いているため、応募者数の増加が今後の課題となっている。

貸与適格者への支給率は過去5年以上にわたり100%を達成している。したがって、事業の目標指標としては支給率だけでなく、奨学金制度の応募者数や採用者数を指標に加えることを検討すべきである。

## Ⅷ その他事業

### 1 指導課

#### (1) 政策指標と事業指標

##### 【現状】

浜松市では、「これからの社会を生き抜くための資質や能力の育成」という政策を実現するために「部活動等推進事業」と「教育指導運営経費」の2つの事業を実施している。

政策シートには、30年後の理想の姿、10年後の政策の柱、政策指標の状況などについて、次のとおり記載されている。

<政策シートから抜粋>

項目	内容
政策名	これからの社会を生き抜くための資質や能力の育成
理想の姿 (30年後の姿)	地域の宝として愛情を注がれた子どもたちは、浜松に誇りを持ち、世界を舞台に活躍している。
政策の柱 (10年後)	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。</li><li>すべての子どもたちに、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。</li></ul>
政策の概要	運動・スポーツや文化活動を通して、児童生徒の心身の健全な発達を図る。
政策指標	浜松市中学校部活動運営方針の遵守
実施事業	部活動等推進事業、教育指導運営経費

実施事業である「部活動等推進事業」と「教育指導運営経費」の事業目的・事業対象、事業コストの状況、事業の指標の状況など、個別具体的な内容については、事業シートに記載されている。

すなわち、政策シートと事業シートは密接に繋がっており、各事業指標の達成や政策指標の達成を通じて、10年後の政策の柱や30年後の理想の姿を目指すことになる。

具体的には、政策シートの政策指標である「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」を達成するために、「部活動等推進事業」と「教育指導運営経費」を実施することになるが、両事業の事業指標は次のとおりである。

<事業シートから抜粋>

事業名	事業指標
部活動等推進事業	小中体連及び小・中文連の対象事業参加率
	部活動指導員の配置人数
教育指導運営経費	(運営経費のため、事業の指標はない)

**【意見】**

部活動等推進事業において、事業指標である「小中体連および小・中文連の対象事業参加率」と「部活動指導員の配置人数」が目標通り達成されていたとしても、政策指標である「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」が達成されたかどうかを判断することは難しいと考える。部活動等推進事業では、「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」に関する調査が実施されている。したがって、当事業の事業指標として「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」を追加すべきである。

**(2) 部活動等推進事業**

**【現状】**

浜松市は、中学校に部活指導員を配置し、専門的な指導による部活動の充実と、教員の多忙化解消を図ること等を目的として、「部活動等推進事業」を実施しており、部活動指導員の配置人数を事業の指標としている。事業指標の推移は次のとおりである。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
部活動指導員の配置人数	目標	40人	45人	46人	46人	60人	69人
	実績	37人	43人	45人	43人	46人	-人

これを見ると、2022年度の実績は43人で、目標の46人を下回っているが、2023年度の目標は60人であり、前年度の目標の約1.3倍に増加している。また、2023年度の実績は46人で、目標の60人を大きく下回る結果となっているが、翌2024年度の目標は69人と、前年よりもさらに増加している。

目標値の設定について担当者に確認したところ、以下の回答があった。

- ・2018年度に5か年計画を策定し、国の「補習等のための指導員等派遣事業」をもとに、市の目標値を決めている。
- ・5か年計画の最終年度である2024年度に指導員の配置人数が69人（1校につき1～1.5人程度）となるように、各年度の目標値を計算している。

・2018年度の計画策定時から、勤務条件や競技と中学校とのマッチングなどの課題があり、最終目標を達成するのは困難な状況であった。

### 【意見】

部活動等推進事業の事業指標である部活動指導員の配置人数は、目標と実績との乖離が大きく、実態に即していないものとなっている。期待する人材の確保が十分に見込めないことや、予算に制約があることなどを考慮に入れ、実情に即した目標値の設定を検討すべきである。

## (3) 部活動等推進事業交付金

### 【現状】

浜松市は、部活動等推進事業として「文化・スポーツ大会等支援事業」を実施しており、浜松市文化・スポーツ大会等運営交付金交付要綱に基づき、小中学校の文化・体育団体が実施する各種大会等の開催を支援している。

交付金の交付対象団体名、交付対象事業、交付対象経費の内容は、以下のとおりである。

交付対象団体名	交付対象事業
浜松市小学校体育連合	浜松市小学校 30 分間回泳、浜松市小学校陸上大会、各部会におけるスポーツ活動、指導者研修会
浜松市中学校体育連盟	浜松地区中学校夏季総合体育大会、浜松地区中学校新人総合体育大会、その他夏季総合体育大会、新人総合体育大会に相当する大会、指導者研修会
浜松市小学校文化連盟	小学生の音楽科及び図画工作科に関する発表会、展覧会、指導者研修会
浜松市中学校文化連盟	中学生の音楽や美術、弁論等の文化活動に関する発表会、展覧会、指導者研修会

交付対象経費	交付対象経費の内容
報償費	謝礼、講師謝礼、記念品
旅 費	旅費
需用費	消耗品、印刷製本費
役務費	保険料、郵便料、電話料、手数料、クリーニング代
委託料	大会の円滑な運営のために必要な業務委託料
使用料	会場使用料、駐車場使用料

交付対象団体は事業完了後、事業完了報告書、事業報告書、収支決算書を提出し、指導課は、その内容を審査し、適当と認めたときに交付額を確定する。

また、交付対象経費については、文化・スポーツ大会等運営交付金実績報告チェックリストに基づき、決算書と領収書の金額が一致していること、領収書の記載が適正であること、2万円以上の物品購入がないこと等を確認している。

### 【意見】

令和5年度のチェックリストを確認したところ、チェックマークなどの証跡が残っていなかったため、担当者が実際に確認した事実が、事後的にわからない状況であった。このままでは、担当課による審査において、交付対象経費が適当であると認めた判断根拠が残らず、望ましい状態とは言えない。

そのため、担当者がチェックリストに基づいて確認を行った際には、確認の証跡を残すべきである。また、上長は担当者が作成したチェックリストを確認し、少なくとも確認に不備がないことを査閲することが適当である。

## 2 教育センター

### (1) 夢育やらまいか事業

#### 【現状】

浜松市は、子供が夢と希望を持って学校生活を送れるよう、家庭・地域と連携を図りながら、地域や子供の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する目的で、「夢育やらまいか事業」を実施している。

事業の一環として、市立の全小中学校に、地元の有識者、健全育成会、PTA代表、学校教職員などが参加する「夢をはぐくむ学校づくり推進協議会」が構成され、その地域や学校の特色を活かした学校づくりに取り組んでいる。市は、協議会が行う活動に対して負担金を拠出している。

協議会の活動例は、以下のとおりである。

- ・心の教育の推進（1/2成人式、立志式など）
- ・文化的行事の充実（演劇、演奏鑑賞など）
- ・部活動環境の整備（横断幕の作成など）
- ・郷土愛を育む教育の充実（特産品を使ったものづくりなど）
- ・起業家教育の充実（模擬会社の経営体験など）
- ・地域体験活動の充実（米作りや野菜の収穫体験など）

協議会は事業終了後、市に対して決算関係書類を提出し、市は「夢育やらまいか事業決算関係書類チェック票」に基づいて、その内容を確認している。

### 【意見】

各協議会の決算関係書類を確認したところ、一部の協議会の領収書において、品名と支出合計額は記載されているものの、単価と数量については記載がなく、明細も添付されていないものが散見された。このような場合、決算関係書類チェック票No.9の「2万円以上の物は購入できない」に該当するかどうかは、領収書だけでは判断できない。

#### ＜チェック票No.9の内容＞

需用費の用途で、単品で2万円以上の物は購入できない。そのような購入物はないか確認。(ただし、インク代、トナー代、土代、種苗代、横断幕代は、2万円を超えてもよい)

担当者によれば、決算関係書類を閲覧して、単品で2万円以上の物を購入していないか確認できない場合は、協議会担当者に電話で確認し判断しているとのことである。しかし、電話確認の内容は記録として残っていないため、書類上は判断根拠が不明確である。

したがって、このような需用費については、少なくとも領収書に購入数量の記載を求めるなど、1個当たりの単価がわかる証憑を添付することが適当である。

## (2) 理科・ものづくり教育支援事業

### 【現状】

浜松市は、理科・ものづくりの学習の場や体験活動を実施する地域支援ネットワーク「浜松RAIN房」の活動を支援することを目的として、「理科・ものづくり教育支援事業」を実施している。

令和5年度においては、「浜松RAIN房」が実施した以下の内容につき、負担金を支出している。

- ・浜松版理科カリキュラムの実施
- ・協働センター、放課後児童会等が実施する講座への支援
- ・浜松RAIN房参加機関が実施する講座への支援
- ・主催教室の実施 等

「浜松RAIN房」は事業終了後、市に対して実績報告書、収支決算書、費目明細（人件費明細、消耗品費明細等）を提出し、市は提出された書類を用いて、負担金の対象となる取引か否かを確認している。

令和5年度の「浜松RAIN房」からの提出資料を閲覧したところ、提出資料には、請求書や領収書といった購入先からの証憑が添付されていなかった。担当課によれば、以下の理由により、購入先からの証憑添付を求めているとのことであった。

- ・提出資料のうち、実績報告書には浜松RAIN房の事務局がある国立大学法人静岡大学の押印があり、同大学で費目明細の内容が確認されたものと考えられる。
- ・提出資料のうち、費目明細には、種目ごと取引ごとに詳細を記載することが求められており、購入先からの証憑がなくても、具体的な支出内容が把握できる。

### 【意見】

負担金の対象となる取引かどうかについては、費目明細を閲覧する限り、具体的な支出内容が詳細に記載されているため、判別可能であると考ええる。

一方、費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致しているかどうかについては、実績報告書に静岡大学の押印があることで問題はないとしているが、静岡大学によるチェック内容は不明である。

理科・ものづくり教育支援事業が今後も継続予定であることを踏まえると、費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致するかについて、より一層のチェックが必要と考える。例えば、実績報告書等に静岡大学によるチェック内容やチェック済であることの記載を求めることや、担当課が、不定期に費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致することを確認することが適当と考える。

### (3) 生きた英語力育成事業

#### 【現状】

浜松市では、英語の授業を通して、児童生徒の言語や外国の文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、「生きた英語力育成事業」を実施し、小学生・中学生・高校生を対象に、外国語指導助手（ALT）を活用した授業を行っている。

事業の指標は次のとおりである。

- |                              |
|------------------------------|
| ① 児童1人あたりのALT活用時間数（高学年）      |
| ② 生徒1人あたりのALT活用時間数           |
| ③ 英語指導力向上研修を受講した教員が存在する学校の割合 |
| ④ ALTの人数                     |

#### 【意見】

事業指標の推移を確認したところ、①児童1人あたりのALT活用時間数（高学年）については2022年度以降、④ALTの人数については2021年度以降、目標と実績の差が出ていた。

指標名称	年度	2019	2020	2021	2022	2023
① 児童1人あたりのALT活用時間数（高学年）	目標	23時間	23時間	23時間	35時間	35時間
	実績	23時間	23時間	23時間	23時間	23時間
④ ALTの人数	目標	60人	60人	62人	62人	62人
	実績	60人	60人	60人	60人	60人

担当者によれば、予算との兼ね合いにより実績値は目標値を下回っている状況とのことであった。

今後も事業を実施するうえで、期待する十分な予算が確保できない場合、予算の制約により目標と実績の乖離が続く可能性がある。目標値の見直しの必要性についても検討することが望ましいと考える。

以上